

## 第 4 回教育委員会定例会 案件表

### ○日 時

令和8年2月19日(木) 午前10時00分から

### ○議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第6号 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について (資料1)

#### 2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

#### 3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕  
(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕  
(3) 南町小学校近隣における旅館業営業譲渡承継承認申請について (資料2)

#### 4 報 告

- (1) 教育長報告
- ① 令和8年第一回練馬区議会定例会提出議案について (資料3)
  - ② 就学援助制度における認定基準および入学準備費単価の引き上げについて (資料4)
  - ③ 練馬区立美術館・貫井図書館改築等実施設計業務およびコンストラクション・マネジメント業務の結果について (資料5)
  - ④ 練馬こども園の認定について (資料6)
  - ⑤ 第1子保育料無償化等に伴う保育需要への対応について (資料7)
  - ⑥ その他

議案第6号

令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書  
について

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 教育長 三浦 康彰

令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書  
について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。



令和7年度 教育に関する事務の管理  
および執行の状況の点検・評価報告書  
(案)

令和8年（2026年）2月

練馬区教育委員会

練馬区教育委員会 委員名簿

(令和8年2月1日現在)

教	育	長	三	浦	康	彰
委		員	小	林	三	保
委		員	仲	山	英	之
委		員	森	山	瑞	江
委		員	大	石	光	宏

## 目 次

I	点検および評価制度の概要	
1	教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施	・ ・ ・ 1
2	点検・評価の実施方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	評価対象年度	・ ・ ・ ・ ・ 2
4	教育委員会について	・ ・ ・ ・ ・ 2
5	練馬区教育・子育て大綱	・ ・ ・ ・ ・ 3
II	練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）体系図	・ ・ ・ ・ ・ 5
III	重点施策評価結果一覧	・ ・ ・ ・ ・ 6
IV	事業成果	
○	教育分野	
1	教育の質の向上	・ ・ ・ ・ ・ 7
2	家庭や地域と連携した教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 25
3	支援が必要な子どもたちへの取組の充実	・ ・ ・ ・ ・ 33
○	子育て分野	
1	子どもと子育て家庭の支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 47
2	子どもの教育・保育の充実	・ ・ ・ ・ ・ 55
3	子どもの居場所と成長環境の充実	・ ・ ・ ・ ・ 62
V	点検・評価に関する有識者からの意見および助言	・ ・ ・ ・ ・ 70
VI	令和8年度の主な事業	・ ・ ・ ・ ・ 74

## I 点検および評価制度の概要

### 1 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理および執行の状況の点検および評価を実施するとともに、その結果を議会に報告し公表することとされています。

この法律の規定に基づき、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、効果的かつ効率的な教育行政を推進するとともに、区民の皆さまへの説明責任を果たすため、教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価（以下「点検・評価」といいます。）を実施し、報告書にまとめました。

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」（令和3年3月改定）の重点施策について点検・評価を行いました。

### 2 点検・評価の実施方針

教育委員会では、つぎの実施方針に基づき、点検・評価を実施しました。

#### 練馬区教育委員会

#### 練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の 点検および評価の実施方針

練馬区教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく『教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価』を、本方針により実施する。

#### 1 目的

- (1) 主な事務や事業（以下「主な事務等」とする。）の取組状況について点検および評価（以下「点検・評価」とする。）を実施し、様々な課題やその取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的かつ効率的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検・評価に関する報告書を作成し、これを練馬区議会に提出するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

#### 2 実施方法

- (1) 教育委員会の事務に関する計画を踏まえ、主な事務等を対象として点検・評価を行う。
- (2) 点検・評価は、前年度の主な事務等の取組状況を総括するとともに、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに、事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う。
- (4) 学識経験を有する者の知見の活用を図るために「練馬区教育委員会の点検・評価に

関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」とする。）を置く。

①「点検・評価に関する有識者」は、公正な意見を述べる者の中から、教育委員会が委嘱する。

②「点検・評価に関する有識者」は、評価等について助言を行う。

(5) 教育委員会における点検・評価の後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

**【参考】** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 3 評価対象年度

令和6年度の事務の管理・執行を評価対象としました。

### 4 教育委員会について

#### (1) 教育委員会の制度と組織

教育委員会は、学校その他の教育機関の管理、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱い、および教育関係機関の職員の任免その他人事に関する事務を行い、また、社会教育その他の教育、学術、文化に関する事務を管理、執行するための合議制の執行機関です。この教育委員会の仕組みを定める「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月に施行されたことに伴い、新たな教育委員会制度が始まりました。

練馬区教育委員会は、区長が区議会の同意を得て任命した教育長および4人の委員で組織され、教育長の任期は3年、その他の委員が4年となっています。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。

なお、教育委員会の所掌事務は広範囲にわたりますので、その職務権限に属する事務を具体的に処理し、執行するための機関として、教育委員会事務局が設置されています。

## (2) 令和6年度教育委員会の活動状況

教育委員会の会議は、原則として、月2回開催する「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）は、定例会24回、臨時会5回を開催しました。

この会議では、教育行政に関する事務処理方針が決定され執行されます。令和6年度の会議においては、議案35件、協議事項6件、報告事項132件の審議等を行うとともに、学校教育支援センター石神井台など4か所を視察しました。

また、教育委員は児童との意見交換会や学校行事などに参加し、学校や子ども関連施設等の状況把握などに努めています。

### 【令和6年度の主な審議等の内容】

<p>① 議案</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 条例の制定または改正の区長への依頼</li><li>・ 教育委員会規則の制定または改正</li><li>・ 教育関係予算案に関する事</li><li>・ 職員の人事に関する事</li></ul> <p>② 協議</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について（2回）</li><li>・ 令和6年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について（3回）</li><li>・ 練馬区児童生徒への性暴力等の防止に向けた対策方針について（1回）</li><li>・ 大泉小学校・大泉中学校近隣における旅館業営業許可申請について（1回）</li><li>・ 令和6年度「お祝いの言葉」について（1回）</li><li>・ 練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プランの改定について（1回）</li></ul> <p>※（ ）内は、協議の回数を示しています。</p>
--

## 5 練馬区教育・子育て大綱

「練馬区教育・子育て大綱」は、平成27年4月に設置した総合教育会議において、5回にわたり、教育委員会と区長が協議して策定しました。「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。策定から5年が経過し、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により新たな課題が生じたため、教育委員会と区長が協議し令和3年3月に改定しました。

教育分野では、新たな重点施策として、家庭や地域と協働した学校運営の推進、さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援を位置付けました。

児童生徒の充実した学習のためタブレットパソコンの一人一台の配備など一人ひとりに応じたきめ細かな教育、いじめの未然防止・早期対応、不登校児童・生徒や障害のある子どもたちへの学習支援などにも継続して取り組めます。

子育て分野では、新たな重点施策として、新しい児童相談体制の充実、青少年の健全育成・若者の自立支援を位置付けるとともに、乳幼児親子の相談支援、保育サービスのさら

なる充実、放課後の居場所の充実などを図っていきます。

また、両分野ともに ICT 機器やオンラインの利活用を通じた、子どもたちへの学習支援や、相談機能と情報発信など、コロナ禍に応じた取組を推進します。

II 練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）体系図

教育分野		子育て分野	
<p>目標 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成</p>		<p>目標 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備</p>	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1 子どもと子育て 家庭の支援の充実	① 相談支援体制の充実
	② 教員の資質・能力の向上		② 新しい児童相談体制の充実
	③ 学校の教育環境の整備		③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
2 家庭や地域と連携した教育の推進	① 家庭教育への支援	2 子どもの教育・保育の充実	① 家庭での子育て支援サービスの充実
	② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働		② 練馬こども園の充実
			③ 保育サービスの充実
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	① いじめ・不登校などへの対応	3 子どもの居場所と成長環境の充実	① 安全で充実した放課後の居場所づくり
	② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援		② 児童館機能の充実
	③ 障害のある子どもたちなどへの支援		③ 青少年の健全育成・若者の自立支援

### Ⅲ 重点施策評価結果一覧

1：施策が、良好に進んでいない。  
 2：施策が、良好に進んでいる。  
 3：施策が、とても良好に進んでいる。

#### ○教育分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁
1 教育の質の向上	1－① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	2	7
	1－② 教員の資質・能力の向上	2	16
	1－③ 学校の教育環境の整備	3	21
2 家庭や地域と連携した教育の推進	2－① 家庭教育への支援	2	25
	2－② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	2	29
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	3－① いじめ・不登校などへの対応	2	33
	3－② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	3	40
	3－③ 障害のある子どもたちなどへの支援	2	44

#### ○子育て分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁
1 子どもと子育て家庭の支援の充実	1－① 相談支援体制の充実	3	47
	1－② 新しい児童相談体制の充実	3	49
	1－③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	2	52
2 子どもの教育・保育の充実	2－① 家庭での子育て支援サービスの充実	3	55
	2－② 練馬こども園の充実	2	57
	2－③ 保育サービスの充実	2	59
3 子どもの居場所と成長環境の充実	3－① 安全で充実した放課後の居場所づくり	2	62
	3－② 児童館機能の充実	2	64
	3－③ 青少年の健全育成・若者の自立支援	2	66

※各重点施策の点検・評価表は、上の表の該当ページをご覧ください。

#### IV 事業成果

##### ○教育分野

##### 1 教育の質の向上

重点 施策	1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校就学前の幼児教育を充実します。</li> <li>○ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。</li> <li>○ 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。</li> <li>○ 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。</li> <li>○ 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。</li> <li>○ タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。</li> <li>○ 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。</li> </ul>

項目1 小学校就学前の幼児教育の充実	
目標	就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備に努める。
事業 成果	<p>国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。</p> <p>区立園、私立園において障害のある子どもの受入れを実施した。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <p>【令和4年度】 区立幼稚園69人 私立幼稚園121人</p> <p>【令和5年度】 区立幼稚園59人 私立幼稚園164人</p> <p>【令和6年度】 区立幼稚園69人 私立幼稚園175人</p>
今後の 取組	区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について引き続き検討するほか、都の研修、各園の交流研究等の機会を活用し、教育内容の充実を図る。
所管課	学務課

主な取組	項目2 幼保小連携の推進	
	目標	幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への接続期における様々な課題について取り組んでいく。
	事業成果	<p>【令和4年度】</p> 研修・交流会（管理職対象[地区別] 2回、一般職員対象[地区別] 2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年4回 「もうすぐ1年生」発行 11,000部 <p>【令和5年度】</p> 研修・交流会（管理職対象[地区別] 2回、一般職員対象[地区別] 2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 練馬区幼保小連携推進方針 策定 「ねりま幼保小連携だより」発行 年4回 「もうすぐ1年生」発行 10,500部 「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」発行 3,000部 <p>【令和6年度】</p> 研修・交流会（管理職対象[地区別] 2回、一般職員対象[地区別] 2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年4回 「もうすぐ1年生」発行 10,350部
	今後の取組	引き続き、「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」を、架け橋期のカリキュラムの検討等の手引書として活用し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を促進していく。また、研修や懇談会の内容の充実を図ることで、幼児教育・保育と小学校教育の関係者間の理解と連携を深めていく。
	所管課	教育施策課
項目3 小中一貫教育の推進		
目標	義務教育9年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。	
事業成果	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けた「小中一貫教育の取組プログラム」の実践に取り組んだ。校区別協議会や小中一貫教育研修などの研究・研修を実施するとともに、練馬区教育実践発表会での発表や、リーフレット・報告書による情報発信を行った。 <p>【令和4～6年度】</p> 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施	
今後の取組	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けて作成した「小中一貫教育の取組プログラム」を実践し、充実を図る。令和8年2月に小中一貫教育の啓発リーフレットを全校配布するとともに、同月開催予定の練馬区教育実践発表会にて成果を発表する。	
所管課	教育指導課	

項目4 人権教育・道徳教育の推進	
目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・道徳教育を推進する。
事業成果	(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切に教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。 練馬区人権教育推進委員会と連携して、人権教育研修会を年間6回開催し、中堅教諭および初任者をはじめとして、区内教員への人権教育の理解啓発に努めた。  (2) 道徳教育の推進 令和4～6年度は、毎年、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 また、「特別の教科 道徳」を全小中学校において学習指導要領に沿って確実に実施するために、各学校の道徳教育推進教師向けに「道徳教育の基本」および「特別の教科 道徳における主体的・対話的で深い学びの実現」をテーマにした講義や研究授業等を行う研修会を令和4～6年度は、毎年、年間1回行った。
今後の取組	引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。人権教育研修会の内容については、練馬区人権教育推進委員会と連携し、区内教員の必要性に応じた内容になるよう検討する。 また、「特別の教科 道徳」を効果的に実施するため、研修内容の見直し、各校の道徳教育推進教師への啓発を図る。道徳授業地区公開講座については、実施状況を調査し、成果や課題を把握する。さらに、道徳授業地区公開講座における協議会を実施し、保護者や地域と連携した道徳教育を全小中学校において一層推進する。
所管課	教育指導課
項目5 英語教育の充実	
目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
事業成果	(1) ALTを活用した指導体制の充実 ①小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施 ②小学校における全時間ALTの配置 ③ALT派遣会社担当者との情報共有  (2) 英検検定料補助制度 【令和4年度】実施校33校 志願者数2,445人 【令和5年度】実施校33校 志願者数2,618人 【令和6年度】実施校33校 志願者数2,548人  (3) 英語4技能検定（小学校6年生、中学校2年生対象）の全校実施
今後の取組	引き続き、年1回の小学校英語担当教員対象研修会や、年5回の外国語研修会を通して、英語の授業における言語活動の充実、ALTの効果的な活用およびコミュニケーション能力の向上を図るための授業改善について、情報提供や参加者同士の協議を行うことで英語教育の推進を図る。また、小学校第6学年を対象に英語4技能検定を実施し、分析結果説明会等を通して、自校や練馬区の結果を基に児童の実態把握を行うとともに授業改善につなげる。また、ALT派遣会社と連携し、希望する学校にはオンラインで外国人と関わる機会を提供し、実践的なコミュニケーション活動を推進する。
所管課	教育指導課

主な取組

項目6 子どもたちの体力向上の促進	
目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた運動プログラムの提案等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上を図る。
事業成果	<p>(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置 校長、教員を委員とする委員会において、①～③の内容について検討し、実践等を行った。</p> <p>①新体力テストのデータ分析 ②児童・生徒の体力向上に関する実技研修 【会場】中学校 【対象】小中学校教員 ③主体的に運動に取り組む児童・生徒の育成のための教員向けリーフレットの作成・配布</p> <p>(2) 新体力テストのデータ分析に基づいた取組 データ分析を通して明らかになった課題の改善に向け、体育授業および教育活動全体を通じた取組を推進した。</p> <p>【具体的取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育授業の指導力の向上のための教員研修</li> <li>・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定</li> <li>・体力向上検討委員会提案の運動プログラムを周知(リーフレット作成)</li> <li>・体育健康教育推進校(2校)でのICTを活用した体育授業の研究</li> </ul>
今後の取組	豊かなスポーツライフの実現に向けた主体的に運動に取り組む児童・生徒の育成のための教員研修の実施やリーフレットを活用した運動プログラムの周知、体力テストのデータ分析に基づいた各校の取組の推進等により、子供たちが進んで運動に取り組むことができる環境を構築し、継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。
所管課	教育指導課
項目7 子どもたちの食育の推進	
目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」(以下「食育推進計画」という。)の基本方針である「学校における食育の充実」等に沿った取組を進める。
事業成果	<p>校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成する食育推進リーダーを全校に配置した。</p> <p>地場産物(キャベツ、練馬大根等)を区が提供する一斉給食の実施や、各校が区内農家から野菜を購入することで、目の前の食材を「生きた教材」として学校に活用、促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。</p> <p>区内地場産物使用平均日数(内、一斉給食の日数)</p> <p>【令和4年度】小学校54.4日、中学校55.8日 (4日) 【令和5年度】小学校53.3日、中学校59.1日 (4日) 【令和6年度】小学校54.5日、中学校61.2日 (5日)</p>
今後の取組	各校において食育推進リーダーを中心とし、第4次食育推進計画(令和4年度～8年度)や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
所管課	保健給食課

主な取組

項目8 ICTを活用した教育活動の推進	
目標	タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。
事業成果	<p>(1) ハード面の充実</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業を受け持つ常勤教員にタブレット端末配備</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校にデジタル採点システムを導入</li> <li>・校外でも校務環境に接続できる教育モバイルパソコンの配備</li> <li>・保護者と学校との情報伝達サービスを導入</li> </ul> <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の教科書改訂に合わせて、指導者用デジタル教科書（国・社・算・理）を配備</li> <li>・中学校の校内ネットワークをWi-Fi化</li> </ul> <p>(2) ソフト面の充実</p> <p>小・中学校共に、タブレット端末を導入したことで、話し合う活動の充実が図られた。</p> <p>また、学校に登校できない児童生徒に対して、同時双方向型のオンラインを活用した学習指導やインターネットを通じた課題の配信・提出、AI型デジタルドリルの活用を行い、学びの保障を実施することができた。</p> <p>○友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていると回答した割合</p> <p>【令和4年度】 小6 78.7% 中3 79.0%</p> <p>【令和5年度】 小6 82.0% 中3 80.2%</p> <p>【令和6年度】 小6 85.2% 中3 83.9%</p>
今後の取組	学習者用デジタル教科書の拡充や全国学力・学習状況調査のオンライン実施（CBT）等に備えて、小学校の校内ネットワークをWi-Fi化し、通信環境を強化する。また、中学校の教科書改訂に合わせて、指導者用デジタル教科書（国・社・数・理）を導入し、効果的な学習を行う。（小学校Wi-Fiは令和7年9月に整備済み、デジタル教科書は令和7年4月に導入済み）
所管課	教育施策課、教育指導課

項目9 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実	
目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。
事業成果	<p>区立小中学校においては、読書活動年間指導計画を作成し、読書活動の推進を図ってきた。朝読書や読書旬間等の取組は、全校で実施しており、読書に親しむ機会を確保するとともに、読書を通して読解力や思考力を育てている。また、全校に配置している学校図書館管理員による児童生徒への読み聞かせや、学校図書館を利用した調べ学習等の取組を通じて、児童生徒の読書活動の更なる推進を図る。</p> <p>平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館管理員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配など学校図書館の運営を支援している。令和4年度からは、業務内容統一のため、学校図書館管理員に配置を一本化した。</p> <p>学校図書館への人的配置校数  【令和3年度】      【令和4～6年度】  学校図書館管理員 小39校、中21校 小65校、中33校  学校図書館支援員 小26校、中12校</p> <p>学校図書館蔵書管理システム（令和2年度末に全校配備完了）により、すべての蔵書をシステム上で管理している。</p>
今後の取組	<p>全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、引き続き学校図書館の利活用を推進する。</p> <p>人的支援については、令和7年度から直接指示ができる学校司書を全校配置し、学習指導要領に基づく各教科等での「調べ学習」や総合的な学習の時間等における「探究的な学習」などでの活用を推進し、学校図書館を利用した学習・読書活動を一層充実させていく。</p> <p>「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」に基づき、区立図書館、学校図書館および関係団体等の連携により、デジタル社会に対応し、子どもたちの自主的、自発的な読書活動を推進させていく。</p> <p>区立図書館による電子図書館サービスが開始し、児童生徒が自らタブレットを利用した「調べ学習」や朝読書で電子書籍を利活用できるようになった。区立図書館では、電子書籍の取扱いを充実させていく。</p>
所管課	教育指導課、光が丘図書館

主な取組

昨年度の点検・  
評価における  
主な意見（教育  
委員・有識者）

- ① 学びの連続性を考える上で、乳幼児期の教育は極めて重要である。環境整備のみでなく、教育・保育内容の充実を図る取組についても期待する。
- ② 「練馬区幼保小連携推進方針」の策定や「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」への改訂、「小中一貫教育の取組プログラム」の作成がなされたことはたいへん評価できる。今後は、これらの実践や検証、ブラッシュアップにより、学びや育ちの連続性を重視した教育の推進が図られていくことを大いに期待する。
- ③ 小中一貫教育の取組について、その目的や成果を家族や地域にも十分に周知し、学校のみならず子どもを大切にす地域風土作りにも役立ててもらいたい。
- ④ 人権教育の推進を重点施策として、全校における人権教育や教員研修の取組に努めたことはたいへん評価できる。
- ⑤ 人権教育、道徳教育は、年間を通して徹底して行う必要がある。特に性犯罪に係るものについては、被害者の一生の問題ともなり兼ねないことを認識し、誰も加害者、被害者にならないような教育が重要である。
- ⑥ 人権教育において、子どもたちの育ちや学びは連続性のあるものとして捉え、乳幼児期からの発達を踏まえた体系的なプログラムの充実や幼保小の連携・接続を考慮した取組も期待したい。
- ⑦ 英語教育において、小学校時代からかなり進んでいると思われるが、この頃から英語に興味は薄れては、その後の学習が辛いものになると思う。ぜひ指導改善方法を協議し、一層関心を高め充実してほしい。
- ⑧ 英語教育の充実に対する施策は評価できるが、英語があまり好かれていないとの調査結果を踏まえ、昨年意見にもあるように、英語はコミュニケーションツールであることを重視し、英語の勉強にならないようにしてほしい。
- ⑨ 練馬区の各校において食育推進チームの方々が子どもの体づくりのために食育を推進している。食育において、給食がとてもバランスのとれた食事であることを伝える事はもちろん、残す=捨てる、という食品ロスに対しても練馬の子どもたちには考えてほしい。
- ⑩ 教科書が重いことを改善してもらいたいという要望が、子どもたち、保護者、さらに昨年の意見にも出ている。ICTの活用が進んでいることを踏まえ、置き勉と併行して教科書自体を軽くシンプルなものにするよう出版社に働きかけてほしい。
- ⑪ 「今後の取組」に「学習者用デジタル教科書の導入に備えて・・・」とあるが、例えばデジタル教科書とは何か、デジタル教科書の導入と、利点と課題などを知らない保護者が多くいると聞く。保護者への丁寧な説明や授業参観などで活用体験などを計画し、理解していただいたり不安を取り除いたりする取組が必要と考える。
- ⑫ 学校図書館をより充実させ活用させていこうとする取組に一定の評価をする。しかし一方で、図書館を利用する児童・生徒に偏りがあると考え。多くの児童・生徒が図書館を利用する工夫をしてほしい。例えば、朝学習や10分間図書で図書館の本を読む日を作るなど。

<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 各園の環境整備に加え、都が実施する研修や各園間の交流を通じた研究の機会を捉え、教育・保育内容の充実を図っていく。</li> <li>② 「練馬区幼保小連携推進方針」に基づき、「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」を研修会や懇談会などの機会を活用し、教員・保育士がプログラムの内容を理解し、共通認識を持って実践に取り組めるよう支援していく。具体的な事例や課題と結びつけながら紹介し、現場での活用を促していくことで、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続をさらに進めていく。</li> <li>③ 小中一貫教育については、各中学校区グループにおいて、児童生徒会の交流や部活動体験等の取組を実践しており、継続していく。今後、保護者および地域への理解促進や協力体制の構築に向けて、例年作成している小中一貫教育リーフレットの配付を通して、周知を図っていく。</li> <li>④ 令和6年11月に「人権を基盤とした教育・研修等プログラム作成委員会」を設置し、プログラムを作成した。令和7年度より、幼児児童生徒が、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けるよう区立幼稚園、区立小中学校および区立小中一貫教育校でプログラムを実施している。</li> <li>⑤ 小学校3・4年生で外国語活動、5・6年生で外国語科として英語を学ぶ</li> <li>⑥ 現状を踏まえ、年5回の教員対象研修や、小学校6年生対象の英語4技能検定の実施をしている。また、中学校1年生ではイングリッシュキャンプを実施し、英語を実際に使う場面の設定や、英語で気持ちを伝えたいという思いを児童生徒が持つことを重視し、英語教育を推進していく。</li> <li>⑦ 地場産物の食材を使用した給食については、今後も各校で推進していく。また、区立小学校の全校で農業者と連携した教育活動を実施しており、生産者の話を聞いたり、栽培・収穫体験したりする機会等を通じて、食育の推進を図っていく。</li> <li>⑧ 教科用図書の発行者に対し、教科用図書の軽量化の要望がある旨、伝えていく。</li> <li>⑨ デジタル教科書による動画や音声、拡大表示などの機能により、学習の理解を深めることができる一方、視力・健康面への懸念がある。デジタル教科書の利点や課題については、授業参観や保護者会等で保護者に周知するとともに、「SNS練馬区ルール」リーフレット等を活用した情報モラル教育に関する指導の充実を図り、児童生徒が正しくICT機器を活用できるようにしていく。</li> <li>⑩ 各学校では、朝読書や読書旬間等を読書活動年間指導計画に位置付け、児童生徒が継続的に読書活動に親しむ機会を確保している。また、各教科等で調べ学習を行う際にも、学校図書館の活用を進めている。今後も、全校に配置している学校図書館管理員による学校図書館の環境整備や児童生徒への読み聞かせ等を行いながら、読書活動の充実を図っていく。</li> </ol>
---------------------------------------	---

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼少期から小学校への接続期は、とても重要である。幼児期の発達は個人差が大きく、接続期のみならず、その先の小学校での成長過程も共に見守る必要がある。進路先の学校側から幼稚園、保育園へ頻繁な訪問を通じて情報を共有してもらいたい。</li> <li>○ 幼保小連携の推進の目標を達成するよう精力的に努めていただきたい。関係者の理解と連携を深め、その成果が子供に反映されるよう、例えば小・中学校の教員が幼稚園・保育園等で何をどのように学んでいるかを知る体験的な研修の機会も充実させてはどうか。</li> <li>○ 英語教育の充実において本当に義務教育課程の習熟度に達しているのか、英語が当たり前になりつつある国際社会において基礎的なレベルにあるのかなど、まだまだ課題はある。英検の公費受験も活用しつつ、中学校3年生までの習得レベルとされる英検3級取得率の向上に努めていただきたい。</li> <li>○ 子供たちの食育推進において、給食の代表的レシピ練馬スパゲッティの様に区の食材を使ったメニューが広く周知され食育が区の自慢できる施策となるように努めていただきたい。例えば、人気給食レシピの紹介や、練馬区の食材を使ったレシピの募集など。</li> <li>○ 友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていると感じている子どもたちがここ数年増えていることは、大きな成果である。</li> <li>○ デジタルに寄り過ぎず、紙媒体を一層重視していただきたい。本ならではの感触は大切であり、読書活動に親しむ機会を十分に確保してもらいたい。</li> <li>○ 読書活動の充実において我々大人も課題の多い内容だと考える。子育て世代全体が本を読むことの重要性やメリットを理解し推進していけるよう取り組んでいただきたい。例えば、区立図書館利用時に人生ゲームのように1冊借りたら1マス進むといった付録ゲームのような物をつけて区内の地図状のポイント制覇や世界地図を用いたり親子でお互いの進捗状況を確認しながら本を読むこと借りることを日常に取り込んでもらうなど、小学生位の子供たちがのめりこみやすい達成感をえられる施策を盛り込んで欲しい。</li> <li>○ 学校図書館等の充実に努力していただいていることを評価し感謝したい。しかし、最近の中学生の読書ばなれの実態を知ると、さらに読書する子供たちの育成に力を入れる必要性を感じる。難しい課題であるが、学校とともにぜひ取り組み、機運を盛り上げていただくことを期待したい。</li> </ul>

重点施策	1-② 教員の資質・能力の向上	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。</li> <li>○ 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。</li> <li>○ ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。</li> <li>○ 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。</li> </ul>

主な取組	項目1 教員研修の充実	
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。
	事業成果	<p>職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質の向上を図る。</p> <p>【令和6年度】</p> <p>①職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修、指導教諭連絡協議会</p> <p>②年次研修 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、1年次（初任者）研修・新規採用者研修、2年次研修、3年次研修</p> <p>③担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ対応研修、不登校対応研修、学校マネジメント講座、異文化理解・多文化共生に関する研修、ICT活用推進リーダー育成研修、英語専科教員連絡会、英語4技能検定活用研修</p> <p>④教育課題研修 人権教育研修、外国語研修、特別支援教育研修、特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、体育実技（水泳指導・ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携研修、学校教育相談研修、ねりまスキルアップ講座、指導教諭による模範授業</p>
	今後の取組	若手教員については、東京都が示す教員としての資質の向上に関する指標を基に、学習指導力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力の向上のために、年次に合わせた研修を系統的に実施していく。また、特別支援教育、いじめや不登校の対応、教員のサービスの徹底など、喫緊の課題となる研修の充実を図る。研修の種類や内容によっては、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修を実施し、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。
所管課	教育指導課、学校教育支援センター	

項目2 教員のICT活用能力の向上	
目標	ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。
事業成果	<p>区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用能力の向上に努めた。</p> <p>【令和4年度】            教育ICT実践事例集の印刷・配布            ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（5回）            ICT支援員の継続配置            教員ICT活用状況調査および学校への報告</p> <p>【令和5年度】            練馬区教育ICT利活用ポータルサイトの活用            ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（5回）            ICT支援員の継続配置            教員ICT活用状況調査および学校への報告</p> <p>【令和6年度】            練馬区教育ICT利活用ポータルサイトの充実            ICT活用推進リーダー研修会の開催（5回）            ICT支援員の継続配置（かけつけ訪問追加（上限回数なし））            教員ICT活用状況調査および学校への報告</p>
今後の取組	<p>ICT活用推進リーダー研修会では、学識経験者による講演、先進校の実践の共有などを行い、最新の情報を基にしたリーダーによる各校での還元研修を行えるようにする。また、練馬区教育ICT利活用ポータルサイトを活用し、全教職員に対して、活用事例や国や都の動向などを随時配信していく。</p> <p>学校の課題・ニーズを把握し、実態に応じたICT支援員による授業支援や校内研修を実施し、さらなる教員のICT機器の活用能力の向上を図る。</p>
所管課	教育指導課、教育施策課

主な取組	項目3 子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）
	<p>目標 小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。</p>
	<p>事業成果</p> <p>(1) 人的配置  学校（園）教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校（園）における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定した。  教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間を確保し、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。  ※印は、1校につき1人配置</p> <p>【令和4年度】  学校経営補佐※：中学校1校（4年度末で廃止。副校長補佐に統合。）  副校長補佐※：小学校39校、中学校19校  スクール・サポート・スタッフ：小学校65校(73人)、中学校33校(37人)  部活動指導員：中学校7校（8人）  学校生活支援員：小学校65校（166人）、中学校31校（58人）</p> <p>【令和5年度】  副校長補佐※：小学校60校、中学校32校  スクール・サポート・スタッフ：小学校65校(82人)、中学校33校(41人)  部活動指導員：中学校12校（13人）  学校生活支援員：小学校65校（182人）、中学校33校（59.5人）  令和5年6月～短時間職（4時間/月13日、5時間/月11日）を新設  短時間職の配置人数は、実人数1を0.5人として換算</p> <p>【令和6年度】  副校長補佐※：小学校61校、中学校32校  スクール・サポート・スタッフ：小学校65校(82人)、中学校33校(41人)  部活動指導員：中学校18校（23人）  学校生活支援員：小学校65校（204.5人）、中学校33校（63人）  令和5年6月～短時間職（4時間/月13日、5時間/月11日）を新設  短時間職の配置人数は、実人数1を0.5人として換算</p> <p>(2) 教職員出退勤管理システム  【令和元年度】  ・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始</p> <p>【令和2年度】  ・教職員出退勤管理システムのプロポーザルを実施  ・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築</p> <p>【令和3年度】  ・教職員出退勤管理システム本稼働、令和3年9月から運用開始</p>
	<p>今後の取組</p> <p>スクール・サポート・スタッフおよび副校長補佐については、教員の勤務状況に応じて、適正な配置数を維持する。副校長補佐には学校配置後に即戦力として働けるよう、システム研修の実施を検討する。現在全校に配置している学校生活支援員については、教員の負担軽減に資するよう、順次配置人数を拡充する。  引き続き、教職員出退勤管理システムで客観的に把握した学校別の時間外在校時間を分析し、対策を検討する。</p>
<p>所管課</p> <p>教育指導課</p>	

昨年度の点検・  
評価における  
主な意見（教育  
委員・有識者）

- ① 様々な研修の実施は評価できる。一方、教員の過剰な負担にならないよう配慮してもらいたい。
- ② 若手教員がやりがいをもって教育にあたるように、校長・副校長をはじめベテランの先生方は、若手教員の働きぶりを丁寧にみて適切な評価と積極的な声かけをお願いしたい。同様に、保育士や幼稚園教諭へ上の立場の方からの適切な声かけもお願いしたい。
- ③ 教育の資質向上を図る研修は、今後も継続しつつ内容も都度、質にこだわった内容へとアップデートし続けてほしい。
- ④ 教員の資質・向上について、研修や教員の働き方改革を精力的に進めている点が高く評価したい。その一方で、次のような課題の存在も感じている。
  - ① 多様な価値観を持つ家庭が多い中で、子どもも保護者の影響を受けて多様な価値観を持って登校してきている。そのことで、集団生活になじめず学級への所属感が持てなかったり、教室にいられなくなったりする子どももいると聞く。どの子どもにとっても優しい空間のある教室づくりという観点からの教員研修も必要だと考える。
  - ② LINEを活用したいはじめがあると、大人はその実態を見る事が出来ないなど、情報技術が目まぐるしく変化する社会の中で、大人である教員が活用面についていけないのではないかという危惧を持っている。また、スマホ決済が進み、お金を見たことが無い子どもがいるようである。大人だけでなく、子どもの生活が変化して窮屈になっている現状のなかで、教員がゆったりと子どもと向き合える機会や子どもがゆったり過ごせる機会を作るべきだと思う。
- ⑤ 各教員はそれぞれにICTを活用し、子どもたちの興味を引き出す授業を工夫している。ICTの使用に不慣れな教員も見受けられるが、試行錯誤を重ねながら意欲的に学び、子どもたち以上に勉強している点が高く評価できる。
- ⑥ 幼稚園、小学校、中学校は現在多くのサポートスタッフが在籍し、子どもや教員の支援を行っているように感じる。このことについては高く評価したい。
- ⑦ 部活動指導員数増加のために、予算を上げて幅広く募集してほしい(現実問題、時給が低く若手になり手がいない)。
- ⑧ 子どもたちと毎日接する教員には、「心身ともに元気」で意欲的に能力を發揮してもらいたい。働き方改革はもちろんのこと、時折ストレスチェック制度なども取り入れ、自身の健康状態も十分に意識してもらいたい。

<p>昨年度の主たる意見に取組む方向性を現在以後の</p>	<p>① 適宜、オンラインでの研修を実施するなど、負担の軽減を図っている。</p> <p>② 授業観察を年3回行う中で、管理職には、適切な評価をお願いしている。また、教育指導課訪問や校内研修会において、管理職から各教員の取組を聞き取るなど授業において工夫が見られた点などを評価し伝えることでやる気を促している。</p> <p>③ 毎回の研修を通じて教職員からアンケートを取り、ニーズ等を把握している。年次研修はもちろんのこと、夏季休業中には、ねりまスキルアップ研修を実施し、教員に求められるテーマを設定し、質にこだわった内容にアップデートしている。</p> <p>④ ①初任者研修等を通じて、特別な配慮を要する児童生徒への対応について研修を行っている。校内体制の充実とともに教職員の対応の仕方等、研修を通じて教職員の資質向上を図っている。</p> <p>②インターネットを介したいじめなど、現代の課題を踏まえた教員研修を引き続き実施していくとともに、子どもたち一人一人と教員とが、互いに心身ともにゆとりをもって関わり合えるよう、教育課程の工夫や事務の軽減など、教員の働き方改革を進めていく。</p> <p>⑤ 各校のICT活用推進リーダーを中心とした研修体制およびICT支援員によるサポート体制を構築し、引き続き、ICT機器の活用の促進を図っていく。</p> <p>⑥ 教員の働き方改革および児童・生徒支援に資するサポート人材に対して研修会を実施し、引き続き質の向上を図っていく。</p> <p>⑦ 区報のみならず、区公式SNSを活用し、幅広く募集を行い、概ね計画通りの増員ができています。また、部活動外部指導員の謝礼金について、これまで1時間あたり1,250円だったが、令和7年度から1,500円に引き上げた。</p> <p>⑧ 年に1度、任意ではあるが、健康診断の際にストレスチェックを行っている。その他にも校長・副校長や産業医等による面談など、機を捉えて、教員の健康状態の把握を行っている。</p>
-------------------------------	--

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<p>○ 教職員の研修を通して資質、能力向上に努めていただいている点において一定の評価をしたい。保護者が望む教職員像と区の求める教職員像にズレはないか今一度確認いただき、より一層の向上に努めていただきたい。</p> <p>○ 教員の研修は職務を遂行する上で重要なものであるため、今後とも多様な課題に対応した適切な研修を実施していただきたい。また、教育委員会が行う研修の講師選定について、今までと同様に、講師の情報を集めてより良い研修ができるよう努めていただきたい。教師の子供へのまなざし一つで子供の動きが変わってくるので、教師の変容に期待するところである。</p> <p>○ 道徳教育推進教師向けの研修は年間1回でなく、できる限り多く行ってもらいたい。またそれを教師、生徒向けに実態にあった道徳研究を一層推進していただきたい。</p> <p>○ ICTおよびAIの活用が今後さらに進むと思われるが、単に知識を増やす学習に使うのではなく、各自の頭脳を使う学習になるように活用してもらいたい。</p> <p>○ 学校訪問で各クラスを見学すると、教師が板書のみでなく、考えを深めていくようにプロジェクターを利用するなど、様々な工夫がみられる。とても研究されていると思う。</p> <p>○ 教職員の業務負担軽減へのこれまでの取り組みは評価できるが、さらに推進してもらいたい。特に教員が休みを取りやすくするために、臨時教員が派遣できるような仕組みを整えてもらいたい。</p> <p>○ 働き方改革について、様々な人材を学校に入れて教員を支援することに積極的に取り組んでいることを高く評価したい。</p> <p>○ 学校に対する苦情については、真摯に向き合い解決しなければならない苦情がある一方で、カスハラまがいの苦情もあり、この対応に学校が疲弊している姿が散見される。スクールロイヤーへの相談だけでは解決できない苦情への対応方法を検討していただきたい。精神的にも肉体的にも担当者を追い詰める苦情は健全な学校運営を停滞させると思う。</p>

重点 施策	1-③ 学校の教育環境の整備	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。</li> <li>○ 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。</li> <li>○ 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。</li> <li>○ 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。</li> </ul>

項目1 学校施設の整備（改修・改築）	
目標	改築・改修により児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保する。
事業 成果	<p>築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、計画的な改築・改修が必要である。</p> <p>令和6年度は、向山小学校の実施設計、上石神井北小学校および旭丘小・中学校（小中一貫教育校）の改築工事を進めるとともに、田柄中学校は改築工事、立野小学校、上石神井小学校、上石神井中学校、大泉学園中学校および中村西小学校は基本設計、練馬東小学校および豊溪小学校は実施設計に着手した。</p> <p>校舎を築80年まで使用するため、築60年を目途に長寿命化改修を行う。改修にあたっては建物の状況を調査し、工事内容を精査することでコスト削減に取り組む。令和6年度は開進第一小学校、開進第二小学校および豊玉中学校は基本設計に着手、石神井南中学校は実施設計に着手した。</p> <p>【令和4年度】  工事2校（関町北小学校、上石神井北小学校）  設計3校（旭丘小・中学校、向山小学校、田柄中学校）</p> <p>【令和5年度】  工事3校（関町北小学校、上石神井北小学校、旭丘小・中学校）  設計5校（向山小学校、田柄中学校、練馬東小学校、豊溪小学校、石神井南中学校※）</p> <p>【令和6年度】  工事3校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校、田柄中学校）  設計12校（向山小学校、練馬東小学校、豊溪小学校、石神井南中学校※、上石神井小学校、上石神井中学校、立野小学校、開進第一小学校※、開進第二小学校※、大泉学園中学校、中村西小学校、豊玉中学校※）  ※長寿命化改修</p>
今後の 取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き改築を進めるとともに、校舎の長寿命化改修に取り組む。
所管課	学校施設課

項目2 区立学校の適正規模・適正配置	
主な取組	<p>目標</p> <p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を進める。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。</p>
	<p>事業成果</p> <p>(1) 適正規模・適正配置の取組 今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方について検討を行い、新たな基本方針を策定した。 【令和4年度】 適正規模・適正配置検討委員会 2回 【令和5年度】 適正規模・適正配置検討委員会 3回 第二次適正配置基本方針の策定 【令和6年度】 適正規模・適正配置検討委員会 3回 適正配置第二次実施計画（素案）の公表</p> <p>(2) 小中一貫教育校の開校に向けた取組 令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。 【令和4年度】 小中一貫教育校推進委員会 4回 保護者および地域説明会の開催 延3回 【令和5年度】 小中一貫教育校推進委員会 5回 校章・校歌、標準服等検討部会 5回 保護者および地域説明会の開催 延3回 【令和6年度】 小中一貫教育校推進委員会 4回 校章・校歌、標準服等検討部会 9回 保護者および地域説明会の開催 延2回</p>
	<p>今後の取組</p> <p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえた、区立学校の適正規模・適正配置のあり方に関する新たな基本方針である「第二次適正配置基本方針」に基づき、引き続き教育環境を整備する。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校「みらい青空学園」の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。</p>
	<p>所管課</p> <p>教育施策課</p>
項目3 学級編制等のあり方の検討	
主な取組	<p>目標</p> <p>令和3年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和7年度に小学6年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。</p>
	<p>事業成果</p> <p>令和7年度は小学6年生が35人学級となり、全学年で35人学級を実施した。児童・生徒数の推計を関係各課に提供し、普通教室の確保に努めた。</p>
	<p>今後の取組</p> <p>引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。</p>
	<p>所管課</p> <p>学務課</p>

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 区の財政を考慮した中で、学校設備の整備および適正規模・適正配置が着実に進んでいると思う。</li> <li>② 部活動の環境整備は、各学校ごとに部活動数に違いがあり選択肢の少ない学校もある。例えば、野球部用ネット整備をして、校外にボールが出ないような高さや幅に配慮し、近隣住民へも理解を深めてほしい。</li> <li>③ 校内での犯罪を未然に防ぐ意味で、建物内外で死角になるような場所がないか点検し、改善してもらいたい。</li> <li>④ 今後の学校施設を考えると、コミュニティースクールの導入に伴う、地域の方の校内の居場所、不登校児童生徒等の校内の居場所など、今までにはなかった部屋の確保が求められるようになって考えられる。新しく改築予定の学校にはこのようなスペースの確保も検討していただきたい。</li> <li>⑤ 門の施錠をしている学校としていない学校が見受けられるという意見に対して、令和7年度中に全区立小中学校の主たる門扉に電気錠を設置するという方針で事業が進んでいる点は評価したい。</li> <li>⑥ 新たな小中一貫教育校の改築にあたって、児童館・まちかどケアカフェ・地域包括支援センターの設置は良い取組だと評価する。共生社会への実現の一步にしていきたい。</li> <li>⑦ 小学校の1学級当たりの児童数が35人になったことに伴い、様々な課題が出てきたが、全体的には、これらの課題に適切に対応していただけてきたと受け止めている。普通教室の確保などに苦慮することもあるかと思うが、困難な学校へは行政から支援していただきたい。</li> </ol>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① より良い学びの実現に向けて、学校教育の充実を図り、児童・生徒に良好な教育環境を提供するため、「第二次適正配置基本方針」に基づき、適正規模の小中学校を地域に適正に配置する。</li> <li>② 環境整備においては、学校とも情報の共有を通じて連携し、各校の状況に合わせた対応策を検討する。</li> <li>③ 児童・生徒の安全確保のため、各学校では月に1回の校内点検を行い、死角となる場所の把握と改善に努めている。今後も安全な教育環境の整備を進めていく。</li> <li>④ 教育環境の変化に合わせ、学校や関係各部署との協議を踏まえた上で、学校ごとに対応策を検討する。</li> <li>⑤ 学校への不審者の侵入を未然に防ぐため、令和7年度中に全区立小中学校の主たる門扉への電気錠の設置が完了する予定である。（改築中の学校を除く）</li> <li>⑥ 今後も学校改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を検討していく。</li> <li>⑦ 現在は、中学校の35人学級に向けた準備・調整を進めている。しかし、特別支援学級の増などの影響もあり、余裕教室がない学校がある。そのため、学務課・教育指導課とも協力しながら、学校選択制の人数制限や教育課程の調整等により、特別教室等の活用を検討している。なお、原則として増築はできないため、既存施設内でのやりくりが必須である。</li> </ol>

	評価	特記事項
点 検 ・ 評 価 欄	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校環境の整備を区で定めた基準に準じて適切に行っている点において高く評価したい。子供たちを取り巻く環境の整備は安全面においてもとても重要なことであり適切に実行してほしい。整備する上で必要な説明や準備も適切に進めていっていただきたい。</li> <li>○ 区の財政を考慮した中でのできる限りの学校設備の整備が着実に進んでいることは評価できるが、その中に、豊かな心を育むことにつながる空間の整備も加えてもらいたい。例えば、春日小学校の芝生のある校庭のような、思わずそこで過ごしたくなるような広場を整備してもらいたい。</li> <li>○ 教育環境の整備に関する課題は厳しいものがあるが、大変よくやっていただけてきたと認識している。学ぶ環境は、子供の学習に大きな影響を及ぼすので、これからも多様な変化に対応しながら整備を行っていただきたい。</li> <li>○ 統合・再編では、児童生徒、家族、地域にはより十分に説明を尽くし、安心して進められるようしていただきたい。</li> <li>○ 適正規模・学級編制に関しては、地道な仕事で、うまくいって当然の仕事であるが、その陰には多くの労苦があると想像する。大きくとらえるとなんが教育環境の整備ととらえることができるが、環境が子供に及ぼす影響はかなり大きいと考えている。その意味で、様々な変化に適切に対応していただいていることを高く評価したい。</li> <li>○ 特別支援学級の移設では、場へのこだわり、教師など環境に左右されることが多いため、時間をかけて負担を軽減する方策を考えていただきたい。</li> </ul>

## 2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点 施策	2-① 家庭教育への支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。</li> <li>○ 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。</li> </ul>

項目1 家庭教育への支援	
目標	<p>児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。</p>
	<p>1 家庭への情報提供          多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介するため、家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」を発行するとともに、区ホームページ検索サイト「ネリまなび～親子で見よう」を作成し、情報発信を行った。          また、情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供した。</p> <p><b>【令和4年度】</b>          「ネリまなび」発行 12,000部          情報リテラシーチェックシート利用者数（延べ）            小学生向け 1,265名            中学生向け 404名</p> <p><b>【令和5年度】</b>          「ネリまなび」発行 7,200部          区ホームページ検索サイト「ネリまなび～親子で見よう」            ページビュー数 2,600回          情報リテラシーチェックシート利用者数（延べ）            小学生向け 1,092名            中学生向け 228名</p> <p><b>【令和6年度】</b>          「ネリまなび」発行 6,800部          区ホームページ検索サイト「ネリまなび～親子で見よう」            ページビュー数 1,293回          情報リテラシーチェックシート利用者数（延べ）            小学生向け 863名            中学生向け 127名</p>

主な取組	事業成果	<p>2 講演会の実施 子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。 【令和6年度 テーマ・開催日・参加人数】</p> <p>(1) 子育て講習会『愛着って、なんだろう～愛着と子育ての秘訣』 令和6年5月20日、6月17日、7月8日、8月5日 延89名</p> <p>(2) 学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択～令和7年の高校進学について 令和6年6月22日 59名</p> <p>(3) 子育て講習会『愛着って、なんだろう～愛着と子育ての秘訣』 令和6年9月30日、10月21日、11月18日、12月16日 延96名</p> <p>(4) 不登校のお子さん、学校生活が苦手なお子さんの進路を考える～令和7年の高校進学について (会場・オンライン同時開催) 令和6年10月26日 81名</p> <p>(5) 子育て講習会『思春期はこわくない～思春期まるわかり講座』 令和7年1月20日、2月17日、3月17日 延66名</p> <p>(6) ビジョントレーニングを知ろう～見る力をグングン伸ばす (会場・オンライン同時開催) 令和7年1月25日 118名</p> <p>(7) 不登校やひきこもりがちの子どもたちに家族ができること (会場・オンライン同時開催) 令和7年2月22日 72名</p> <p>(8) 学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択～令和8年の高校進学について (会場・オンライン同時開催) 令和7年3月8日 91名</p> <p>令和6年度 合計8講座 16回 延672名 (令和5年度 合計8講座 15回 延295名)</p>
	今後の取組	<p>児童・生徒用タブレットパソコンのブックマークにより情報リテラシーチェックシートへのリンクを行うなど、引き続き、LINEやタブレット等を用いて家庭教育支援に関する情報発信を行う。 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。また、会場とオンライン同時開催での講演会を増やし、保護者が参加しやすい環境を整える。</p>
所管課	教育施策課、学校教育支援センター	
項目2 関係機関との連携強化		
目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。	
事業成果	<p>スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童生徒の早期支援や長期化防止対応などを学校と連携して行った。また、校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会などにも定期的に出席し、連携を深めた。6年度から統括スクールソーシャルワーカー（保健師）を配置したことにより、関係機関との連携強化や、支援の質の向上を図った。状況に応じ、教育相談室や適応指導教室（トライ・フリーマインド）、総合福祉事務所、保健相談所などとも連携し、適切な支援を行った。</p>	
今後の取組	<p>スクールソーシャルワーク事業では、家庭環境や精神的課題等の困難事例が増加傾向にあることを踏まえ、スクールソーシャルワーカーの専門性向上のため研修等の充実を図るとともに、引き続き子ども家庭支援センター等の関係機関との関係強化と質の向上を図っていく。</p>	
所管課	学校教育支援センター	

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 15回開催された講演会では、不登校に関連するテーマが多く見られた。不登校ははじめなど原因が明確なものとは限らず、どの児童生徒の身にも起こりうる事象である。それだけに、不登校経験者から直接お話をうかがえる機会は、保護者にとって心強いものになる。</li> <li>② 目標に掲げてある「保護者を対象とした話し合いの場」を設けてもらいたい。</li> <li>③ トライ・フリーマインドの保護者を対象にした個人相談や懇談会は重要である。寄り添った支援を引き続きお願いしたい。</li> <li>④ 様々なテーマで数多くの講演会が開催されていることは評価できる。より多くの保護者が参加しやすいように、オンライン同時開催に加え、オンデマンド配信も検討してもらいたい。</li> <li>⑤ 子どもや家族には、教員には話しにくい内容でも、スクールソーシャルワーカーには話せるという内容も少なくないと思う。ちょっとした心配事でも相談できるスクールソーシャルワーカーの活用をもっと進めてほしい。</li> <li>⑥ スクールソーシャルワーカーに関する事業成果に書かれている内容はとても素晴らしい。このように横の連携を密にし、まさに蜘蛛の巣状のネットワークを子どもたちのために構築していただきたい。</li> <li>⑦ 各家庭への情報提供方法を多方面から試みているところが素晴らしい。100%の周知を目指すべく模索し続けてほしい。</li> </ol>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 今後も講演会を実施し、引き続き情報提供を行う。</li> <li>② 保護者向け講演会を、講師からの情報提供の場としてだけでなく、保護者同士がテーマに沿って話し合ったり、情報交換したりする機会としても活用することを検討していく。</li> <li>③ 昨年度に引き続き、トライ・フリーマインドの保護者を対象とした個人相談（随時）や懇談会（各学期1回）を実施する。</li> <li>④ 講演会は、講師と参加者の質疑応答なども経て理解を深めていく内容であり、一方通行の情報提供となるオンデマンド配信にはなじまない内容となっている。講演会の開催日時も検討するなど、引き続きオンライン同時開催を充実し、より参加しやすい講演会となるよう努めていく。</li> <li>⑤ スクールソーシャルワーカーは、定期的に学校を訪問し、個別支援を行っている児童生徒以外からの相談に対応している。個別支援においては、子どもやご家族の思いや悩みに丁寧に耳を傾けながら、必要に応じて関係機関と連携し、支援に取り組んでいる。今後も、支援者として、また相談相手として信頼される存在となれるよう取り組んでいく。</li> <li>⑥ スクールソーシャルワーカーは、学校訪問の頻度を高めながら教員や校内支援者との連携強化に取り組んでいる。また、子ども家庭支援センター、総合福祉事務所、保健相談所等関係機関とも、事業にかかる相互理解を進めることで連携強化を進めていく。</li> <li>⑦ 家庭への情報提供においては、練馬区公式LINEや児童生徒用タブレットパソコンおよび区のホームページ等、様々な方法で発信を行っている。今後も、多くの区民に情報がいきわたるよう、発信の方法を工夫していく。</li> </ol>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多岐にわたり支援策を講じていて、自分に合った支援を選べる点において高く評価したいと思う。子供たちや保護者の未来への希望の足掛かりになることを切に望む。</li> <li>○ 講演会等の実施に加え、保護者を対象とした話し合いの場も設けてもらいたい。</li> <li>○ 不登校や引きこもりがちの子どもへの理解を進めるために、家族支援としての講演会はいい内容だったと思う。</li> <li>○ 統括スクールソーシャルワーカーの配置により関係機関との連携強化や支援の質の向上がなされたことは評価できる。引き続き体制強化を進めてほしい。</li> <li>○ 教育、福祉、保健等を所管する関係機関の連携を強化するという方針に賛同する。この連携によって多くの問題を抱えている子供が浮かび上がってきていると感じるが、子供がいまだに孤立している現状もあるようである。さらに情報連携から行動連携へとお願したい。</li> </ul>

2-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	
重点施策	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。</li> <li>○ 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。</li> <li>○ 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。</li> </ul>

項目1 学校安全対策の推進																																					
目標	区内3警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む他、講習会等啓発事業の開催を通じて保護者、教職員、子ども等の防犯意識の向上に努める。																																				
事業成果	<p>子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の態様、行為、危険性を判断し、各小中学校への防犯指導や臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。また、重大な事態に至りそうなケースについては所管警察に繋げた。</p> <p>さらに、不審者が校内に侵入した場合を想定して、実際に刺股等の防犯用具を使用した訓練を実施するなど、安全対策の充実に努めた。</p> <p>民間警備員の派遣</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【令和4年度】派遣日数</td> <td>307日</td> </tr> <tr> <td>派遣校数</td> <td>52校</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】派遣日数</td> <td>373日</td> </tr> <tr> <td>派遣校数</td> <td>58校</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】派遣日数</td> <td>285日</td> </tr> <tr> <td>派遣校数</td> <td>51校</td> </tr> </table> <p>子どもの見守り・安全講習会の実施</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【令和4年度】参加者</td> <td>4,457名 (27回)</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】参加者</td> <td>6,361名 (41回)</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】参加者</td> <td>12,710名 (50回)</td> </tr> </table> <p>通学区域防犯カメラの設置</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【平成26年度】</td> <td>65台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【平成27年度】</td> <td>128台</td> <td>累計 193台</td> </tr> <tr> <td>【平成28年度】</td> <td>132台</td> <td>累計 325台</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>66台</td> <td>累計 391台</td> </tr> </table> <p>通学路等安全点検の実施 (全小学校65校を3年間で一巡。学校が希望すれば2年連続実施も可)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【令和4年度】実施校</td> <td>23校 (22校+希望校1校)</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】実施校</td> <td>22校</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】実施校</td> <td>22校 (21校+希望校1校)</td> </tr> </table>	【令和4年度】派遣日数	307日	派遣校数	52校	【令和5年度】派遣日数	373日	派遣校数	58校	【令和6年度】派遣日数	285日	派遣校数	51校	【令和4年度】参加者	4,457名 (27回)	【令和5年度】参加者	6,361名 (41回)	【令和6年度】参加者	12,710名 (50回)	【平成26年度】	65台		【平成27年度】	128台	累計 193台	【平成28年度】	132台	累計 325台	【令和元年度】	66台	累計 391台	【令和4年度】実施校	23校 (22校+希望校1校)	【令和5年度】実施校	22校	【令和6年度】実施校	22校 (21校+希望校1校)
【令和4年度】派遣日数	307日																																				
派遣校数	52校																																				
【令和5年度】派遣日数	373日																																				
派遣校数	58校																																				
【令和6年度】派遣日数	285日																																				
派遣校数	51校																																				
【令和4年度】参加者	4,457名 (27回)																																				
【令和5年度】参加者	6,361名 (41回)																																				
【令和6年度】参加者	12,710名 (50回)																																				
【平成26年度】	65台																																				
【平成27年度】	128台	累計 193台																																			
【平成28年度】	132台	累計 325台																																			
【令和元年度】	66台	累計 391台																																			
【令和4年度】実施校	23校 (22校+希望校1校)																																				
【令和5年度】実施校	22校																																				
【令和6年度】実施校	22校 (21校+希望校1校)																																				

主な取組	今後の取組	<p>通学区域防犯カメラを安定的に運用し、古いカメラから順次新しいカメラへ更新をしていくとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。学校・保護者・地域・警察と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。安全講習会については、不審者が校内に侵入した場合に、教職員が組織としての確に行動し、児童生徒を迅速かつ安全に避難誘導できるよう、警察と連携して非常通報装置（学校110番）を使用した実際の110番通報訓練等を実施していく。また、不審者に対する防犯意識向上のため、PTA等と連携して保護者向けの訓練講習会を実施していく。</p>
	所管課	教育総務課
	項目2 地域を活用した教育活動の推進	
	目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・技能を有する地域の人材の活用を進める。
	事業成果	<p>地域人材の活用を進めるため、平成28年度から「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度以降全校・園で実施している。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。</p> <p>また、多くの学校で「地域未来塾」を実施し、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象に、放課後等を活用した学習支援を行った。地域未来塾の実施に当たり、大学生や教員OB等の地域人材を活用した。</p> <p>さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用した。</p> <p>【令和4年度】※  学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 81校）  学校サポーター登録数 528名・17団体（令和4年度末時点）</p> <p>【令和5年度】※  学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 83校）  学校サポーター登録数 381名・14団体（令和5年度末時点）</p> <p>【令和6年度】  学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 85校）  学校サポーター登録数 410名・15団体（令和6年度末時点）</p> <p>※ 地域未来塾の実施校について、大泉桜学園は2校としてカウントした。</p>
	今後の取組	<p>引き続き、全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域人材の活用を進め、地域未来塾をはじめとする地域連携事業の充実に取り組む。</p> <p>また、学校サポーター登録制度の周知や登録者情報へアクセスしやすい環境整備に取り組むことで、学校での更なる地域人材活用につながるよう、支援していく。</p>
所管課	教育指導課	

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの見守り・安全講習会の実施、防犯カメラ設置等が着実に進んでいることは評価できる。防犯カメラに関しては、犯罪を未然に防ぐ意味で、通学路にはたくさんの防犯カメラが設置されていることを周知することも大事である。</li> <li>② 子どもたちがまち歩きや地域と取り組む活動を行うと、その地域が活性化し、より一層子育てに理解が進むと考える。また、同時に通学路での防犯活動や見守りにも影響は大きい。ぜひこれからも地域社会との協働を進めていただきたい。</li> <li>③ 教育活動にご賛同いただいている地域の皆様には大変感謝している。地域の皆様の見守りは、防犯カメラよりも子どもたちの防犯になっていると考える。</li> <li>④ コミュニティ・スクールの取組により、学校が地域や子どもを取り巻く様々な機関との連携を強めれば、子どもたちにとっては素晴らしい成果となって現れてくると考える。家庭や地域との連携・協働を進めるために、コミュニティ・スクールの導入を加速してほしい。</li> <li>⑤ 児童の登校時に保護者が不在の家庭では、児童が集団登校に参加しなかったり、登校しなかったりする場合があるようだ。または、早く学校に登校せざるを得ず、どこにも行き場のない児童がいるようである。検討すべき課題かと考える。</li> <li>⑥ 地域の人材活用について、登録者情報にアクセスしやすいように取り組むということであり、その成果に期待している。また、地域の人材活用では、謝礼等の費用が発生する場合は予想される。学校へ予算面でのサポートを行っていただきたい。</li> </ol>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 通学区域防犯カメラについては、7年度から区ホームページにて周知を開始した。今後とも区・教育委員会による学校安全の取り組みを周知していく。</li> <li>② 区内小学校では、生活科や総合的な学習の時間等で、町探検や地域で働く方々との交流を行うことを通じて、地域を大切にしている。また、区内中学校では、地域の施設で職場体験を実施するなどして、地域との関わりを深めている。今後も、地域や保護者の協力を得ながら、児童・生徒の体験的な学習を進めるとともに、地域の活性化を図っていく。</li> <li>③ 例えば小学校では、保護者や地域の方が来校者への声掛け、校内や学校周辺の見守りなどを行う学校安全安心ボランティア事業を実施している。引き続き、保護者や地域と連携した安全確保に努めていく。</li> <li>④ 今年度は、学校運営協議会制度導入校3校に加えて、令和8年度から学校運営協議会制度導入を希望する学校6校を実証校として指定し、正式導入に向けて検証を進めている。令和8年度以降も、学校の実態を踏まえながら、学校運営協議会導入校を拡充していく。</li> <li>⑤ 令和7年度は児童の登校の実態や保護者のニーズ、学校の課題等を把握するため、「小学生の朝の居場所」に関するアンケート調査を実施した。アンケート結果を踏まえ、令和8年度からのモデル実施に向け、学校等と調整を進める。</li> <li>⑥ 令和7年度から登録者台帳の一斉更新および運用変更を行い、登録者情報にアクセスしやすい環境を整えた。謝礼等の費用面について、予算令達後の執行見込額調査を行い、必要としている学校に再配当できるように配慮した。</li> </ol>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の安全対策推進において一定の評価はできるが、現在想像を絶する事案事件が起きているというニュースを目にすることもある。そのため学校と保護者、地域が今一度子どもたちの安全を守るために意識向上をしていく必要があると考える。今後の取り組みに保護者と連携して訓練講習を実施するとあるが、参加率を上げる為にも周知活動に力を入れてほしい。</li> <li>○ 安全対策および地域を活用した教育活動の質を上げ、効率的に運営するためにコミュニティ・スクールの導入を加速してもらいたい。</li> <li>○ 現在取り組んでいること、今後の方向性の中で、小学生の朝の居場所に関する取り組みの報告があった。アンケート結果を踏まえモデル実施に向けて学校等と調整を行うということなので、この成果を期待している。私の自宅近くの学校でも、児童が早くから正門の前に立って門が開くのを待っている姿を見かける時があるが、少数の子供であっても見過ごすことができない問題だと思う。</li> </ul>

### 3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策	3-① いじめ・不登校などへの対応
	概要

- いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。
- 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。
- 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。
- 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組めます。

項目1 いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進	
目標	いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。 スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機関の連携を一層深めていく。
事業成果	<p>(1) 教育相談の実施 区内4か所の教育相談室で、専門的教育相談員による対面での相談（来室相談）や電話相談を実施している。このほか、児童・生徒用タブレット等を活用したメール・チャット相談等を行っている。</p> <p>●来室相談件数 【令和4年度】2,653件【令和5年度】2,623件【令和6年度】2,685件</p> <p>●電話相談件数 【令和4年度】761件【令和5年度】758件【令和6年度】914件</p> <p>●メール・チャット相談件数 【令和4年度】444件【令和5年度】714件【令和6年度】823件</p> <p>(2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。また、小・中学校からの依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの訪問支援件数 【令和4年度】小学生 4,338件 中学生 4,710件 【令和5年度】小学生 5,253件 中学生 5,001件 【令和6年度】小学生 5,369件 中学生 5,182件</p> <p>(3) 研修会等の実施 若手教員研修会において、いじめ防止をテーマにした内容を実施し、いじめの未然防止に向けた教員の役割について理解を深めた。 全校のいじめ対策推進教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。 各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修資料（令和7年3月改訂）」の活用について、学校に周知した。 不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。</p>

主な取組	今後の取組	<p>今後も対面での相談だけでなく、電話、インターネットを活用したさまざまな相談方法を継続していく。</p> <p>スクールソーシャルワーカーによる学校訪問においては、引き続き早期対応が可能となるよう、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等校内支援者との情報共有と連携を強化する。また、スクールソーシャルワーカーの専門性向上のための研修等の充実を図り、支援の質の向上に取り組んでいく。</p> <p>引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。</p> <p>令和6年4月に各校に周知した「いじめ対応フローチャート」や令和6年度に改訂した「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう徹底し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。</p> <p>不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例について協議を通して共有し、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校対応巡回教員の巡回指導を活かし、校内別室対応等の不登校対策の強化を図る。</p>
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2 専門的人材を活用したいじめ問題の解決	
	目標	生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。
	事業成果	<p>令和3年6月からスクールロイヤー制度を導入した。 委託先：第二東京弁護士会</p> <p>【令和4年度】</p> <p>(1) 相談件数 46案件（延べ113件） (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（1回） (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（3回）</p> <p>【令和5年度】</p> <p>(1) 相談件数 72案件（延べ146件） (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（1回） (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（3回）</p> <p>【令和6年度】</p> <p>(1) 相談件数 103案件（延べ129件） (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（1回） (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（2回）</p>
	今後の取組	令和6年度に引き続き、学校(園)への研修や事例紹介等により、一層の制度活用や情報共有を促進し、教員の意識啓発と対応力向上を図る。
	所管課	教育指導課

項目3 不登校児童・生徒への学習機会の充実	
目標	不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。
事業 成果	<p>1 フリーマインド・トライ 不登校またはそれに準ずる状況にある児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・支援（学習支援を含む。）を行うことにより、その社会的自立に資することを目的としたフリーマインド（小学生対象）およびトライ（中学生対象）を実施している。 令和3年3月に上石神井におけるフリーマインドおよびトライを委託により開始した。支援を充実させるため、令和6年4月に上石神井から石神井台に移転した。 登録者数 【令和4年度】フリーマインド163人（うち上石神井41人）                   トライ290人（うち上石神井71人） 【令和5年度】フリーマインド184人（うち上石神井46人）                   トライ348人（うち上石神井78人） 【令和6年度】フリーマインド175人（うち石神井台67人）                   トライ353人（うち石神井台102人）</p> <p>2 つむぎ 平成30年度から、学校教育支援センター光が丘第一において、不登校児童・生徒に対する個別学習支援等を行う事業を委託により実施している。 令和元年度から対象を18歳まで拡大した。 登録者数 【令和4年度】15人（小学生10人 中学生5人）                   14人（高校生年代） 【令和5年度】23人（小学生14人 中学生9人）                   23人（高校生年代） 【令和6年度】21人（小学生14人 中学生7人）                   14人（高校生年代）</p> <p>3 居場所支援事業 平成28年度から、学校教育支援センター光が丘第二において、様々な要因により不登校等の状態にある児童・生徒を対象に、安心して過ごし、学ぶことができる場を提供する事業を委託により実施している。 登録者数 【令和4年度】17人（小学生10人 中学生7人） 【令和5年度】19人（小学生8人 中学生11人） 【令和6年度】21人（小学生8人 中学生13人）</p>

主な取組	<p>4 ICTを活用した学習・相談支援</p> <p>(1) オンライン相談支援 令和3年度から、フリーマインド・トライに登録している児童・生徒に対して、心理教育相談員によるオンライン会議システムを活用した相談支援を実施している。 【令和4年度】3人（小学生0人 中学生3人） 【令和5年度】3人（小学生0人 中学生3人） 【令和6年度】5人（小学生0人 中学生5人）</p> <p>(2) オンライン個別学習支援 令和4年度から、トライ登録生徒を対象に、令和5年度からはフリーマインド登録児童も対象に含めて、学習指導協力員によるオンライン会議システムを活用した個別学習支援を実施している。 利用者数 【令和4年度】3人（中学生3人） 【令和5年度】6人（小学生3人 中学生3人） 【令和6年度】5人（小学生3人 中学生2人）</p> <p>(3) メタバースを活用した学習・相談支援 令和6年度に、フリーマインド・トライへの通室や自宅から外出することが困難な児童・生徒等への学びの機会を充実させるため、メタバース空間を構築し、学校教育支援センター石神井台において、メタバース体験会を試行実施した。 登録者数 【令和6年度】16人（小学生10人 中学生6人）</p>
	<p>今後の取組 フリーマインド・トライ、つむぎ、居場所支援事業においては社会的自立ができるよう児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を継続する。 ICTを活用した学習・相談支援について、令和7年度は学校教育支援センター（光が丘）においてもメタバースを活用した学習・相談支援を行い、8年度中の本格実施に向けて、検証を進める。</p>
所管課	学校教育支援センター
項目4 不登校実態調査の実施	
目標	令和3年度および4年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。
事業成果	令和3年度から4年度にかけて「練馬区不登校に関する実態調査」を実施。その結果や社会情勢等を踏まえ、令和5年8月に不登校対策方針を改定した。
今後の取組	令和5年8月に改定した不登校対策方針に基づき不登校児童・生徒に対する支援を実施する。
所管課	教育指導課、学校教育支援センター

昨年度の点検・  
評価における  
主な意見（教育  
委員・有識者）

- ① 不登校や引きこもりは、一過性でなく長い期間、社会と絶縁状態が続くことも予想される。特に、思春期には精神的障害を発症しやすい時期でもあり、そっとしておく時期も必要ではあるが、そこを見逃さないことも大切である。保護者には、しっかりと相談体制を示していく必要があると考える。
- ② 11月11日付の日本教育新聞に「大阪・八尾市、不登校の中学生が減、校内外に居場所設け成果」という記事が掲載された。この居場所では、会話、共同作業、将棋などを通して集団生活を送る部屋と個別学習の部屋があり、ここで過ごすことによって、子どもたちは次第に登校できるようになったとのことである。学校内に不登校の子どもが通えるスペースを作ったり、登校できない子どもには校外にこのような機能を持つ居場所を作ることが必要だと考える。不登校の子どもは多様で、一人一人の子どもに丁寧に寄り添える場所が必要だと思うので、ぜひ校内や校外の居場所の設置に向け検討していただきたい。
- ③ 解決が難しいいじめや不登校の問題に、多方面から取り組んでいることは評価できる。関係者による情報共有や成果を議論できる場を設け、役立つ施策に結び付けてもらいたい。また、様々な施策の周知にも力を入れてもらいたい。
- ④ 大人による発見がますます難しくなっている状況の中で、いじめがなかなか減らないことに胸が痛む。考えられる様々な手段を講じていただいていることに感謝したい。「スクールロイヤーinfo」が年間3回程度発行されているようであるが、ぜひ読んでみたい。様々な立場の専門家の意見を伺いながら対応していただきたいと考える。
- ⑤ 学校からのアプローチは必須だが、家庭ごとに状況が違うことも加味しつつ学校・専門家・自治体の連携を密にしてほしい。
- ⑥ 居場所支援事業やICTを活用した学習・相談支援について、登録者数や利用者数が少ない印象がある。現実にはこれらを必要とする子どもがもっと多くいると思うので、活用できる工夫をしていただきたい。

<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① これまで実施してきたチラシやカードの配付、ポスターの掲示等に加え、令和7年10月に発行した「学校に行きづらい子どもの保護者のためのガイドブック」を活用し、様々な相談先・相談方法があることを継続的に周知する。</li> <li>② 校内における学級以外の居場所（校内別室）を設置するための校内別室支援員を令和7年度から全校に配置し、不登校の未然防止および早期対応に努めている。校外の居場所については、学校教育支援センター光が丘第二および石神井台において、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成することを目的とした居場所支援事業を行っている。引き続き、一人一人の子どもに丁寧寄り添いながら個別または集団の支援を行うとともに、ICTの活用等さらなる事業の充実を図る。</li> <li>③ 不登校の児童生徒一人ひとりの将来的な社会的自立に向け、分析、検証を行い、実効性のある取組を推進するため、学識経験者や不登校対策に識見を有する者、小中学校長等で構成する不登校対策会議を開催している。また、フリースクール連携会議を開催し、不登校支援を実施しているフリースクール等民間団体と連携や情報交換を行っている。引き続き、不登校対策会議やフリースクール連携会議を通じて、関係者による情報共有等に努める。</li> <li>④ スクールロイヤーによる法的な知見に基づいた適切且つ迅速な助言により、今後も多様化・複雑化する学校における問題の早期解決を図っていく。</li> <li>⑤ 学校だけでは対応が難しいケースや福祉的支援が必要なケースについては、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携しながら支援を行っている。引き続き、学校・関係機関との連携を密にしながら、家庭ごとの状況に応じた支援に取り組んでいく。</li> <li>⑥ 居場所支援事業やICTを活用した学習・相談支援（メタバース支援）については、トライ・フリーマインドや学校に出席することが難しい児童生徒等を対象としている。引き続き、学校やスクールソーシャルワーカー、教育相談室と連携し、支援を必要とする児童・生徒に必要な支援情報を提供するとともに、令和7年10月に発行した「学校に行きづらい子どもの保護者のためのガイドブック」を活用し、さらなる周知を図る。</li> </ol>
---------------------------------------	---

評価	特記事項
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 135px; top: 360px;">点検・評価欄</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不登校児童・生徒に対しての支援をあらゆる角度から打ち出している点に一定の評価をしたい。しかし多数の支援を展開していても利用者が少なければ意味がなく、周知も含め不登校児童・生徒や保護者が望む支援、そして必要な支援を見極め充実させていっていただきたい。併せて、進学や就職に関してもさまざまなビジョンが想像できるように、そして未来を描いていけるようにサポートしていただきたい。</li> <li>○ いじめや不登校などへの対応に多方面から取り組んでいることは評価できる。加えて、実効性のある新しい取り組みを模索してほしい。</li> <li>○ スクールロイヤル制度ができたことは高く評価したい。学校でもこの制度を利用して対応しているという話を聞いているが、必要な制度であると思う。今後の取り組みにもあるように、事例紹介を積極的に行い、制度の具体的なイメージを学校に持ってもらうことが必要だと思う。ぜひ情報提供を積極的に行っていただきたい。</li> <li>○ オンライン個別学習支援やメタバースを活用した学習・相談支援について、この支援が子供たちにとって大切な学習機会の保障になることを期待している。一方で、オンライン学習支援の参加者数が一桁であることに不安を感じる。10月29日付で報告された文科省の令和6年度の調査結果では、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数が報告されていた。オンライン上での学習を出席扱いとすることができる仕組み作りもこの機会に検討していただきたいと思う。さらに、不登校の児童・生徒を受け入れるフリーマインド・トライや各学校の別室登校など、多様な選択肢ができたことは評価したい。改善点として、生活指導上の課題のある児童・生徒もフリーマインド・トライで積極的に受け入れてほしいと思う。様々な理由で登校できない児童・生徒であるから、生活指導上の課題を抱えていることは当然のことなので受け入れながら彼らの課題を解決するよう期待する。くわえて、各学校に設置された別室はよく活用されているようであり、今後、別室の環境整備に力を入れていただくことを期待している。また、不登校児童生徒数の増加とともに「病気」で学校を長期に欠席する児童生徒もかなりの増加率で増え続けている。オンライン学習も大切であるが、オンラインでの健康チェックも検討していただきたい。さらに、いじめ対応であるが、前述の文科省の調査結果では、いじめや暴力行為も不登校と同様に増加していることがわかった。保護者同士の問題にまで発展する可能性もあるので、この制度を積極的に生かし早期に解決できるよう期待している。</li> </ul>

重点 施策	3-② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあつた生活支援や学習支援を行います。</li> <li>○ 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。</li> </ul>

項目1 一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施		
主な 取組	目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。
	事業成果	<p>(1) 学習支援 経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るための学習支援事業「中3勉強会」を、福祉部と連携して行っている。 【令和4年度】 実施会場7か所、利用者193人、修了者183人、うち進路決定者183人 【令和5年度】 実施会場7か所、利用者208人、修了者208人、うち進路決定者207人 【令和6年度】 実施会場7か所、利用者172人、修了者167人、うち進路決定者167人</p> <p>(2) 経済的支援 就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。 【令和4年度】 小学校 要保護者 287人 (0.85%) 準要保護者 3,613人 (10.73%) 中学校 要保護者 235人 (1.75%) 準要保護者 2,099人 (15.61%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 241人 ※ ( ) 内は全児童・生徒数に対する割合 【令和5年度】 小学校 要保護者 286人 (0.85%) 準要保護者 3,355人 (10.01%) 中学校 要保護者 197人 (1.46%) 準要保護者 1,952人 (14.48%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 259人 【令和6年度】 小学校 要保護者 263人 (0.78%) 準要保護者 3,179人 (9.48%) 中学校 要保護者 183人 (1.38%) 準要保護者 1,832人 (13.85%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 190人</p>
	今後の取組	令和元年度から週2回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図る。 就学援助制度については、保護者に対しては学校を通して毎学期制度の周知を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に対応を行っていく。
	所管課	学務課、学校教育支援センター

項目2 外国人児童・生徒とその家庭への支援	
目標	外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実する。
事業成果	<p>(1) 入学意思等の確認            新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した（延べ人数）。また、各通知は多言語化し送付した。  <b>【令和4年度】</b> 入学確認通知 新小学1年生161名 新中学1年生117名            就学先確認通知 148名  <b>【令和5年度】</b> 入学確認通知 新小学1年生145名 新中学1年生137名            就学先確認通知 194名  <b>【令和6年度】</b> 入学確認通知 新小学1年生147名 新中学1年生191名            就学先確認通知 201名</p> <p>(2) 日本語指導の実施            日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小・中学校に日本語等指導講師を派遣し、日本語指導を行った。  <b>【日本語指導を受けた児童・生徒】</b>            令和4年度 小学校41校 83名 中学校20校 31名 計61校 114名            令和5年度 小学校49校 124名 中学校22校 41名 計71校 165名            令和6年度 小学校48校 163名 中学校28校 55名 計76校 218名            ※関連事業 こども日本語教室（地域文化部地域振興課事業推進係）</p>
今後の取組	<p>令和4年度から就学先不明の外国籍児童・生徒に対して、2か月に1回就学先確認の通知を発送するよう取組を強化した。令和5年度からは仮放免の外国籍児童生徒も対象とし、令和6年度からは学校からの要請や居住先不明で返送があった場合に個別訪問も開始した。令和7年度から区立学校への入学申請を電子化し、申請手続きの利便性向上に努めた。引き続き区立学校への入学意思の確認、就学先の把握に努める。            日本語等指導講師と児童・生徒とのマッチングの精度向上を図る。            中学生については、基本の40回×2時間＝80時間に加え、20回×2時間＝40時間の延長分を認めている。今後、児童・生徒の実態を踏まえた支援の充実策について検討する。</p>
所管課	学務課、教育指導課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 経済格差や母語の違いによる教育格差はあってはならないことである。これまでも堅調な成果をあげている中3勉強会や日本語を母語としない者への学習支援に一層注力されることを期待する。</li> <li>② 様々な家庭環境で育つ子どもには、「安心して過ごせる居場所」が重要であると考え。中3勉強会や地域未来塾などはとても良い資源であると考え。</li> <li>③ 中3勉強会に参加している生徒からは高い評価を得ている。また、不登校生徒の居場所的な存在にもなっている。ぜひ継続し、拡大していただきたい。特に、生徒募集に当たっては、スクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、中3勉強会への参加を呼びかけていただきたい。</li> <li>④ 中3勉強会の成果は確実に出ていて素晴らしい。一方で、参加率や周知率を考えると完璧とは言えず、1人でも見落とさないように、本当に助けを必要としている生徒はまだいることを忘れる事なく、接触方法を工夫し続けてほしい。</li> <li>⑤ 学習支援・経済的支援は評価できる。漏れがないように充実を図ってもらいたい。</li> <li>⑥ 外国人児童・生徒の日本語指導を丁寧に行っていることは評価できる。さらなる充実をお願いしたい。</li> <li>⑦ 日本語等の講師派遣など、とても良く対応して下さっていると考える。その一方で、中学校3年生の子どもを持つ保護者の日常的な不安解消にまでは、効果が及んでいないことが見受けられる。何らかの工夫が必要かと考える。</li> <li>⑧ ヤングケアラーについては、子ども自身の気づきにくさはあるが、何よりケアされている家族にも事実と向き合ってもらいたい。ケアされる側にも認識できる手段を福祉部と連携して構築してもらいたい。</li> </ol>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 中3勉強会では、子どもが安心して過ごせるよう、学習支援に加え、進路や生活に関する悩みや不安の相談を受け付けている。今後も様々な状況に応じた支援を継続する。</li> <li>② 中3勉強会の開催については、例年スクールソーシャルワーカーや福祉部に情報提供し、継続的な周知に取り組んでいる。対象者への周知を充実させるため、これまで事業開始前3月に行っていた対象世帯への案内チラシ送付に加え、令和7年度から新たに案内チラシの送付を9月に行った。引き続き、個々の利用者に適した丁寧な学習支援を行い、福祉部と連携した勉強会の周知に取り組む。また、他学年への支援として、各小中学校で全学年を対象に実施している地域未来塾や、中学1・2年生、高校1・2年生を対象とした練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）等を実施している。引き続き、関係部署との情報共有に努め、一人ひとりに合った学習支援に取り組む。</li> <li>③ これまで中学生については、基本の80時間に加え、延長分40時間の合計</li> <li>④ 120時間を上限に認めていたが、令和7年度から延長分を80時間に変更し、合計160時間に拡充した。</li> <li>⑤ 社会全体にヤングケアラーへの理解や社会的認知度を高める啓発を行うことで、ケアされている家族にもヤングケアラーへの理解を深めてもらう。そのために、ポスターの掲示やチラシの配布など区民への啓発を行っている。家族を直接支援する関係者が参加する保健福祉関係者連絡会や福祉関係の事業者連絡会などでも、ヤングケアラーについて啓発を行っている。</li> </ol>

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり親世帯が珍しくなくなってきたが、その反面、世帯格差はどんどん加速してきている。学習支援、経済的支援においても区の支援をしっかり受け取っていただくために現状把握や適切な通知を送り続けて欲しい。外国人児童の世帯にも同様に望む。</li> <li>○ 様々な問題を抱えている子どもたちや家庭に対して行っている多方面の支援はいずれも評価できる。さらに充実させてほしい。</li> <li>○ 支援を必要としている子どもたちや家庭を確実に掌握し支援につなげてもらいたい。</li> <li>○ 大変よくやっていると考えている。これからの改善の方向性についてであるが、中3勉強会に参加する生徒のなかには、学習支援だけではなく多様な支援を必要とする生徒が見受けられる。例えば、学習面のほかに、心理面、健康面、家庭環境面などの課題を抱えて参加してくる生徒が多い。学習面の支援は勉強会で対応が可能だが、生徒の家庭環境や心理面で課題がある場合の相談機能を充実させていく必要性を感じる。例えば、勉強会に来ている心理士の存在は大変ありがたいが、この心理士を交えた報告会の実施や、生徒の課題に対応できる相談先を紹介していただける担当者との連絡会の実施など、今後の改善に向けた取り組みをお願いしたい。</li> <li>○ 中3勉強会や地球未来塾は、とても良い取り組みだと思う。参加している生徒の進路が決定していることは大きな実績である。</li> <li>○ 日本語を習得していくことはその本人だけの問題ではなく、これからの社会全体の課題となると思われるため、参加を促進していくよう一層の働き掛けをお願いしたい。</li> </ul>

3-③ 障害のある子どもたちなどへの支援	
重点施策	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。</li> <li>○ ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。</li> <li>○ 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。</li> </ul>

項目1 障害理解への取組の充実	
目標	知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。
事業成果	<p>(1) 副籍交流の実施 特別支援学校の小中学部に在籍している児童・生徒が、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るため、地域の区立小中学校に副次的な籍を置き、交流を行っている。 具体的には、運動会の見学や読書などの授業参加、オンライン交流などを通じて、子どもたちが相互理解を深め、障害児（者）への合理的配慮について考える機会となっている。 令和6年度は授業や行事などに参加する直接的な交流を82人、お手紙の交換などを行う間接的な交流を62人が行った。令和5年度と比較すると直接的な交流を行った児童・生徒数が増加傾向となっている。</p> <p>(2) 児童生徒への障害理解の促進 ・交流および共同学習を実施し、障害のある子どもと障害のない子どもの相互の触れ合いを通じた活動に取り組むことができた。 ・各教科や道徳、総合的な学習の時間等における学習を通して、障害や共生社会などについて理解を深めた。</p> <p>(3) 教員向け研修会の実施 【令和4年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間2回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施 【令和5年度】 特別支援教育コーディネーター連絡会を年間2回実施 特別支援教育研修会を年間3回実施 【令和6年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間2回実施 特別支援教育研修会を年間2回実施</p>
主な取組	引き続き充実した副籍交流が行えるよう取り組むことで児童生徒の障害理解を促進していく。副籍交流について、実施した事例をまとめ、引き続き「副籍交流 一覧」として公開していく。 児童生徒の障害理解として、各教科や道徳、総合的な学習の時間における学習により、特別支援教室および特別支援学級への理解啓発に引き続き取り組む。また、教職員に対する特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解を促進していく。
今後の取組	
所管課	学務課、教育指導課

項目2 ICTを活用した学習支援の推進	
目標	ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。
事業成果	<p>【令和4年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 マルチメディアデイジー教科書を全校で使用できるようにした。</p> <p>【令和5年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。 マルチメディアデイジー教科書の全校使用を継続した。</p> <p>【令和6年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。 障害の特性に応じたデジタル教材を導入した。 マルチメディアデイジー教科書の全校使用を継続した。 学級数増に応じて大型提示装置・実物投影機を増設した。</p>
今後の取組	特別支援教育に効果的な端末（iPad）およびデジタル教材の導入を検討する。
所管課	教育施策課、教育指導課
項目3 医療的ケア児支援体制の充実	
目標	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。
事業成果	<p>平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し実施してきたが、令和5年度に新たに「練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア支援方針」を策定し、モデル事業として処置していた血糖値測定等の処置を正式に処置項目に追加し、受入の拡充や物品等を配備するなど支援充実を図った。 また、医療的ケア児等支援連携会議に教育・子育て分野に特化した委員会を設置し、教育・子育て現場における医療的ケア児への対応について、医師等の意見も踏まえ検討した。</p> <p>【医療的ケアが必要な児童の受入実績】 令和4年度 小中学校8校、学童クラブ6施設、幼稚園2園、保育園4園 計16名 令和5年度 小中学校8校、学童クラブ4施設、保育園5園 計 15名 令和6年度 小中学校10校、学童クラブ5施設、保育園6園 計18名</p>
今後の取組	令和5年度に策定した「練馬区 保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア支援方針」に基づき、実施していく。
所管課	学務課、子育て支援課、保育課
主な取組	

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>① 特別支援学校に通う生徒は重度重複障害を持つ子が多い。本来なら、住まいの学区の学校へ通う地域の子どもであるはずが、地域を外れ、スクールバスで特別支援学校に通っている。その地域や同級生との縁が薄れ、家族も離れてしまう。それを少しでも回避するために副籍交流がある。国連の障害者権利委員会からの勧告もあったように、インクルーシブ教育の実現までには、まだ議論や方法の検討が必要だが、せめて副籍交流はこれまで以上に活発に行ってもらいたい。</p> <p>② 教員や子どもたちの障害理解のための教育をより一層推進してもらいたい。</p> <p>③ 教育と医療との連携を進め、先生方が医学的な視点、特別支援教育的な視点を持ち、一人一人の児童生徒に応じた関わりを持てるような研修が必要ではないかと考える。</p> <p>④ 教員の専門的知識の向上を図るとともに、周囲への周知や共生を伝える交流をもっと増やしてほしい。</p> <p>⑤ 医療的ケア児支援体制を毎年充実させていることは評価できる。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>① 引き続き充実した副籍交流が行えるよう取り組む。また、特別支援学級との交流を希望する場合には、特別支援学級設置校と副籍交流が行えるよう調整し、行事への参加など積極的な交流ができるよう進めていく。</p> <p>② 障害理解、医療的ケア、交流および共同学習等について、区が行う特別支援教育コーディネーター研修等を実施した。また、全教員を対象とした特別支援研修を通して、共生社会への理解促進を図っている。</p> <p>③ 医療的ケア児支援連携会議教育・子育て委員会にて、新たな医療行為の検討や切れ目ない支援のための情報共有を行い、今後も福祉との連携を継続する。</p>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<p>○ 障害理解への取組において副籍交流を実施していただいているが、地域との理解のずれは埋まっていないと感じている。しかしながら、この交流は決して間違っているわけでもなくとても大切な取組とも考える。一度や二度で理解が浸透するものでもなく、時間がかかり地道な活動だが、相互理解を深めていくために回数を重ねていってほしい。</p> <p>○ 障害のある子どもたちへの支援として、偏見や差別などの社会に存在する意識上のバリアを取り除くことも必要である。そのためには、令和6年度総合教育会議で認識されたように、幼児期からの保護者を含めた障害理解のための教育が大事である。ぜひ推進してほしい。</p> <p>○ 副籍交流の充実と教員の専門性の向上について、ここにあるように積極的に取り組んでいただきたいと思う。特に教員の専門性の向上については、すべての教員が特別支援学校や教室等で勤務する経験を有したほうが良いと考えている。実際には難しいとも思うので、初任者研修の一環として行うなど、教員の障害理解への取り組みを一段と進めるべきだと考える。教員の障害理解が進めば子供の行為を見る目も変わってくる。支援員の方々も含め、障害理解への取組を一段と進めていただきたい。</p> <p>○ 障害特性は個人差が大きく、支援方法も個人に合わせた取組になる。一律にICT機器を取り入れず、本人が理解しやすい教材も必要だと思う。特別支援教育コーディネーターを育て、教員と個々に合わせた支援教育を行ってもらいたい。</p>

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

重点施策	1-① 相談支援体制の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまびよびよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。</li> <li>○ 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。</li> </ul>

項目1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充																																		
主な取組	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">目標</td> <td colspan="2">乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業成果</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 0～3歳の乳幼児親子が自由に来室できる「子育てのひろば」で、子育てに関する相談を行っている。  <div style="text-align: right; margin-left: 20px;">子育てのひろば利用実績</div> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>【令和4年度】</td><td>延べ227,782人</td></tr> <tr><td>【令和5年度】</td><td>延べ231,917人</td></tr> <tr><td>【令和6年度】</td><td>延べ237,471人</td></tr> </table> </li> <li>○ 公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまびよびよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。  <div style="text-align: right; margin-left: 20px;">おひさまびよびよ利用実績      相談員配置か所</div> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>【令和4年度】</td><td>延べ22,096人</td><td>7か所</td></tr> <tr><td>【令和5年度】</td><td>延べ21,061人</td><td>8か所</td></tr> <tr><td>【令和6年度】</td><td>延べ20,972人</td><td>8か所</td></tr> </table> </li> <li>○ 学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」のうち、児童館で実施している「にこにこ」に相談員を配置した。  <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>【令和4年度】</td><td>4か所配置（新規2か所配置）</td></tr> <tr><td>【令和5年度】</td><td>5か所配置（新規1か所配置）</td></tr> <tr><td>【令和6年度】</td><td>5か所配置（新規配置なし）</td></tr> </table> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">今後の取組</td> <td colspan="2">令和5年度に「おひさまびよびよ」を1か所新規開設し、相談員を配置した。引き続き、「子育てのひろば」など乳幼児を抱える保護者が身近な相談場所で子育てに関する相談のできる場所を拡充する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所管課</td> <td colspan="2">子育て支援課、子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課</td> </tr> </table>	目標	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。		事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 0～3歳の乳幼児親子が自由に来室できる「子育てのひろば」で、子育てに関する相談を行っている。  <div style="text-align: right; margin-left: 20px;">子育てのひろば利用実績</div> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>【令和4年度】</td><td>延べ227,782人</td></tr> <tr><td>【令和5年度】</td><td>延べ231,917人</td></tr> <tr><td>【令和6年度】</td><td>延べ237,471人</td></tr> </table> </li> <li>○ 公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまびよびよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。  <div style="text-align: right; margin-left: 20px;">おひさまびよびよ利用実績      相談員配置か所</div> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>【令和4年度】</td><td>延べ22,096人</td><td>7か所</td></tr> <tr><td>【令和5年度】</td><td>延べ21,061人</td><td>8か所</td></tr> <tr><td>【令和6年度】</td><td>延べ20,972人</td><td>8か所</td></tr> </table> </li> <li>○ 学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」のうち、児童館で実施している「にこにこ」に相談員を配置した。  <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>【令和4年度】</td><td>4か所配置（新規2か所配置）</td></tr> <tr><td>【令和5年度】</td><td>5か所配置（新規1か所配置）</td></tr> <tr><td>【令和6年度】</td><td>5か所配置（新規配置なし）</td></tr> </table> </li> </ul>		【令和4年度】	延べ227,782人	【令和5年度】	延べ231,917人	【令和6年度】	延べ237,471人	【令和4年度】	延べ22,096人	7か所	【令和5年度】	延べ21,061人	8か所	【令和6年度】	延べ20,972人	8か所	【令和4年度】	4か所配置（新規2か所配置）	【令和5年度】	5か所配置（新規1か所配置）	【令和6年度】	5か所配置（新規配置なし）	今後の取組	令和5年度に「おひさまびよびよ」を1か所新規開設し、相談員を配置した。引き続き、「子育てのひろば」など乳幼児を抱える保護者が身近な相談場所で子育てに関する相談のできる場所を拡充する。		所管課	子育て支援課、子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課	
目標	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。																																	
事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 0～3歳の乳幼児親子が自由に来室できる「子育てのひろば」で、子育てに関する相談を行っている。  <div style="text-align: right; margin-left: 20px;">子育てのひろば利用実績</div> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>【令和4年度】</td><td>延べ227,782人</td></tr> <tr><td>【令和5年度】</td><td>延べ231,917人</td></tr> <tr><td>【令和6年度】</td><td>延べ237,471人</td></tr> </table> </li> <li>○ 公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまびよびよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。  <div style="text-align: right; margin-left: 20px;">おひさまびよびよ利用実績      相談員配置か所</div> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>【令和4年度】</td><td>延べ22,096人</td><td>7か所</td></tr> <tr><td>【令和5年度】</td><td>延べ21,061人</td><td>8か所</td></tr> <tr><td>【令和6年度】</td><td>延べ20,972人</td><td>8か所</td></tr> </table> </li> <li>○ 学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」のうち、児童館で実施している「にこにこ」に相談員を配置した。  <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>【令和4年度】</td><td>4か所配置（新規2か所配置）</td></tr> <tr><td>【令和5年度】</td><td>5か所配置（新規1か所配置）</td></tr> <tr><td>【令和6年度】</td><td>5か所配置（新規配置なし）</td></tr> </table> </li> </ul>		【令和4年度】	延べ227,782人	【令和5年度】	延べ231,917人	【令和6年度】	延べ237,471人	【令和4年度】	延べ22,096人	7か所	【令和5年度】	延べ21,061人	8か所	【令和6年度】	延べ20,972人	8か所	【令和4年度】	4か所配置（新規2か所配置）	【令和5年度】	5か所配置（新規1か所配置）	【令和6年度】	5か所配置（新規配置なし）											
【令和4年度】	延べ227,782人																																	
【令和5年度】	延べ231,917人																																	
【令和6年度】	延べ237,471人																																	
【令和4年度】	延べ22,096人	7か所																																
【令和5年度】	延べ21,061人	8か所																																
【令和6年度】	延べ20,972人	8か所																																
【令和4年度】	4か所配置（新規2か所配置）																																	
【令和5年度】	5か所配置（新規1か所配置）																																	
【令和6年度】	5か所配置（新規配置なし）																																	
今後の取組	令和5年度に「おひさまびよびよ」を1か所新規開設し、相談員を配置した。引き続き、「子育てのひろば」など乳幼児を抱える保護者が身近な相談場所で子育てに関する相談のできる場所を拡充する。																																	
所管課	子育て支援課、子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課																																	

項目2 オンラインによる相談と情報発信の充実	
目標	自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。
事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年5月から、地域子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用した「子育てのひろば」のオンラインを開始した。  【令和4年度】128回実施 親子延べ 884人参加  【令和5年度】83回実施 親子延べ 615人参加  【令和6年度】87回実施 親子延べ 466人参加</li> <li>○ 令和2年9月から、web会議システムを活用した「練馬こどもカフェ」のオンライン開催を開始した。  【令和4年度】1回開催 親子延べ 4組参加  【令和5年度】4回開催 親子延べ 14組参加  【令和6年度】4回開催 親子延べ 11組参加</li> </ul>
今後の取組	引き続き「子育てのひろば」および「練馬こどもカフェ」のオンライン開催を実施していく。
所管課	こども施策企画課、在宅育児支援担当課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 就学前の親子の交流の場の増設や身近な相談の場やオンラインによる相談の充実が図られており、子育てに悩む親の支えとなっていることと思う。身近なところで気軽に相談できる場、人と繋がることのできる場は、今後ますますニーズが高まることが予想されるため、引き続きの拡充が求められる。</li> <li>② 就学前の親子交流の場を増設し、徒歩圏内で配置しているところを評価する。</li> <li>③ 身近な相談場所やオンラインによる相談の充実が毎年進んでいることは評価できる。場所や回数を増やしてもらいたい。</li> <li>④ 乳幼児親子の相談場所の拡充やオンラインを活用した相談機能の充実など、育児の孤立化や虐待防止に努めていただいている点を高く評価したい。今後も継続して事業の充実に努めていただきたい。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 乳幼児親子が気軽に集い、相互交流や子育ての悩みを相談できる子育てのひろばを拡充し、身近な相談場所を増やしていく。</li> <li>② 外出することが難しい親子などが、自宅に居ながら気軽に参加できるよう、引き続き「子育てのひろば」のオンラインを開催していく。また、「練馬こどもカフェ」のオンライン開催を増やすなど、区民ニーズを踏まえながら事業の充実を図っていく。</li> </ul>

点検・評価欄	評価	特記事項
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て世帯において、多種多様な相談支援体制が確立している点において高く評価したい。気軽に行ける気軽に聞ける場が年々増加しているのもより身近に寄り添えていると感じる。</li> <li>○ 身近な相談場所に加えオンラインによる相談機能は評価できる。昨年の有識者の意見にあるように、気軽に話せる場としてさらに充実を図ってもらいたい。また、このような場の周知の充実にも努めてもらいたい。</li> <li>○ 身近な相談場所の拡充とオンライン相談の充実により、育児の孤立化を防ぐという目標を掲げ実施することについては高く評価したい。参加者の人数も多く、これだけニーズがあるということなので、今後ともこの事業を大切にしていきたい。</li> <li>○ オンラインでの子育てのひろばなど相談支援がニーズも高く、充実していると思う。孤独な子育てにならないよう、さらにこのようなツールの周知をしてもらいたい。</li> </ul>

重点施策	1-② 新しい児童相談体制の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。</li> <li>○ 地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。</li> </ul>

項目1 都との連携強化		
目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都練馬児童相談所による広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。	
事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都児童相談センター（令和6年6月からは都練馬児童相談所）から送致された事案に対応している。 都児童相談センターからの事案送致件数 【令和4年度】451件 【令和5年度】577件 【令和6年度】562件（6月からは都練馬児童相談所からの事案送致件数）</li> <li>○ 令和2年7月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな対応や支援につなげてきた。</li> <li>○ 令和3年8月から、迅速に適切な支援につなげるため、都区共通のチェックリストを用いて虐待通告の初期対応の振り分けを行う取組を開始した。 【令和4年度】45件 【令和5年度】53件 【令和6年度】72件</li> <li>○ 令和6年6月、都は東京都練馬児童相談所を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置した。これにより、都区合同の検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、一時保護や児童養護施設入所などの法的対応もさらに的確・迅速に行われるようになった。</li> </ul>	
主な取組	今後の取組	都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等を随時実施するなど、都区連携をさらに強化するとともに、職員の専門性向上に向けた都区合同研修を実施する。
	所管課	子ども家庭支援センター

項目2 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実													
目標	職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談にきめ細やかな対応をする。												
事業成果	<p>○ 令和6年度は専門職員を5名増員し、体制強化を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童相談件数</th> <th>職員数（うち専門職員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td>10,798件</td> <td>68人（52人）</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】</td> <td>13,930件</td> <td>76人（58人）</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】</td> <td>10,980件（※）</td> <td>78人（63人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域子ども家庭支援センターにも、システムを導入し、主訴に変更がない場合は「継続」としたことによる減。</p> <p>○ スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所OB（児童福祉司・児童心理司）による助言・指導を実施している。</p> <p>○ 令和6年度から、子ども家庭支援センターに児童相談連携係および母子保健相談担当係を新設し、保健相談所と子ども家庭支援センターによる合同ケース会議を開催することで、緊密な情報共有・連携を図り、支援の必要な家庭への相談支援体制を強化している。</p>		児童相談件数	職員数（うち専門職員）	【令和4年度】	10,798件	68人（52人）	【令和5年度】	13,930件	76人（58人）	【令和6年度】	10,980件（※）	78人（63人）
	児童相談件数	職員数（うち専門職員）											
【令和4年度】	10,798件	68人（52人）											
【令和5年度】	13,930件	76人（58人）											
【令和6年度】	10,980件（※）	78人（63人）											
今後の取組	増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談への対応にあたっては、弁護士・医師等からの助言・指導が有効であるため、引き続きスーパーバイザーの活用を図っていく。												
所管課	子ども家庭支援センター												

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<p>① 児童相談所が設置され、相談体制がより重層的になってきたと考える。一層の連携を図り、虐待等の早期発見、早期対応に期待する。</p> <p>② 支援体制が毎年充実してきていることは高く評価できる。平行して、虐待の再発防止と虐待そのものを減らす施策にも取り組んでもらいたい。</p> <p>③ 心労の多い部署かと思われるので、職員のケア体制の強化も図ってもらいたい。</p> <p>④ 増加する児童相談や虐待通告に対し、相談や支援をきめ細かく行ってる点を高く評価したい。相談内容が多様で対応困難な場合も多いかと思うが、子どもを取り巻く多くの関係機関で情報共有が行うことができれば良いと考える。</p> <p>⑤ とても大変でデリケートな分野でもあり、重要性は計り知れない。支援体制への取組に対して高く評価したい。</p>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<p>① 子ども家庭支援センターによる地域に根差した寄り添い支援と都の児童相談所による広域的・専門的な支援の緊密な連携を今後も図っていく。</p> <p>② 増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図っていく。</p> <p>③ 引き続き、要保護児童対策地域協議会において、区内4圏域ごとに地域ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有を密に図っていく。</p>

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都や弁護士と連携して適切な対応策を講じている点を高く評価したい。しかしながら増加傾向にある様々な事案にいち早く対応に当たれるように、今後も臨機応変に丁寧かつ迅速に対応していただきたい。</li> <li>○ 通常では発覚しにくい事案件数が、年々増加していることが気になった。さまざまなネットワークから吸い上げて、より早い発見や相談につなげてもらいたい。</li> <li>○ 難しい対応を迫られる分野での支援に当たられていることに敬意を表す。支援体制の新しい取り組みも立ち上げ、充実してきていることは高く評価できる。</li> <li>○ 弁護士や医師からの助言を得る体制の確立など、多様な相談に対する体制を整えていることを高く評価したい。今後、関係機関と情報共有を密に図っていくということなので、期待したいと思う。特に子供の家庭内での出来事はなかなか表面化しない。そこで、子供や家庭に直接かかわっているSSWがかなり詳細な情報を持っていると思うので、これらの情報を緻密に吸い上げ取組に活用していただきたい。</li> </ul>

重点施策	1-③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内5か所の子ども家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。</li> <li>○ 障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。</li> <li>○ ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。</li> </ul>

主な取組	項目1 発達の不安や障害のある親子支援の充実	
	目標	子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年4月から5か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始した。  【令和4年度】5施設月2回実施  【令和5年度】5施設月2回実施  【令和6年度】5施設月2回実施</li> <li>○ 令和2年度からファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。  【令和4年度】利用児童数 延べ1,242人  【令和5年度】利用児童数 延べ1,677人  【令和6年度】利用児童数 延べ1,717人</li> </ul>
	今後の取組	「のびのびひろば」は実施回数を増やし、5施設全てで月2回実施している。引き続き、こども発達支援センターと連携のうえ、発達に不安のある親子が自由に遊べて相談できる場を提供していく。 障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート事業で引き続き軽度障害児の受入れを実施する。
	所管課	在宅育児支援担当課
	項目2 障害児保育の充実	
	目標	障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認可保育所等に対して、専門の指導員による巡回指導を実施した。 令和6年度から、地域型保育事業施設への巡回指導を開始した。  【令和4年度】区立保育所巡回指導回数 179回  私立保育所巡回指導回数 194回  【令和5年度】区立保育所巡回指導回数 180回  私立保育所巡回指導回数 237回  【令和6年度】区立保育所巡回指導回数 179回  私立保育所等巡回指導回数 245回</li> <li>○ 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。  【令和4年度】7件 受講者数 620名  【令和5年度】7件 受講者数 709名  【令和6年度】7件 受講者数 651名</li> </ul>
	今後の取組	引き続き、巡回指導を実施するとともに、区内全ての保育施設職員向けに研修を実施していく。 私立保育所等（地域型保育事業施設含む）に対しては、巡回指導および施設訪問を行い、障害児に関する相談の場を設けるなど、受入れ拡大に向け取り組む。
	所管課	保育課

項目3 ひとり親家庭等への支援	
目標	ひとり親家庭に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。
事業成果	<p>【令和4年度末現在】</p> <p>支給対象児童数  児童扶養手当 4,503人  児童育成手当 6,846人</p> <p>対象世帯・受給者数  ひとり親家庭等医療費助成 2,785世帯 3,946人</p> <p>【令和5年度末現在】</p> <p>支給対象児童数  児童扶養手当 4,340人  児童育成手当 6,811人</p> <p>対象世帯・受給者数  ひとり親家庭等医療費助成 2,732世帯 2,795人</p> <p>【令和6年度末現在】</p> <p>支給対象児童数  児童扶養手当 4,286人  児童育成手当 6,610人</p> <p>対象世帯・受給者数  ひとり親家庭等医療費助成 2,880世帯 2,945人</p>
今後の取組	引き続き、生活福祉課ひとり親家庭支援係と連携しながら、ひとり親家庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。
所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 様々な取り組みが進んでいることは評価できる。 ② 発達に不安がある親の場合は、障害があったとしても家族の受容に時間がかかる。のびのびひろばなど、心配事を相談できる親同士の仲間づくりの場も大切である。更に周知と充実を期待する。 ③ 障害のある親子支援分野において、当事者家庭からすると少しの情報でも気になることと思う。交流の場を増やしていることを評価したい。その場に専門家や先輩保護者を招いて交流するなど、たくさんの情報が飛び交う場にしてほしい。 ④ ひとり親家庭で親が病気になったときの支援として、ヘルパー派遣のような支援も検討してもらいたい。 ⑤ ひとり親家庭への手当の支給も大切で必要なことであるが、それ以外にも必要な支援があるのではないかと考えるので、ぜひ福祉部との連携を進め対応していただきたいが現状はいかがか。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① すくすくアドバイザーや子育てのひろば等で子どもの発達についての相談があった場合、必要に応じて「のびのびひろば」の利用を提案する。 ② 「のびのびひろば」を必要としている区民に情報が届くよう、区ホームページ、SNS等を活用して、情報発信を行い、事業周知に取り組む。 ③ ひとり親にかかわらず、産前産後の体調不良などにより家事支援等を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度などの手伝いをするヘルパーを派遣している。ひとり親家庭への支援としては、総合福祉事務所において「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」を行っている。 ④ 手当の支給や医療費の助成以外の必要な支援については、所管している部署につなげられるように、引き続き福祉部との連携に取り組んでいく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達の不安や障害のある親子支援において、寄り添う支援に努めている事に一定の評価をしたい。しかしながら、より良いサポート体制を模索し続けていただきたい。</li> <li>○ 専門の支援員による巡回指導をきめ細かく行うことにより、受け入れ態勢をさらに整えていただきたい。また、架けはし期として、保護者が障害受容をすすめられるようとも寄り添う支援をお願いしたい。また安心して小学校への進学ができるように特別支援学級等の見学などを進めてもらいたい。</li> <li>○ 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施したことについては評価したい。研修の内容について、障害児理解という観点からの研修を一層充実させていただきたいと思う。</li> <li>○ ひとり親家庭への支援において、例えば、相談窓口を24時間体制にして夜間はAIが対応したり、気軽に頼ってもらえるような施策があると良いと思う。</li> <li>○ 中3勉強会に参加している生徒の中にもひとり親家庭の子どもがいる。中でも障害のある子どもを複数抱えているひとり親家庭の保護者は日常の生活を営むだけでも苦勞している様子が伝わってくる。このような家庭に対する支援は様々な形で行われていると思うが、これからもこの家庭では何が課題となっているのか等を把握しながら支援をしていただきたい。</li> <li>○ 様々な取り組みが堅実になされていることは評価できる。さらに必要としている支援がないか検討していただきたい。</li> </ul>

## 2 子どもの教育・保育の充実

重点施策	2-① 家庭での子育て支援サービスの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。</li> <li>○ 親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまびよびよ」を増設します。</li> <li>○ 子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。</li> </ul>

主な取組	項目1 練馬こどもカフェの拡充																								
	目標	在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する。																							
	事業成果	<p>令和元年度から事業を開始。民間のカフェなどと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者などの協力を得て、子育て講座を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大した。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">【令和4年度】</td> <td style="width: 33%;">7か所</td> <td style="width: 33%;">全81回開催</td> <td style="width: 33%;">親子延べ229組参加</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】</td> <td>8か所</td> <td>全102回開催</td> <td>親子延べ285組参加</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】</td> <td>10か所</td> <td>全102回開催</td> <td>親子延べ321組参加</td> </tr> </table> <p>※令和2年度から開始したオンライン開催を含む。</p>	【令和4年度】	7か所	全81回開催	親子延べ229組参加	【令和5年度】	8か所	全102回開催	親子延べ285組参加	【令和6年度】	10か所	全102回開催	親子延べ321組参加											
	【令和4年度】	7か所	全81回開催	親子延べ229組参加																					
	【令和5年度】	8か所	全102回開催	親子延べ285組参加																					
	【令和6年度】	10か所	全102回開催	親子延べ321組参加																					
	今後の取組	<p>令和7年度から開始した自主運営型練馬こどもカフェ事業費補助金により運営経費を支援し、自主運営型の充実を図っていく。さらに、1店舗当たりの実施回数が増や定員の拡大、講座内容の充実等、区民ニーズを踏まえた事業展開に取り組んでいく。</p> <p>また、事業の空白地域となっている大泉学園町や石神井台、関町地域で店舗開拓を目指していく（令和8年2月に関町地域で1店舗開始）。</p>																							
	所管課	こども施策企画課																							
	項目2 子育てのひろばの増設																								
	目標	親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てのできる環境を整備する。																							
事業成果	<p>0～3歳の乳幼児親子が自由に来室できる子育てのひろばや、公園で自然と触れ合う「おひさまびよびよ」を整備している。</p> <p>子育てのひろばおよび「おひさまびよびよ」の設置状況（各年度末時点）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">子育てのひろば</th> <th colspan="2">おひさまびよびよ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 33%;">【令和4年度】</td> <td style="width: 33%;">公設 11か所</td> <td style="width: 33%;">民設 15か所</td> <td style="width: 33%;">7か所</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】</td> <td>公設 11か所</td> <td>民設 16か所</td> <td>8か所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】</td> <td>公設 11か所</td> <td>民設 17か所</td> <td>8か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			子育てのひろば		おひさまびよびよ		【令和4年度】	公設 11か所	民設 15か所	7か所			【令和5年度】	公設 11か所	民設 16か所	8か所			【令和6年度】	公設 11か所	民設 17か所	8か所		
		子育てのひろば		おひさまびよびよ																					
【令和4年度】	公設 11か所	民設 15か所	7か所																						
【令和5年度】	公設 11か所	民設 16か所	8か所																						
【令和6年度】	公設 11か所	民設 17か所	8か所																						
今後の取組	令和7年度は民設子育てのひろばを新たに1か所開設した。また、地域子ども家庭支援センター関分室を開設し、子育てのひろばの開室日数を週5日から週7日に拡充する（令和7年10月に拡充済み）。引き続き、子育てのひろばの拡充に取り組んでいく。																								
所管課	子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課																								

項目3 公園等を活用した外遊びの取組	
目標	屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。
事業成果	区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。 【令和4年度】参加者数 延べ11,818人 【令和5年度】参加者数 延べ12,135人 【令和6年度】参加者数 延べ11,756人
今後の取組	引き続き、外遊びの場の提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成長を支援する。
所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① いずれの取組も拡充しており評価できる。</li> <li>② 様々な子育て支援サービスが充実している。事業成果として参加者も年々増加していることから高評価であると考え。</li> <li>③ 保護者がリフレッシュできる場になるようにさらなる充実をお願いしたい。</li> <li>④ カフェという形で気負わず、リラックスできる場の提供は素晴らしいと思う。まだまだ周知面と数が課題と考える。</li> <li>⑤ こどもカフェの充実や子育ての広場の増設や外遊びの取組の整備など、とても良くやっていたらと思う。特に、乳幼児期は人間としての基盤を作る極めて重要な時期であるので、このような取組と広報の充実を今後も継続していただきたい。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子育てのひろばは、乳幼児親子の身近な居場所であり、職員への気軽な</li> <li>② 相談や保護者同士の交流ができる場を提供している。引き続き、子育て</li> <li>③ のひろばの拡充に取り組み、安心して子育てできる環境を整備する。</li> <li>④ 練馬こどもカフェについて、区ホームページ、SNS、ねりま子育て応援アプリ等を活用して、効果的な周知を図る。また、地域バランスを考慮し、事業の空白地域となっている大泉学園町や石神井台、関町地域で店舗開拓を目指していく（令和8年2月に関町地域で1店舗開始）。</li> <li>⑤ 引き続き、練馬こどもカフェの拡大を図るとともに、外遊び事業等を実施する団体への補助を継続し、子どもが外遊びできる場の提供を行う。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 練馬こどもカフェの拡充はとても素晴らしい施策だと思う。ドリンクチケット配布等、気軽に気負わずに参加できるサービスがあると参加率が上がると思う。</li> <li>○ 毎年、練馬こどもカフェや子育てのひろばが拡充し、外遊びの取り組みにも多数の参加があり評価できる。今後も継続していただきたい。</li> <li>○ 練馬こどもカフェや子育てのひろば、公園の外遊びなどの事業については、高く評価したい。子どもに対する直接的な支援だけでなく、保護者に対する支援でもあるので今後の増設や広報に努めていただきたい。</li> <li>○ 外遊びの取り組みは幼児期に欠かせない体験だと思う。安全第一のもとできる限り自然と触れ合える場の提供の充実にも努めていただきたい。</li> </ul>

重点 施策	2-② 練馬こども園の充実	
	概要	○ 幼稚園において、通年で9時間から11時間の預かり保育や0～2歳児の預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大します。

主な 取組	項目1 練馬こども園の拡大	
	目標	「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保育サービスが選択できる。
	事業成果	平成27年度に制度創設。令和元年度から、新たな仕組みとして短時間型（9時間以上）および低年齢型（0～2歳）を創設した。 【令和4年度】認定園数 26園（実園数24園、定員1,869名） 新規認定 1園（短時間型1園） 【令和5年度】認定園数 28園（実園数26園、定員2,128名） 新規認定 2園（短時間型2園） 【令和6年度】認定園数 35園（実園数30園、定員2,391名） 新規認定 7園（標準型1園、短時間型2園、低年齢型4園）
	今後の取組	令和6年度から開始した開設準備経費と職員への家賃手当補助を継続するとともに、低年齢型の認定園と定員の拡大に取り組む。また、2歳児までの保育施設との連携を充実し、卒園後の受入先としての役割を強化する。
	所管課	こども施策企画課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 安全で質の高い保育の提供ができるように、人材確保と資質の向上に努めてほしい。</li> <li>② 「練馬こども園」が着実に拡大し、受け入れ可能人数が増えていることは評価できる。</li> <li>③ 安全で質の高い教育・保育サービスが提供できるように職員の資質・能力向上に努めてもらいたい。特に、実効性のある安全教育を確実に行ってもらいたい。</li> <li>④ 多様化している利用者のニーズに応えつつ、認定園と定員の拡大に取り組んでいくことを高く評価する。</li> <li>⑤ 毎年、数が増えていることを高く評価したい。年齢の幅が広がり、時間が長くなることで保護者の選択肢が増えていて助かる。</li> </ul>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 幼稚園教諭と保育士の相互交流事業や虐待防止等の研修の充実、保育園の看護師・栄養士を幼稚園に派遣して講座を実施するなど、引き続き、練馬こども園の職員の資質・能力の向上に努めていく。</li> <li>② 利用者のニーズを踏まえ、低年齢型の認定園と定員の拡大に取り組む。</li> <li>④ 保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き練馬こども園の拡大を図り、子どもの教育・保育サービスが選択できるようにする。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 練馬こども園の拡大は広く子育て世代に支持されていると思う。大多数の未就学児が利用し小学校入学前の大事な準備期間と考える保護者も多く更に個々のニーズに合わせて選択肢がある環境作りを高く評価したい。</li> <li>○ 練馬こども園の拡大は評価できる。安全で質の高い保育が提供できるように、職員の資質と能力の向上に努めてもらいたい。また、職員の待遇の向上にも努めてほしい。</li> <li>○ 保護者の就労形態やニーズの多様化に伴い、練馬こども園の在り方や求められる職員の資質・能力も多様化していることと思う。なかなか対応することは難しいと思うが、その意味で大変よくやっただいていると思う。</li> </ul>

重点施策	2-③ 保育サービスの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、定員を拡大します。</li> <li>○ 保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を推進します。</li> <li>○ 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図ります。</li> </ul>

主な取組	項目1 保育施設の定員拡大	
	目標	保育所待機児童ゼロの継続
	事業成果	<p>地域需要を踏まえた柔軟な定員確保により、令和3年度から5年連続で待機児童ゼロを達成した。</p> <p>【令和5年4月1日現在】 認可保育所 206所（定員17,447名） 待機児童数 0名</p> <p>【令和6年4月1日現在】 認可保育所 207所（定員17,767名） 待機児童数 0名</p> <p>【令和7年4月1日現在】 認可保育所 207所（定員17,767名） 待機児童数 0名</p>
	今後の取組	保育所待機児童ゼロを継続するため、地域需要も踏まえながら柔軟な定員確保を進める。
	所管課	保育計画調整課
	項目2 窓口や保育施設のICT化の推進	
	目標	ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 区立保育所（委託園）におけるICTの導入推進
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。令和3年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。</li> <li>○ 令和5年10月からオンラインの入園申請を開始し、スマートフォン等による申請が可能となった。</li> <li>○ 全区立園（59園）へのICT導入が完了した。</li> </ul>
	今後の取組	オンラインによる入園申請の利便性を広く周知することにより、利用者の拡大を促進する。
	所管課	保育課、保育計画調整課

項目3 保育サービス水準の向上																																																							
目標	東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図る。																																																						
主な取組	<p>○ 私立保育所等に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行った。また、区立保育園においても計画的に第三者評価を受審している。 (第三者評価受審実績)</p> <table border="0"> <tr> <td>【令和4年度】私立保育所等</td> <td>48件</td> <td>区立保育園</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】私立保育所等</td> <td>55件</td> <td>区立保育園</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】私立保育所等</td> <td>54件</td> <td>区立保育園</td> <td>18件</td> </tr> </table> <p>○ 区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行った。 (巡回支援実績)</p> <table border="0"> <tr> <td>【令和4年度】私立保育所等</td> <td>282施設</td> <td>282回</td> </tr> <tr> <td>区立委託園等</td> <td>28園</td> <td>622回</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】私立保育所等</td> <td>285施設</td> <td>286回</td> </tr> <tr> <td>区立委託園等</td> <td>30園</td> <td>677回</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】私立保育所等</td> <td>286施設</td> <td>388回</td> </tr> <tr> <td>区立委託園等</td> <td>32園</td> <td>720回</td> </tr> </table> <p>○ 区内全ての保育施設職員向けに研修を実施した。 (研修実績)</p> <table border="0"> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td>38回</td> <td>受講者数</td> <td>2,815名</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】</td> <td>42回</td> <td>受講者数</td> <td>3,662名</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】</td> <td>48回</td> <td>受講者数</td> <td>3,907名</td> </tr> </table> <p>○ 東京都指定キャリアアップ研修を実施した。 (研修実績)</p> <table border="0"> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td>3回</td> <td>受講者数</td> <td>166名</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】</td> <td>3回</td> <td>受講者数</td> <td>117名</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】</td> <td>3回</td> <td>受講者数</td> <td>113名</td> </tr> </table>	【令和4年度】私立保育所等	48件	区立保育園	23件	【令和5年度】私立保育所等	55件	区立保育園	24件	【令和6年度】私立保育所等	54件	区立保育園	18件	【令和4年度】私立保育所等	282施設	282回	区立委託園等	28園	622回	【令和5年度】私立保育所等	285施設	286回	区立委託園等	30園	677回	【令和6年度】私立保育所等	286施設	388回	区立委託園等	32園	720回	【令和4年度】	38回	受講者数	2,815名	【令和5年度】	42回	受講者数	3,662名	【令和6年度】	48回	受講者数	3,907名	【令和4年度】	3回	受講者数	166名	【令和5年度】	3回	受講者数	117名	【令和6年度】	3回	受講者数	113名
【令和4年度】私立保育所等	48件	区立保育園	23件																																																				
【令和5年度】私立保育所等	55件	区立保育園	24件																																																				
【令和6年度】私立保育所等	54件	区立保育園	18件																																																				
【令和4年度】私立保育所等	282施設	282回																																																					
区立委託園等	28園	622回																																																					
【令和5年度】私立保育所等	285施設	286回																																																					
区立委託園等	30園	677回																																																					
【令和6年度】私立保育所等	286施設	388回																																																					
区立委託園等	32園	720回																																																					
【令和4年度】	38回	受講者数	2,815名																																																				
【令和5年度】	42回	受講者数	3,662名																																																				
【令和6年度】	48回	受講者数	3,907名																																																				
【令和4年度】	3回	受講者数	166名																																																				
【令和5年度】	3回	受講者数	117名																																																				
【令和6年度】	3回	受講者数	113名																																																				
今後の取組	引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や巡回支援を行う。 区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくとともに、職員の処遇改善につながる東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で実施する。																																																						
所管課	保育課、保育計画調整課																																																						

昨年度の点検・評価における主な意見(教育委員・有識者)	<p>① 待機児童ゼロの継続、ICTの導入、さらに職員研修の推進は高く評価できる。引き続き保護者の要望を施策に反映してほしい。</p> <p>② ICT化が進んでいる。若い親世代ではICTの活用は日常的事務なので、保育サービスでもこれらの拡充が行われていることについて、高く評価したい。</p> <p>③ オンライン申請開始により都合の良い時間・場所で申請ができ、その分で親子の時間が確保できるため、とても良い取組だと考える。</p> <p>④ 第三者評価の受審促進とあるが、第三者評価の具体的な方法を知りたい。</p> <p>⑤ 今後とも、待機児童ゼロの継続と保育サービスの質の向上のための第三者委員による受審を促進してほしい。</p> <p>⑥ 事故が起きないように安全管理を徹底してほしい。関連して、職員が余裕をもって保育に当たれるよう指導・施策を施してほしい。</p> <p>⑦ 「練馬こども園」や区内保育施設等の拡大にとめない「職員の資質・能力の向上」に努めることが掲げられているが、そのためにも大切な子どもの命を預かる「職員」に対する待遇のさらなる向上に努めてほしい。</p>
-----------------------------	--

<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>① 引き続き、利用者ニーズを踏まえた保育サービスの充実や待機児童ゼロ  ② の継続、利便性の高いICTの導入、充実した職員研修の実施、保育の質  ⑤ 向上に資する第三者評価の受審促進に取り組んでいく。  ③ オンライン申請等のサービスについて、更なる利用拡大に向けて、SNS  等を活用し、区民周知に努めていく。  ④ 第三者評価は、東京都福祉サービス評価推進機構の認証を受けた評価機  関が対象施設に訪問調査を行い、利用者による事前アンケートの結果を  踏まえつつ、保育内容や運営状況などを確認する。調査結果について、  施設にフィードバックするとともに、「とうきょう福祉ナビゲーション」にて公表している。  ⑥ 今後も区内保育施設への巡回指導により、重大事故防止や保育水準の維  持向上に努めていく。保育人材確保のため、家賃補助や国の支援対象か  ⑦ ら外れている専門職や国の配置基準を超えて加配する保育士等への区独  自支援を継続実施していく。</p>
---------------------------------------	--

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<p>○ 保育サービスの充実においてサービスの向上は利用者側にとって重要な選択肢の一つである。各保育施設ごとの運営方法オリジナリティーを充実させていってほしいと思うが、区として人気の保育施設の施策内容をしっかりと掴み練馬区の保育施設全体の発展に役立てていただきたい。  ○ 第三者評価については、都が認証した評価機関によって行われているのでかなりきびしいのではないかと思う。このことについては、継続してしっかり対応していただきたいと思う一方で、当事者である保護者なども交えた関係者評価の充実にも配慮していただきたい。  ○ 第三者評価の受審率をさらに引き上げてもらいたい。  ○ 安全管理と保育水準の向上に努めてもらいたい。加えて職員の待遇の向上にも努めてもらいたい。</p>

### 3 子どもの居場所と成長環境の充実

重点施策	3-① 安全で充実した放課後の居場所づくり	
	概要	○ 学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。

主な取組	項目1 ねりっこクラブの拡大	
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
	事業成果	○ ねりっこクラブ 【令和5年4月1日現在】 実施校数 52校（新規実施7校：南町小、練馬第三小、石神井小、上石神井北小、関町北小、大泉第二小、泉新小）  【令和6年4月1日現在】 実施校数 59校（新規実施7校：豊玉南小、早宮小、光が丘四季の香小、大泉第四小、大泉西小、南田中小、南が丘小）  【令和7年4月1日現在】 実施校数 62校（新規実施3校：光和小、大泉桜学園、橋戸小）  ○ ねりっこプラス ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」を待機児童がいるすべてのねりっこクラブにおいて実施した。
	今後の取組	引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<p>① ねりっこクラブ運営協議会での定期的会議はとても良い取組だと思う。情報交換しながら、子どもの安心できる居場所を作ることができるので、これからもしっかり進めていただきたい。</p> <p>② ねりっこクラブでは、課題のある児童について、児童館職員も参加した小学校との連絡会を行う等、日常的な意見交換を行う機会を設けていることはとても良い。また、運営協議会を設置して定期的に様々な機関の方々と意見交換をするなど、大切な情報連携が進んでいる点は評価できる。</p> <p>③ ねりっこクラブの拡充とねりっこプラスによるフォロー体制により、待機児童をなくしていることは高く評価できる。引き続き、保護者の要望に沿った支援を実施してほしい。</p> <p>④ ねりっこクラブ全校実施に向けての活動に高く評価したい。さらに、ねりっこプラスの立ち上げも素晴らしいと考える。学校応援団やPTAの皆様のご協力には、大変感謝をしている。</p> <p>⑤ 学童クラブに入れなかったという声を聞くことも多い昨今、「ねりっこプラス」は、保護者にとって大きな安心感につながる。こうした拡大事業を行うにも、やはり相応の資質と能力をもった人材が必要であり、その点についても積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p>⑥ 昨今問題になっている「朝の子どもの居場所」に関して対応が必要か調査してほしい。</p>
-----------------------------	---

<p>昨年度の主な意見に 対し、現在取り組んでいる 今後の方向性</p>	<p>① 引き続き、運営協議会や小学校との連絡会を通じて意見交換・情報交換  ② を行うことで連携を深め、子どもの安心できる居場所づくりに努める。  ③ 令和8年4月に向けて、新たに2校（みらい青空学園、豊溪小）でね  ④ りっこクラブ実施の準備を進めている。  ⑤ ねりっこプラスの職員配置については、学童クラブ同様に放課後児童支援員の有資格者を含めて対応している。また、「ねりっこクラブ研修」において、「子どもとのかかわり」や「安全管理」などをテーマに、児童の支援・保育を行う上で必要となる知識・技能等の習得を図っている。  ⑥ 令和7年度は児童の登校の実態や保護者のニーズ、学校の課題等を把握するため、「小学生の朝の居場所」に関するアンケート調査を実施した。アンケート結果を踏まえ、令和8年度からのモデル実施に向け、学校等と調整を進める。</p>
--	--

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<p>○ ねりっこクラブ全校実施を掲げて実現に向けて取り組んでいるところを高く評価したい。子供たちにとって居場所が学校にあるから安心してほしいという、我々大人のメッセージがそっと寄り添っている施策だと思う。</p> <p>○ ねりっこクラブの全校実施およびねりっこ学童クラブの待機児童対策としてのねりっこプラス事業の実施は評価できる。早期にねりっこクラブの全校実施を実現してもらいたい。</p> <p>○ 防犯対策の確認をしていただきたい。</p> <p>○ 朝の子供の居場所に関する調査を行い、モデル実施を行うとのことに対し期待を寄せている。先生が正門に早朝から立って、門が開くのを待っている児童に対応している姿を見かけることがある。教員の働き方改革が求められる一方で、このような姿もあるので、学校の他の職種の方々に対応を依頼するなど工夫してはどうかと思う。また、区内で子供の居場所として活動しているNPO法人がいくつかある。この法人の方々も子供の対応をしており、貴重な情報を持っているので、連絡会を設けてはどうかと感じた。</p> <p>○ 「朝の居場所作り」は、必要だと思う。ぜひ取り組みをお願いしたい。</p>

重点 施策	3-② 児童館機能の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。</li> <li>○ 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。</li> </ul>

主 な 取 組	項目1 乳幼児親子向けの児童館機能の充実	
	目標	乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置するとともに、子育て応援パンフレットのリニューアルを行った。 【令和4年度】4か所配置（新規2か所配置） 【令和5年度】5か所配置（新規1か所配置） 【令和6年度】5か所配置（新規配置なし）</li> <li>○ 児童館の出前事業の実施 【令和4年度】子育て関連施設（保育園、幼稚園、保健相談所、公園）への出前事業を拡大 子育て応援パンフレットを年度更新し、配布を継続 【令和5年度】実施回数の拡大とともに、図書館等へ対象施設を拡大 【令和6年度】実施回数をさらに拡大</li> </ul>
	今後の取組	学校、幼稚園、保育園、保健相談所や地域のイベント等で出前事業を実施し、幅広い世代へ児童館の周知を図っていく。
	所管課	子育て支援課
	項目2 中高生居場所づくり事業の充実	
	目標	中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。
	事業成果	<p>中高生の居場所・自己実現の場として、全児童館（17館）で「中高生カフェ」やスポーツ・音楽活動を実施している。</p> <p>（中高生事業実施回数） 【令和4年度】2,221回 【令和5年度】2,356回 【令和6年度】2,560回</p>
	今後の取組	中高生からの提案を取り入れながら事業の充実を図る。 参加しやすい日程および周知方法を検証し、さらなる利用者の拡大を図る。
	所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 乳幼児から中高生まで幅広い事業が行われていると思う。他機関との連携を深め、一過性にとどまらず支援をつないでいくことも重要であると考え。</li> <li>② 不登校や障害のある子どもたちへの対応も強化してほしい。</li> <li>③ 全児童館で中高生向けのイベントを週2回程度実施していることは評価に値する。周知も引き続き推進してほしい。</li> <li>④ 豊浜中学校の放課後の事業に、児童館職員の方も参加して中学生に対応していた。児童館所有の道具を持ち寄って、中学生の活動の支援をしていたことがとても良かった。このように、児童館と学校が連携して子どもたちの育成に関わる姿を高く評価したい。一方で、児童館だけでは十分に対応できない子どももいると思うので、そのような子どもへの支援策も考えていただきたい。</li> <li>⑤ 児童館の機能として、中高生の居場所が挙げられているが、教育要覧には、「交流や音楽活動、飲食をしながら気軽に悩みを話したり相談したりできる中高生カフェを実施している」とある。いじめや不登校、引きこもりの子どもには、社会性を育んだり、人間への信頼感を構築したりするなど多様な活動が必要な子どもがいるので、このような活動ができる体制を整えていただきたい。</li> <li>⑥ 児童館で様々なイベントを開催し、子どもたちの居場所となっていることを評価したい。学校の先生より身近だけど、親とは違う大人の存在が、子どもたちの成長にとっても良いと感じた。0才～18才まで対象としていることをもっと周知してほしい。</li> </ol>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 令和8年度に新たに3館で指定管理者制度を導入する。導入後は開館日・開館時間を拡大し、乳幼児やその保護者、中高生を含む全ての子どもにとって安全かつ安心な居場所としての機能を充実する。また、中高生事業を充実するとともに児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実する。</li> <li>② 不登校児に対しては、学校や学校教育支援センターと連携し、情報共有を行っている。障害児に対しては、職員研修を通じた対応力の強化を図っている。</li> <li>③ 引き続き校内放送や出前児童館を活用して中高生事業の周知を図っていく。</li> <li>④ 中高生事業を充実するとともに児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実する。</li> <li>⑤ 実施回数を拡大するとともに、中高生からの提案を取り入れながら多様な活動を展開している。</li> <li>⑥ 保健相談所と連携した妊産婦への案内や、区内の中学校・高校での校内放送を活用したPRなど、幅広い年代へ様々な方法で児童館の周知を行っている。</li> </ol>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童館で乳幼児親子から中高生までの幅広い層に対して様々な施策イベントを企画運営しているので高く評価したい。</li> <li>○ 中高生の相談機能の強化を推進してもらいたい。</li> <li>○ 児童館の活動には大きな期待を寄せているし、これまでの活動を高く評価したい。土曜日に児童館に来る子供の中には昼食を家庭でとらずに参加する子供がいるのではないかと思う。児童館で希望する子供に対して軽食を出すようなことは考えられないかと思う。</li> <li>○ 中高生カフェにも相談員を配置し、この時期の悩み等を聞いてもらえる体制を整えてもらいたい。</li> <li>○ 安心して過ごせる場や友達との交流は、とてもいい取り組みだと思う。</li> </ul>

重点施策	3-③ 青少年の健全育成・若者の自立支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。</li> <li>○ 若年無業者（ニート）やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。</li> </ul>

主な取組	項目1 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進																																																
	目標	区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の活動を進める。																																															
	事業成果	<p>青少年育成地区委員会（17地区）では、青少年の健全育成のため、野外活動（キャンプ、収穫体験等）、文化事業（カルタ大会、中学生意見発表会等）や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">【令和4年度】実施事業数</td> <td style="width: 20%;">218事業</td> <td style="width: 20%;">参加人数</td> <td style="width: 30%;">延べ30,296人</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】実施事業数</td> <td>243事業</td> <td>参加人数</td> <td>延べ54,781人</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】実施事業数</td> <td>285事業</td> <td>参加人数</td> <td>延べ37,831人</td> </tr> </table>	【令和4年度】実施事業数	218事業	参加人数	延べ30,296人	【令和5年度】実施事業数	243事業	参加人数	延べ54,781人	【令和6年度】実施事業数	285事業	参加人数	延べ37,831人																																			
	【令和4年度】実施事業数	218事業	参加人数	延べ30,296人																																													
	【令和5年度】実施事業数	243事業	参加人数	延べ54,781人																																													
	【令和6年度】実施事業数	285事業	参加人数	延べ37,831人																																													
	今後の取組	青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。																																															
	所管課	青少年課																																															
	項目2 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進																																																
	目標	青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。																																															
事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">【令和4年度】初級（小学5・6年生）</td> <td style="width: 20%;">受講生</td> <td style="width: 30%;">194人</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>中級（中学生）</td> <td>受講生</td> <td>92人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】初級（小学5・6年生）</td> <td>受講生</td> <td>207人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中級（中学生）</td> <td>受講生</td> <td>90人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】初級（小学5・6年生）</td> <td>受講生</td> <td>233人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中級（中学生）</td> <td>受講生</td> <td>99人</td> <td></td> </tr> </table> </li> <li>○ ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した青年リーダー（15歳～23歳）を対象に、リーダーとしての資質向上を目指す講習会を実施している。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">【令和4年度】計3回</td> <td style="width: 20%;">参加人数</td> <td style="width: 30%;">延べ80人</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】計4回</td> <td>参加人数</td> <td>延べ147人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】計4回</td> <td>参加人数</td> <td>延べ118人</td> <td></td> </tr> </table> </li> <li>○ 青年リーダーは、育成地区委員会の事業や小学校の移動教室、区のイベント等、様々な地域活動に参加している。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">【令和4年度】地域行事参加数</td> <td style="width: 20%;">28件</td> <td style="width: 20%;">参加人数</td> <td style="width: 30%;">延べ127人</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】地域行事参加数</td> <td>73件</td> <td>参加人数</td> <td>延べ243人</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】地域行事参加数</td> <td>85件</td> <td>参加人数</td> <td>延べ285人</td> </tr> </table> </li> </ul>	【令和4年度】初級（小学5・6年生）	受講生	194人		中級（中学生）	受講生	92人		【令和5年度】初級（小学5・6年生）	受講生	207人		中級（中学生）	受講生	90人		【令和6年度】初級（小学5・6年生）	受講生	233人		中級（中学生）	受講生	99人		【令和4年度】計3回	参加人数	延べ80人		【令和5年度】計4回	参加人数	延べ147人		【令和6年度】計4回	参加人数	延べ118人		【令和4年度】地域行事参加数	28件	参加人数	延べ127人	【令和5年度】地域行事参加数	73件	参加人数	延べ243人	【令和6年度】地域行事参加数	85件	参加人数	延べ285人
【令和4年度】初級（小学5・6年生）	受講生	194人																																															
中級（中学生）	受講生	92人																																															
【令和5年度】初級（小学5・6年生）	受講生	207人																																															
中級（中学生）	受講生	90人																																															
【令和6年度】初級（小学5・6年生）	受講生	233人																																															
中級（中学生）	受講生	99人																																															
【令和4年度】計3回	参加人数	延べ80人																																															
【令和5年度】計4回	参加人数	延べ147人																																															
【令和6年度】計4回	参加人数	延べ118人																																															
【令和4年度】地域行事参加数	28件	参加人数	延べ127人																																														
【令和5年度】地域行事参加数	73件	参加人数	延べ243人																																														
【令和6年度】地域行事参加数	85件	参加人数	延べ285人																																														
今後の取組	引き続き、青少年育成地区委員会等の子ども向け事業に、青年リーダーが企画段階から携わる事業に取り組む。																																																
所管課	青少年課																																																

主な取組	項目3 若者の自立に向けた相談・支援																						
	目標	若年無業者（ニート）やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進める。																					
	事業成果	<p>○ ねりま若者サポートステーションでは、就労が困難な若者等（15歳～49歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を実施している。</p> <table border="0"> <tr> <td>【令和4年度】相談・支援</td> <td>延べ3,355人</td> <td>進路決定者数</td> <td>64人</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】相談・支援</td> <td>延べ3,603人</td> <td>進路決定者数</td> <td>72人</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】相談・支援</td> <td>延べ3,892人</td> <td>進路決定者数</td> <td>76人</td> </tr> </table> <p>○ 同ステーション内に、ひきこもりや自立に不安を抱える若者等を対象にした居場所を提供している。利用者同士で散歩やスポーツを行ったり、地域でのボランティア活動を行う等、利用者の状況に応じ様々なプログラムを実施し、社会的自立を支援している。</p> <table border="0"> <tr> <td>【令和4年度】利用者数</td> <td>延べ2,155人</td> <td>（実人数115人）</td> </tr> <tr> <td>【令和5年度】利用者数</td> <td>延べ2,184人</td> <td>（実人数79人）</td> </tr> <tr> <td>【令和6年度】利用者数</td> <td>延べ2,261人</td> <td>（実人数97人）</td> </tr> </table>	【令和4年度】相談・支援	延べ3,355人	進路決定者数	64人	【令和5年度】相談・支援	延べ3,603人	進路決定者数	72人	【令和6年度】相談・支援	延べ3,892人	進路決定者数	76人	【令和4年度】利用者数	延べ2,155人	（実人数115人）	【令和5年度】利用者数	延べ2,184人	（実人数79人）	【令和6年度】利用者数	延べ2,261人	（実人数97人）
	【令和4年度】相談・支援	延べ3,355人	進路決定者数	64人																			
	【令和5年度】相談・支援	延べ3,603人	進路決定者数	72人																			
【令和6年度】相談・支援	延べ3,892人	進路決定者数	76人																				
【令和4年度】利用者数	延べ2,155人	（実人数115人）																					
【令和5年度】利用者数	延べ2,184人	（実人数79人）																					
【令和6年度】利用者数	延べ2,261人	（実人数97人）																					
今後の取組	引き続き、居場所を提供するとともに、相談や自立への支援を関係機関と連携して取り組む。また、就労支援プログラムを受け就職された方を招いたセミナーを行う等、支援プログラムを充実する。就労の意欲が高まった方には就労の支援へ繋げるとともに定着に向けた支援を行っていく。																						
所管課	青少年課																						

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 様々な支援を行っていることは高く評価できる。一方、社会とのつながりを失っている方を支援につなげる方策を強化してほしい。</li> <li>② 青少年の野外活動・地域交流事業等の参加人数が増加していることから、ニーズの高さが理解できる。</li> <li>③ 不登校の子どもたちやコミュニケーションが苦手な子どもたちも野外活動や地域交流活動に誘い入れてもらいたい。また、居場所の提供も推進してほしい。</li> <li>④ ねりま若者サポートステーションでは、相談・支援の件数に比べ、進路決定者が少ないことが気になるころではあるが、就労に非常に困難な課題を持っていることが理解できる。引き続きしっかりと定着支援を行っていただきたい。</li> <li>⑤ 居場所づくりについて、ねりま若者サポートステーションの機能充実や他地区への設置、対象年齢を中学校1年生まで引き下げることもぜひ検討し、不登校の児童・生徒から大人で引きこもり状態になっている方たちを対象にした居場所の充実に努めていただきたい。特に、教育要覧180ページにあるように、若者自立支援は15歳以上方を対象とするが、中1から15歳までは学校教育が担当する年齢かと思う。中学校1年生から継続して関わる支援員の存在が、この年代ではとても大切になると思うので、教育分野と子育て分野の接続期に、子どもと関わる事ができる体制づくりをお願いしたい。また、居場所事業で相談員を1名増員したことは高く評価したい。</li> <li>⑥ 若年無職者（ニート）や引きこもり対策に一定の評価をしたい。しかしながら、相談してくれる方より1人で悩まれている方やご家庭の方が多いと考える。情報提供方法や回数を増やすなどして、1人でも多くの人に活動内容を伝える工夫を模索し続けてほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して、現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会とのつながりを失っている方等が、社会とつながり直すための第一歩として居場所を提供している。利用者が参加しやすくなるよう支援強化を図り、相談員、利用者同士の交流等を通じて、個々のペースで自立できるよう、引き続き細やかな支援を実施する。</li> <li>② 青年リーダー等の意見を聞きながら、子どもたちの体験活動事業の充実を引き続き図っていく。</li> <li>③ ねりま若者サポートステーションの利用者には、不登校や引きこもり状態の方等、コミュニケーションが苦手な方が多くいる。居場所事業やボランティア活動等の社会体験を通じて、利用者同士や地域との交流の場を引き続き提供するとともに、個々の状況に合わせて相談員から活動への参加を促し、社会とのつながり構築の支援を行っている。</li> <li>④ ひきこもり状態等にある方が、社会的自立を果たすには多くの時間を要する。引き続き、支援プログラムを受け就職された方を招いたセミナー等の就労支援や、就労した若者同士による座談会を毎月1回実施する等の定着支援を行っていく。</li> <li>⑤ ねりま若者サポートステーションは厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」に基づく就労支援施設であり、区では居場所事業等の支援を上乗せして実施している。そのため、厚生労働省事業に合わせて支援対象年齢を15歳～49歳としている。区内関係機関との連携を引き続き図り、切れ目のない支援に取り組んでいく。</li> <li>⑥ 利用説明会や家族懇談会について区立施設での出張開催を行う等、支援の周知を引き続き図っていく。個別相談についてはオンライン相談にも対応し、悩まれている方が気軽に相談できるよう体制を整えている。</li> </ul>

点検・評価欄	評価	特記事項
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ジュニアリーダー、青年リーダーの活動において、素晴らしい活動内容なので、是非、認知度向上に努めて欲しい。</li> <li>○ 若者の自立に向けた施策において相談窓口の拡充を図りサポート体制強化を行っているところを高く評価したいと思う。</li> <li>○ 育成地区委員会の長年の活動に対し高く評価したいと思う。青少年の育成だけではなく、地域の方々の子供たちの健全育成に対する意識の高揚を図っており、地域の活性化にもつながっている。今後の取り組みとして、子供たちが企画段階から携わる事業に取り組むとのことであるが、私は大賛成である。積極的に進めていただきたいし、その成果を期待する。</li> <li>○ 様々な支援を行っていることは評価できる。一方、支援につながっていない人を支援につなげる取り組みも強化してもらいたい。</li> <li>○ 社会につながっていない人を抱えている家族が相談できたり、家族どうしが話し合える取り組みもお願いしたい。</li> </ul>

## V 点検・評価に関する有識者からの意見および助言

有村 大士

(日本社会事業大学社会福祉学部 教授)

令和7年度の教育に関する事務の管理および執行状況において、子育て分野では区民の具体的なニーズに応える着実な成果が認められる。主な成果として、認可保育所等における待機児童ゼロの5年連続継続や、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」の認定園数と定員の着実な拡充が挙げられる。また、放課後の居場所である「ねりっこクラブ」の実施校拡大や「子育てのひろば」などの身近な相談・交流の場の拡充により、子どもの居場所の確保が進展している。さらに、東京都練馬児童相談所が練馬区子ども家庭支援センターと同一施設内に設置されたことにより、練馬区内での迅速かつ一貫した児童虐待対応体制の整備が図られていることも評価できる。

一方、施策が多岐にわたる中で、支援の質の維持・向上や、個々の課題へのきめ細やかなアプローチについては、継続した取り組みが必要である。教員の働き方改革が社会的な課題となる中で、小学生の「朝の居場所」づくりも課題として挙げられ、早期のモデル実施が期待される。同時に、子どもにとっての家庭が、家庭としての役割を果たすことができるよう、施策の拡充を継続する必要がある。また、増加傾向にある児童相談や虐待通告に対応するため、福祉や母子保健などの専門職員のさらなる充実と、質の高い保育を継続するための保育士などの職員の処遇改善や安全管理の徹底が喫緊の課題として指摘された。さらに、若年無業者（ニート）やひきこもり状態の若者を対象とした自立支援プログラムの周知や、オンライン相談などの新しい形の支援へのアクセス促進の工夫が求められている。これまで支援の谷間が出来ていた領域について、当事者の声を聴きながら、地域や民間団体等と協働し、充実していく継続した取り組みが重要である。

待機児童ゼロの継続や練馬こども園の拡大など、子育て支援の基盤整備は大きく進展してきた。今後は、個別のニーズ、困難な状況にある子どもや家庭に対し、情報とサービスを届けるためのきめ細やかな対応が期待される。とりわけニーズのある家庭に施策や支援者の姿が見えていくかどうかは重要なポイントといえる。実績や強みをさらに伸ばし、練馬区のこどもの育ちや子育て、共育ちがより充実するよう、施策の効果を評価・分析しながら、引き続き環境の充実を図る必要がある。また、質の高い支援を提供するための、人材の質の向上・確保に重点を置き、中長期的な視野を持って、施策の「質」を高めることが重要となる。

入江 宏基

(練馬区立中学校 P T A 連合協議会 顧問)

令和 7 年度の教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価を拝見し、保護者の視点から区の教育施策が一貫して「子どもたちが安心して学べる環境づくり」に重きを置いて進められていると感じました。

教育分野 3-①「いじめ・不登校などへの対応」については、トライやフリーマインドの継続、校内別室の設置や支援員の全校配置などにより、教室に戻ることを目標としない柔軟な支援が進められています。クラス以外の居場所を校内外に確保する取り組みや ICT を活用した学習支援は、学校とのつながりを保ちながら学びを継続できる環境づくりにつながっていると感じます。こうした取り組みは数値には表れにくいものの、子どもが「自分の居場所がある」と感じられる土台であり、保護者にとっても大きな安心材料です。

子育て分野 1-②「新しい児童相談体制の充実」では、東京都と連携した練馬区虐待対応拠点の設置や、区施設内への東京都練馬児童相談所の開設、専門職員の増員などが進み、この評価は令和 3 年の教育・子育て大綱改定より「3」が継続しています。過去の点検・評価を通じて示されてきた課題認識が具体的な取り組みとして反映され、その成果が評価として表れる流れは、点検・評価制度が実効性をもって運用されている証左と考えます。

子育て分野 3-①「安全で充実した放課後の居場所づくり」においては、ねりっこクラブの実施校数が令和 5 年の 52 校から、令和 6 年の 59 校、令和 7 年には 62 校へと拡がり、量的な整備が着実に進んでいます。評価は前年度の「3」から今年度は「2」となっていますが、これは取り組みの後退ではなく、次の課題として「朝の子どもの居場所」が明確になった結果と受け止めています。量の確保から質や時間帯の充実へと視点が移行していることは、施策が成熟段階に入ったことを示しており、今後のモデル実施に期待しています。

一方、教育分野 1-②「教員の資質・能力の向上」の評価が慎重である点は、外的要因のひとつとして保護者の教育観や期待値の変化も背景にあるように感じています。私自身も PTA 活動の中で、特にコロナ禍を経て多様性の尊重やこれまでの在り方を見直そうとする意識が高まり、画一的な教育観や前例踏襲型の活動に対して違和感を覚える保護者の声をよく聴いています。従来 of 指標や環境整備だけでは、教育の質を十分に測りきれない時代に入っているとも言えるのではないでしょうか。こうした意識の変化は、教育現場にとって新たな課題となる一方で、教育の在り方を現代的にアップデートする好機でもあります。その際は新たな施策や対応が教員個人の負担増とならないよう、体制面での支援や役割分担への十分な配慮が重要と考えます。過去からの

継続的な評価「2」は良好な進捗を示すものですし、新たな段階に進むための課題も可視化されているものと受け止めております。

ここまでで施策のすべてについて触れられてはおりませんが、我々練馬区の保護者にとってどれも重要な施策であります。点検・評価全体を通じて練馬区の教育施策は子どもと家庭の不安に向き合いながら、過去の意見を踏まえて着実に進化してきたことが確認できました。今後も社会や保護者の意識の変化を的確に捉えつつ、子どもたちが安心して学べる教育環境づくりが一層深化していくことを期待しています。

漆澤 その子

(武蔵大学人文学部 教授)

令和7年度の点検および評価について拝見いたしました。いずれの項目につきましても取組事業やその成果、また進行中の取組や今後の方向性といった内容が明確に記され、適正に評価されていたと言えるでしょう。当該年度では例年に比べ、総合評価において高く評価されている施策・項目が比較的多くなっていたように見受けました。現場で担当されている職員の皆様ならびに教育委員会・関係各部署の皆様のご尽力に敬意を表したいと思います。ここでは、教育分野ならびに子育て分野において特に良好な評価となっている施策に関する項目について意見を申し述べたいと思います。

まず、教育分野において評価が高かった1-③「学校の教育環境の整備」における項目1「学校施設の整備（改修・改築）」の事業成果に注目しました。私は当該年度中にいくつかの区内小学校を訪れる機会があり、実際に学校の教室や諸設備を目にしました。いずれの学校も大変きれいに使用されてはいるものの、子どもたちの教育環境という観点からすると、改築ないし改修の余地を感じざるをえないという思いがありました。教育環境を整えることは、ダイレクトに子どもたちの学習意欲につながります。とりわけ小学校は、子どもたちにとって初めての「学びの場」であり、そこで過ごす時間がその後の人生における「学び」へのモチベーションに大きく関わると言っても過言ではないでしょう。こうした重要性をもつ教育環境の整備が着々と進行していることは、区の財政面での協力も含め、非常に高く評価できることとしてあげられます。子どもたちが「学校に行くのが楽しい」と思える改築・改修に期待しています。

次に、子育て分野の1-①「相談支援体制の充実」における事業成果をあげたいと思います。周知のように、全国的に見てもいわゆる出生率は減少傾向にあり、なかでも練馬区は東京都全体の平均を下回る状況となっており、区内で育児をしていくなかで不安を抱える保護者は少なくないと想定されます。こうしたなか、「子育てのひろば」など親子が徒歩圏内で行くことのできる場所に相談員が配置されていることは、大変心強いものでしょう。また、コロナ禍から継続して行われているオンラインによる相談機能が充実ならびに拡充の方向にあることは、外出が困難な家庭や他者とのコミュニケーションが苦手な保護者にとって、気軽に相談できる場の提供につながっていると評価できます。可能であれば、オンラインを通じた交流が対面による交流へと発展していくことができれば、親子にとって良いコミュニティの形成に結びつくのではないかと思います。

以上、教育分野・子育て分野から一部の項目を取り上げて意見を申し上げましたが、いずれの項目につきましても、今後ますますの積極的な取り組みに期待しています。

## VI 令和8年度の主な事業

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策に係る主な取組と今後の方向性を総合的に点検・評価しました。

大綱において、教育分野では「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」、子育て分野では「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」を目標として掲げています。教育委員会では、今回の評価を踏まえ、目標の実現に向け取り組んでいきます。令和8年度の主な事業は下記のとおりです。

### ○教育分野

#### (1) 小学校低学年の学級担任補佐の全校配置

小学校低学年の学級担任を補佐する、エデュケーション・アシスタントを全区立小学校（65校）の第1学年に1名ずつ配置する。規模の大きな学校には、第2学年にも1名配置する。

低学年児童に対してきめ細かな支援を行い、教育の質を高めていく。

#### (2) 教員の働き方改革の推進

中学校の部活動の地域展開に向け、地域の方々が中心となって運営する「総合型地域スポーツクラブ（SSC）」と協働し、休日にスポーツ活動を行う場を提供する事業を通年で実施する。教員に代わって部活動の顧問を担うことができる部活動指導員の配置を、現在の各校1名から2名に拡充する。

配慮を要する児童・生徒の支援を教員とともに行う学校生活支援員の配置を16名増員する。（計293名）。

#### (3) ICTを活用した教育内容の充実

電子黒板などの教室用ICT機器の更新に際し、画面の拡大により視認性を高め、タッチ操作や表示機能の精度を向上させることで、授業の質の向上につなげる。

児童生徒用タブレットパソコン、携帯電話などの使い方のルール、SNS利用時の注意事項など、正しい活用方法を身に付けるために、情報モラル講習の対象をこれまでの小学5年生と中学2年生から、全学年に拡大して実施する。

#### (4) 学校施設の整備

築80年（長寿命化に適さない学校は60年）を迎える学校を選定の基本とし、改築を概ね年2校ずつ、長寿命化を概ね年1～2校ずつ行う。

災害時の避難拠点としての役割を持つ武道場に、8年度は12校で空調の設置工事を行う。また、普通教室等の空調機を8年度は小学校29校、中学校15校で更新を行

う。

(5) 障害のある児童生徒への支援強化

教育委員会内に障害児の支援調整を担う「(仮称)教育福祉課」を設置する。福祉職、心理職等の専門的人材を配置し、特別な配慮が必要な児童生徒や保護者、学校への支援を強化する。

民間支援機関と連携し、言語聴覚士や作業療法士等を含めた専門的人材による指導を実施する。

区立幼稚園の空き教室等を活用し、民間支援機関による就学前教育相談を実施する。

障害のある児童生徒の増加に対応するために、知的障害学級(固定)の増設の準備を進める。また、支援の更なる充実を図るため、自閉症・情緒障害学級(固定)の設置に向け検討を進める。

(6) 不登校児童・生徒への支援の充実

令和6年度から試行実施している「メタバースを活用した学習・相談支援」を本格実施する。

不登校および不登校傾向の児童・生徒の教室以外の学校での居場所を設置する「別室対応」を実施しており、7年度には「校内別室指導支援員」を全校に配置した。多様な学びの場の一つとして、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。

(7) 生活困窮世帯への経済的支援の充実

令和8年度から、就学援助認定の基準係数や小中学校における入学準備費を引き上げ、生活に困窮している世帯を支援する。

(8) 小学生の朝の居場所事業の実施

始業前に安心して過ごせる居場所を校内に設置し、見守り員が子どもたちを見守る「小学生の朝の居場所事業」をモデル校5校で試行実施する。居場所事業では、児童は読書など自由に過ごし、見守り員が児童の安全を確保する。

## ○子育て分野

### (1) 変化する保育需要への対応

立野町の区有地で、定員 100 名程度の私立認可保育所の整備に着手する。民設子育てのひろば事業なども実施し、地域の子育て支援サービスを充実する。

施設改修等補助金の対象施設に小規模保育事業所を追加し、引き続き保育ニーズの高い 1・2 歳児の定員増につながる保育環境の整備に取り組む。あわせて、園内設備の更新や改修を進める。

1・2 歳児を対象に、特に保育需要の高い地域で行っている 1 年保育事業について、実施施設を増やす。

### (2) 保育サービスの充実

発達に心配があるものの、医療機関による診断に至っていない児童に対して、私立認可保育所が職員を加配した場合に、区独自に人件費相当額を補助する。あわせて、臨床心理士や社会福祉士による巡回指導を行う。

虐待の未然防止と早期発見に迅速に対応するため、全ての保育施設等を対象にした通報・相談窓口を設置する。また、通報内容に応じ、臨床心理士や弁護士等の支援を受け、適切に対応する。

### (3) 練馬こども園の拡大

1・2 歳児の保育ニーズに対応するため、区独自で運営費補助、人材確保支援を実施し、低年齢型（3 歳未満児の預かり保育）を推進する。

### (4) 子育てのひろばの拡充

0 から 3 歳の乳幼児親子が楽しく遊んだり、保護者同士の交流ができる、民間団体が運営する「民設子育てのひろば」について、週 6 日・7 日型等の補助制度を新設し、より利用しやすくなるよう開室日時を拡大する。

### (5) ベビーシッター利用支援事業の拡充

ベビーシッターを利用した際の利用料の一部を補助する「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」の対象を現行の未就学児から拡大し、小学 3 年生までとする。

### (6) 子育てスタート応援券の電子化

これまで紙で交付していた「子育てスタート応援券」をスマホで利用できるよう電子化を進める。令和 9 年度からの運用開始に向けて、8 年度にシステムを構築する。

(7) こども誰でも通園事業の本格実施

区独自に利用上限時間の拡大や事業者への運営費補助の拡充を行い、令和8年4月から実施する。私立保育所、私立幼稚園等、施設数を拡大して実施する。

(8) ねりっこクラブ実施校の拡大・ひろば事業の充実

小学校内の施設を活用して「学童クラブ」と「ひろば事業」の運営を一体的に行う、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。令和8年4月、新たに2校で「ねりっこクラブ」の運営を開始（全65校中64校）し、学童クラブ全体の定員を200人以上拡大する。

新たに運営を開始する2校の学童クラブは「東京都認証学童クラブ」の認証を取得する。

学童クラブの待機児童を対象として、ひろば事業終了後のひろば室で学童クラブに準じた保育を行う、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を引き続き実施する。

利用者の要望に応じて、全ての「ねりっこひろば」で、午後4時半までとしていた冬の実施時間を見直し、年間を通じて午後5時まで実施する。

(9) 児童館の開館日等の拡大

令和8年4月、北大泉児童館と北町児童館に指定管理者制度を導入して開館日を日曜・祝休日にも拡大、中高生の利用時間も月曜日から土曜日まで1時間延長して午後7時までとする。

新たに開館する「みらい青空児童館」では、授乳・おむつ替えのスペースを備えた乳幼児専用室や、バンド練習ができる防音の音楽室を新設し、乳幼児親子や中高生の利用拡大を進める。

(10) ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの充実

令和8年度からは、居場所の選択肢を広げ、気軽に足を運べるよう、月に1回、民間カフェでも実施する。生まれ育った環境によらず、自らの意思で希望する未来を切り拓いていけるよう、プロジェクトを更に充実する。



**【担 当】**

練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育総務課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電 話 5984-5609 (直通)

ファックス 3991-1147

電子メールアドレス GAKKOSHOMU01@city.nerima.tokyo.jp

令和 8 年 2 月 19 日  
教育委員会事務局

令和 8 年第一回練馬区議会定例会提出議案について

令和 8 年 1 月 23 日第 2 回教育委員会定例会および、令和 8 年 2 月 2 日第 3 回教育委員会定例会で議決または報告した令和 8 年第一回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	保健給食課	練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	公布の日
		(内容) 別紙 1 のとおり	
2	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和 8 年 4 月 1 日
		(内容) 別紙 2 のとおり	
3	在宅育児支援担当課	練馬区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例	令和 8 年 4 月 1 日
		(内容) 別紙 3 のとおり	
4	在宅育児支援担当課	練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	令和 8 年 4 月 1 日
		(内容) 別紙 4 のとおり	





議案第14号

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月5日

提出者 練馬区長 前川 耀 男

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務  
災害補償に関する条例（平成14年3月練馬区条例第43号）の一部をつぎのように  
改正する。

第11条第2項第1号中「177,950円」を「186,050円」に改め、同項第3号中「  
88,980円」を「92,980円」に改める。

別表中「8,529円」を「9,060円」に、「9,909円」を「10,332円」に、「  
12,351円」を「14,175円」に、「13,575円」を「14,175円」に、「15,837円」を  
「16,467円」に、「16,866円」を「17,496円」に、「7,164円」を「7,629円」  
に、「7,932円」を「8,340円」に、「9,438円」を「9,873円」に、「10,701円」  
を「11,073円」に、「11,610円」を「11,907円」に、「11,970円」を「12,246  
円」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の練馬区立小学校  
および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関  
する条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、令和7年8月1日か  
ら適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第11条第2項第1号および第3号の規定は、令和7年8月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和7年8月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第2項第1号および第3号の規定に基づく介護補償（令和7年8月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。
- 4 新条例別表の規定（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における新条例別表の規定の適用については、同表学校医および学校歯科医の補償基礎額の項10年以上15年未満の欄中「14,175円」とあるのは、「12,951円」とする。
- 6 令和7年4月1日から施行日の前日までの間において、旧条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（令和7年4月1日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（令和7年4月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

令和 8 年 2 月 12 日  
教育振興部保健給食課

議案第 1 4 号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の一部改正を踏まえ、補償基礎額等について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 介護補償の限度額を改定する。（第11条関係）

ア 常時介護を要する状態にあり費用を支出して介護を受けた日がある場合  
177,950円 → 186,050円

イ 随時介護を要する状態にあり費用を支出して介護を受けた日がある場合  
88,980円 → 92,980円

(2) 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）

ア 経験年数5年未満の場合

(ア) 学校医および学校歯科医 8,529円 → 9,060円

(イ) 学校薬剤師 7,164円 → 7,629円

イ 経験年数5年以上10年未満の場合

(ア) 学校医および学校歯科医 9,909円 → 10,332円

(イ) 学校薬剤師 7,932円 → 8,340円

ウ 経験年数10年以上15年未満の場合

(ア) 学校医および学校歯科医 12,351円 → 14,175円

(イ) 学校薬剤師 9,438円 → 9,873円

エ 経験年数15年以上20年未満の場合

(ア) 学校医および学校歯科医 13,575円 → 14,175円

(イ) 学校薬剤師 10,701円 → 11,073円

オ 経験年数20年以上25年未満の場合

(ア) 学校医および学校歯科医 15,837円 → 16,467円

(イ) 学校薬剤師 11,610円 → 11,907円

カ 経験年数25年以上の場合

(ア) 学校医および学校歯科医 16,866円 → 17,496円

(イ) 学校薬剤師 11,970円 → 12,246円

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表  
次頁のとおり

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(介護補償)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>177,950円</u>を超えるときは、<u>177,950円</u>）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>88,980円</u>を超えるときは、<u>88,980円</u>）</p> <p>(4) [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>186,050円</u>を超えるときは、<u>186,050円</u>）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>92,980円</u>を超えるときは、<u>92,980円</u>）</p> <p>(4) [略]</p> <p>付 則 [略]</p>

## 付 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、令和7年8月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 新条例第11条第2項第1号および第3号の規定は、令和7年8月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和7年8月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第2項第1号および第3号の規定に基づく介護補償（令和7年8月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。
- 4 新条例別表の規定（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償

の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における新条例別表の規定の適用については、同表学校医および学校歯科医の補償基礎額の項10年以上15年未満の欄中「14,175円」とあるのは、「12,951円」とする。

6 令和7年4月1日から施行日の前日までの間において、旧条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（令和7年4月1日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（令和7年4月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

別表 補償基礎額表（第3条関係）

医師、 歯科 医師 または薬 剤師 とし ての 経験 年数	5年 未満	5年 以上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上
			10年 未満	15年 未満	20年 未満	25年 未満
学校 医お よび 学校	8,529 円	9,909 円	12,351 円	13,575 円	15,837 円	16,866 円

別表 補償基礎額表（第3条関係）

医師、 歯科 医師 または薬 剤師 とし ての 経験 年数	5年 未満	5年 以上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上
			10年 未満	15年 未満	20年 未満	25年 未満
学校 医お よび 学校	9,060 円	10,332 円	14,175 円	14,175 円	16,467 円	17,496 円

歯科 医の 補償 基礎 額							歯科 医の 補償 基礎 額						
学校	<u>7,164</u>	<u>7,932</u>	<u>9,438</u>	<u>10,701</u>	<u>11,610</u>	<u>11,970</u>	学校	<u>7,629</u>	<u>8,340</u>	<u>9,873</u>	<u>11,073</u>	<u>11,907</u>	<u>12,246</u>
薬剤 師の 補償 基礎 額	円	円	円	円	円	円	薬剤 師の 補償 基礎 額	円	円	円	円	円	円
備考 [略]							備考 [略]						



議案第15号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年2月5日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月練馬区条例第73号）の一部をつぎのように改正する。

第23条第1項中「に勤務」を「に勤務を」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」のつぎに「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「に勤務」を「に勤務を」に改め、同条第3項中「に定める額」のつぎに「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



令和 8 年 2 月 12 日  
人事戦略担当部職員課  
教育振興部教育指導課

議案第 8 号 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 15 号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

## 1 改正の理由

特別区人事委員会勧告（令和 7 年 10 月 14 日）等に基づき、一般職の職員に対する給与の改定等を行う。

## 2 改正の内容

### (1) 給料表の改定

ア 管理職の職務・職責をより重視した給与体系とするため、行政職給料表（一）5～7 級、医療職給料表（二）5 級および医療職給料表（三）5 級の改定を行う。（改定の概要は次頁のとおり）

イ 業務職の人材確保や世代間の給与配分の適正化等を図るため、行政職給料表（二）の改定を行う。

(2) 行政職給料表（一）の適用を受ける部長級職員および統括部長級職員について、標準の昇給の号給数を零号給とする旨を定める。

(3) 宿日直手当について、宿日直勤務 1 回に係る支給額の上限を給料表の改定に準じて引き上げる。

(4) 管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日における支給対象時間を午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に拡大するほか、規定の整備を行う。

(5) 平成 30 年行政系人事制度および技能・業務系人事制度改正に係る給料表の切替えに伴う現給保障措置の終了に伴い、規定を削除する。

(6) その他規定の整備を行う。

※ (1)から(3)までおよび(5)は、練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のみ

## 3 施行期日等

令和 8 年 4 月 1 日。ただし、2 の(3)については、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

## 4 新旧対照表

別紙のとおり

管理職員に係る給料表改定の概要

・行政職給料表（一）

5 級		6 級		7 級	
号 給		号 給		号 給	
現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
1～33	1	1～40	1	1～29	1
34	2	41～46	2	30～38	2
}	}	47～53	3	39～51	3
109	77	54～61	4	52～61	4
		62～72	5	—	5
		73～83	6	—	6
		84～89	7	—	7
		—	8	—	8
		—	9		

・医療職給料表（二）

5 級	
号 給	
現行	改正後
1～33	1
34	2
}	}
109	77

・医療職給料表（三）

5 級	
号 給	
現行	改正後
1～33	1
34	2
}	}
109	77

練馬区職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(初任給および昇格昇給等の基準)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5～9 [略]</p>	<p>(初任給および昇格昇給等の基準)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級または7級であるものにあつては、零号給)とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5～9 [略]</p>
<p>(宿日直手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 宿日直手当の支給額は、第1項に規定する勤務1回につき、<u>8,800円</u>(1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日までの間の日から始まる勤務にあつては<u>11,000円</u>)を超えない範囲内において定める。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 宿日直手当の支給額は、第1項に規定する勤務1回につき、<u>9,200円</u>(1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日までの間の日から始まる勤務にあつては<u>11,500円</u>)を超えない範囲内において定める。</p> <p>4 [略]</p>
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第24条の2 第10条第1項の規定に基づき指定する職員が臨時または緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日または休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日<u>に勤務</u>しなかった場合には、管</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第24条の2 第10条第1項の規定に基づき指定する職員が臨時または緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日または休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日<u>に勤務</u>しなかった場合には、管</p>

理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第10条第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) [略]

4 [略]

付 則 [略]

管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第10条第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間 (週休日等に含まれる時間を除く。) であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 (前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額) とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額

(2) [略]

4 [略]

付 則 [略]

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第24条第3項の改正規定ならびに次項および付則第9項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条

例」という。)第24条第3項の規定は、  
令和7年4月1日から適用する。

(特定の職務の級の切替え)

3 改正後の条例別表第1ロの表の適用に  
ついて、施行日の前日においてその者の  
属していた職務の級(以下「旧級」とい  
う。)が付則別表第1の旧級の欄に掲げ  
る職務の級であった職員の施行日にお  
ける職務の級(以下「新級」という。)  
は、旧級に対応する同表の新級の欄に定  
める職務の級とする。

(号給の切替え)

4 施行日の前日において練馬区職員の給  
与に関する条例別表第1イの表およびロ  
の表ならびに別表第2ロの表およびハの  
表の適用を受けていた職員であって同日  
においてその者が属していた職務の級が  
付則別表第2に掲げられている職務の級  
であったものの施行日における号給(次  
項および同表において「新号給」とい  
う。)は、施行日の前日においてその者  
が属していた職務の級および同日にお  
いてその者が受けていた号給(同表にお  
いて「旧号給」という。)に応じて同表に  
定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

5 施行日前に職務の級を異にする異動を  
した職員および特別区人事委員会(以下  
「人事委員会」という。)の定めるこれ  
に準ずるものをした職員の新号給につ  
いては、その者が施行日において当該異動  
または当該準ずるものをしたものとした  
場合との権衡上必要と認められる限度に  
おいて、人事委員会の定めるところによ  
り、必要な調整を行うことができる。

(復職等の日における号給調整の特例)

6 施行日の前日から引き続き休職中等  
(初任給、昇格及び昇給等に関する規則

(昭和53年特別区人事委員会規則第18号) 第33条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中または停職中をいう。以下同じ。)の者のうち、つぎに掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日または再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)における号給は、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。

(1) 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第2条第4号に規定する昇給日がある職員

(2) 復職等の日に昇格する職員(施行日の前日においてこの条例による改正前の練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月練馬区条例第3号)付則第5項から第7項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。)

(施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定)

7 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給または転職等をする場合の号給決定は、付則別表第2による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。

(他の特別区および特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用)

8 施行日の前日に人事交流により他の特別区および特別区の一部事務組合を退職し、施行日から練馬区職員として採用される職員の初任給決定については、付則第3項から前項までならびに付則別表第1および付則別表第2の規定を準用する。

(宿日直手当の内払)

9 改正後の条例第24条第3項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の練馬区職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された宿日直手当は、改正後の条例の規定による宿日直手当の内払とみなす。

(委任)

10 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

11 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月練馬区条例第3号）の一部をつぎのように改正する。

[略]（次頁新旧対照表参照）

付則別表第1 [略]

付則別表第2 [略]

別表第1 [略]

別表第2（第5条関係）

医療職給料表

ロ 医療職給料表（二） [略]

ハ 医療職給料表（三） [略]

別表第1 [略]

別表第2（第5条関係）

医療職給料表

ロ 医療職給料表（二） [略]

ハ 医療職給料表（三） [略]

練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（付則第11項関係）

現 行	改正案
<p>本 則 [略]</p>	<p>本 則 [略]</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>1～4 [略]</p>	<p>1～4 [略]</p>
<p><u>(給料の切替えに伴う経過措置)</u></p>	
<p><u>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級および受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p><u>5 削除</u></p>
<p><u>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。）であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p>	<p><u>6 削除</u></p>
<p><u>7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前2項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算</u></p>	<p><u>7 削除</u></p>

出した差額に相当する額を加算した額とする。

8 同一給料表適用特定職員（改正後の条例別表第1口の表の適用を受ける地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第4条第1項もしくは第2項または第5条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）および令和3年地方公務員法改正法附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表定年前再任用短時間勤務職員の項2級の欄に掲げる基準給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額（暫定再任用短時間勤務職員にあっては、練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月練馬区条例第6号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。））（改正後の条例付則第14項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律

8 削除

9 削除

(平成3年法律第110号) 第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする」とする。

10～17 [略]

10～17 [略]

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時または緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日または休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、委員会が代休日を指定し当該代休日<u>に勤務</u>しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額 <u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時または緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日または休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、委員会が代休日を指定し当該代休日<u>に勤務を</u>しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 <u>(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額</p> <p>(2) [略]</p>

<p>4 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>4 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>
-----------------------------	---



議案第16号

練馬区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例  
上記の議案を提出する。

令和8年2月5日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条・第34条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援その他練馬区規則（以下「規則」という。）で定める乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適

切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもその他規則で定める者をいう。以下同じ。）の意思および人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設および法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援に限る。第7条、第12条第1項および第2項、第13条ならびに第18条において同じ。）を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数および時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用

定員を定めるものとする。

## 第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもおよび第2条第2項の規則で定める者（以下これらを「乳児等支援給付認定子ども等」という。）に係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子ども等に対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども等およびその保護者の心身の状況および当該乳児等支援給付認定子ども等の養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）および第2条第2項の規則で定める者の保護者（以下これらを「乳児等支援給付認定保護者等」という。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせんおよび要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定その他規則で定める規定により練馬区（以下「区」という。）が行うあっせんおよび要請に対

し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども等およびその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子ども等の養育環境ならびに他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいい、第1条に規定する規則で定める乳児等通園支援を含む。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育および法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子ども等に係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により区が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保および向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、つぎに掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者等から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者等に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者等に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項および第3項の費用の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の用途および額ならびに乳児等支援給付認定保護者等に費用の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者等に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項に規定する費用の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子どもおよびその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談および援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども等およびその保護者の心身の状況ならびに当該乳児等支援給付認定子ども等の養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども等およびその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子ども等に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子ども等の保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する区への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的および運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者等から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども等に対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、乳児等支援給付認定子ども等に対する特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者等から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子ども等を平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子ども等の

国籍、信条、社会的身分または第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子ども等に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子ども等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども等またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども等またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子ども等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子ども等に係る乳児等支援給付認定保護者等の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子ども等に係る乳児等支援給付認定保護者等が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のものまたは誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）、地域型保育事業者（同条第5項に規定する地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）もしくは乳児等通園支援事業者（練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例（令和7年10月練馬区条例第69号）第3条第1項に規定する乳児等通園支援事業者をいう。次項において同じ。）またはその職員に対し、支給対象小学校就学前子どもまたはその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者もしくは乳児等通園支援事業者またはその職員から、支給対象小学校就学前子どもまたはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等または乳児等支援給付認定保護者等その他の当該乳児等支援給付認定子ども等の家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等・家族」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等・家族からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法

第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により区が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または区の職員からの質問もしくは特定乳児等通園支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および乳児等支援給付認定子ども等・家族からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため、つぎに掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども等に対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区および当該乳児等支援給付認定子ども等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども等に対する特定乳

児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備および会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども等に対する特定乳児等通園支援の提供に関するつぎに掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による区への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付または提

出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者等の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつてつぎに掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、または提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者等の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者等に対し、その用いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書

または電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者等から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付または提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、または提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



令和 8 年 2 月 12 日  
こども家庭部在宅育児支援担当課

議案第 16 号 練馬区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

1 制定の理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により、区市町村が実施する給付制度として乳児等のための支援給付が創設された。当該給付に当たり特定乳児等通園支援事業者が従うべき運営基準については、国が定める基準を踏まえ、区の条例で定めることとされたため、新たに条例を制定する。

2 制定の内容

次頁のとおり

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 参考資料

別紙のとおり

## 練馬区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定内容について

### 1 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 子ども・子育て支援法
- (2) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）

### 2 条例制定に当たっての基本的な考え方

原則として、国の基準のとおりとする。ただし、利用する子どもの年齢については、下表のとおりとする。

国（子ども・子育て支援法）	区条例（第2条第2項）	区規則
支給対象小学校就学前子ども（満3歳未満の小学校就学前子ども）	支給対象小学校就学前子ども <u>その他区規則で定める者</u>	<u>3歳になる年度末までの者</u>

### 3 条例で定める主な事項

第1章 総則（第1条・第2条）	
項目	定める事項
基本的事項	条例の趣旨、特定乳児等通園支援事業者の一般原則

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（第3条－第32条）	
項目	定める事項
利用定員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1時間当たりおよび1月当たりの利用定員</li> </ul>
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者との面談</li> <li>・ 区が行うあっせんおよび要請に対する協力</li> <li>・ 子どもおよび保護者の心身の状況等の把握</li> <li>・ 特定教育・保育施設等との連携</li> <li>・ 支払方法等</li> <li>・ 運営規程の整備</li> <li>・ 子どもを平等に取り扱う原則</li> <li>・ 虐待等の禁止</li> <li>・ 秘密保持等</li> <li>・ 苦情解決</li> <li>・ 地域との連携等</li> <li>・ 事故発生の防止および発生時の対応 など</li> </ul>

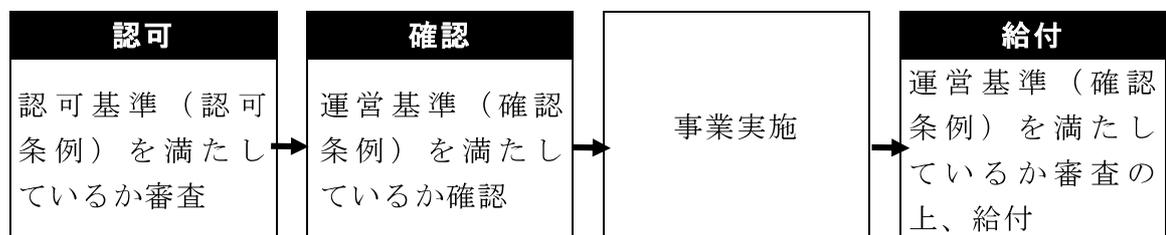
第3章 雑則（第33条・第34条）	
項目	定める事項
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面に代わる電磁的記録の作成等</li> <li>・ 委任規定</li> </ul>

## 練馬区乳児等通園支援事業（練馬区こども誰でも通園事業）について

## 1 認可条例と確認条例の違い

	認可条例（令和7年第三回定例会制定）	確認条例（令和8年第一回定例会提出）
条例名	練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例	練馬区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例
根拠法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	子ども・子育て支援法
視点	事業に必要な基準を満たしているか	乳児等支援給付対象事業者として適格か
基準	運営規程の整備、子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持等、苦情解決	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備および職員の基準</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・安全計画の策定等</li> <li>・自動車を運行する場合の子どもの所在の確認</li> <li>・衛生管理等 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との面談</li> <li>・区が行うあっせんおよび要請に対する協力</li> <li>・子どもおよび保護者の心身の状況等の把握</li> <li>・特定教育・保育施設等との連携</li> <li>・支払方法等</li> <li>・地域との連携等</li> <li>・事故発生の防止および発生時の対応 など</li> </ul>

## 2 事業認可および確認から給付までの流れ



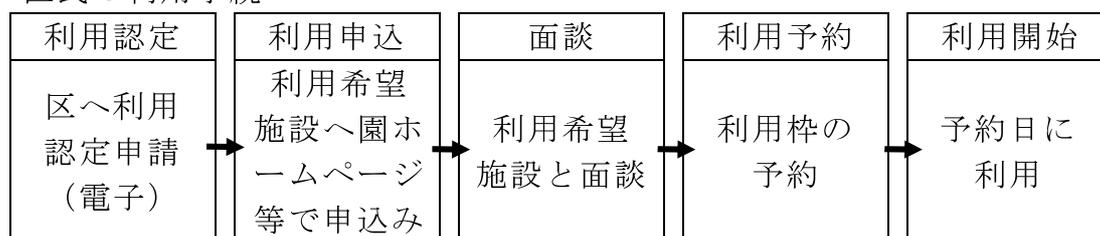
### 3 令和8年度事業概要（予定）

	国基準（参考）	区事業
対象者	0歳6か月から満3歳未満までの未就園児	0歳6か月から3歳になる年度末までの未就園児
実施方法	一般型：保育所等とは別に定員を設けて実施 余裕活用型：保育所等の既存の空き定員を活用して実施	国基準のとおり
利用時間	利用上限：月10時間	利用頻度：週1日以上 利用上限：月48時間、日8時間
利用料	300円程度／時間	無償（当分の間）
運営費補助等	(1)基本分単価 0歳児：1,700円／時間 1・2歳児：1,400円／時間 (2)加算分単価 障害児：600円／時間 要支援家庭：600円／時間 など	(1)基本分単価 国基準のとおり (2)加算分単価 国基準のとおり (3)利用枠に対する補助 5,000円／1枠（月上限24万円）
開設準備補助	開設に当たり改修や備品購入にかかる費用への補助 補助率3/4	開設に当たり改修や備品購入にかかる費用への補助 補助率10/10

### 4 実施施設

実施を希望する私立認可保育園、私立幼稚園、地域型保育事業所など

### 5 区民の利用手続



### 6 今後の予定

- 3月中 事業認可・確認
- 4月1日 利用開始
- 5月～ 事業者への給付開始





議案第17号

練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月5日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例（令和7年10月練馬区条例第69号）の一部をつぎのように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出しおよび同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号をつぎのように改める。

(6) 利用定員

第16条第7号中「ならびに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」のつぎに「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項または第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 12 日  
こども家庭部在宅育児支援担当課

議案第 17 号 練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業者が定めるべき規程のうち、利用定員の規定を改めるほか、規定の整備を行う。

2 改正の内容

- (1) 乳児等通園支援事業者が定めるべき規程のうち、利用定員について、乳児および幼児の総数で定められるよう規定を改める。（第16条関係）
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

次頁のとおり

練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(<u>乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件</u>)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業者の職員の知識および技能の向上等</u>)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>虐待等の防止</u>)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業所内部の規程</u>)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、つぎに掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>乳児および幼児（第2条に規定する規則で定める者を含む。）の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項<u>ならびに</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) [略]</p>	<p>(<u>乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件</u>)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業所の職員の知識および技能の向上等</u>)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>虐待等の禁止</u>)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(<u>乳児等通園支援事業所内部の規程</u>)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、つぎに掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) [略]</p>

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 [略]

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 [略]

2 [略]

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）または家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）をいう。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設または事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設または事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第26条 第23条および第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 [略]

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 [略]

2 [略]

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）または家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）をいう。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設または事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設または事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項または第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第26条 第23条および第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

通園支援事業」とする。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則 [略]

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者およびその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則 [略]

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

# 資料 4

令和 8 年 2 月 19 日  
教育振興部学務課

就学援助制度における認定基準および入学準備費単価の引き上げについて

## 1 概要

区では、経済的に困窮していると認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の費用（学校でかかる費用）の一部を援助する「就学援助制度」を実施している。

近年の物価高騰により生活に困窮している世帯を支援するため、生活保護基準額に乗ずる係数を 1.2 から 1.4 へ引き上げを行う。

併せて、小・中学校における入学準備費単価についても、生活保護における入学準備費との整合を図るため、生活保護費の基準に合わせる。

## 2 変更内容等

	適用日	改定前	改定後
認定基準係数	R8. 4. 1	係数 1.2	係数 1.4
入学準備費単価	R8. 2. 13	小学校 54,060 円 中学校 63,000 円	小学校 91,600 円 中学校 101,000 円

※入学準備費の新単価については、3月の事前支給から適用とする。

なお、事前支給については現行の基準で審査を行うが、不認定となった場合は令和 8 年度に新基準で審査を行い、認定となれば 8 月に支給する。

### 【係数変更に伴う基準額の変化】

世帯人数	世帯構成	令和 7 年度基準額	令和 8 年度基準額
2 人	母 (39 歳) ・ 子 (9 歳)	約 270 万円	約 300 万円
3 人	父 (39 歳) ・ 母 (39 歳) 子 (9 歳)	約 320 万円	約 360 万円
4 人	父 (39 歳) ・ 母 (39 歳) 子 (9 歳) ・ 子 (5 歳)	約 360 万円	約 400 万円

※基準額については令和 7 年度の生活保護基準をもとに算出

## 3 就学援助制度における認定基準引き上げに伴う支給予定者数

約 5,500 名（令和 7 年度と比べ約 700 名増）

## 4 今後の主な予定

令和 8 年 2 月 新小学 1 年生保護者宛て認定通知送付

3 月 入学準備費支給（新単価）

4 月 保護者宛て令和 8 年度用申請書および周知文を配布

令和 8 年 2 月 19 日  
地域文化部美術館再整備担当課  
教育振興部光が丘図書館

## 練馬区立美術館・貫井図書館改築等実施設計業務および コンストラクション・マネジメント業務の結果について

実施設計業務委託（以下「実施設計」という。）およびコンストラクション・マネジメント業務委託（以下「CM業務」という。）がそれぞれ終了したため、その概要について以下のとおり報告する。

### 1 実施設計の概要

#### (1) 設計方針

- ① 年齢や障害に関わらず、誰もが美術館・図書館、美術の森緑地を一体的に利用できるようユニバーサルデザイン設計を導入する。
- ② 美術館と図書館の従来の基本的機能を維持したうえで、機能的・空間的に融合し、互いの特徴を活かしたイベント等が展開できる機能空間を創出する。
- ③ 環境に配慮するため、ZEB Ready（一次エネルギー消費量 50%以上削減）を目指し、建物の省エネ化を図る。
- ④ 中村橋駅や商店街、所々に設けられたアートスポットが連なる大きな回遊路（アート・コミュニケーション・コリドー）の一部として位置付け、まちと一体となった美術館・図書館として、まちに開かれた建物とする。
- ⑤ 美術の森緑地はパブリックスペースとして、既存の屋外彫刻群を活かしたまちとつながる公園空間とする。

#### (2) 設計概要

##### ① 美術館・図書館

構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造（地上 4 階、地下 1 階）

敷地面積：4,090.41 m<sup>2</sup>

建築面積：3,269.97 m<sup>2</sup>

延床面積：9,018.99 m<sup>2</sup>

美術館ゾーン：約 4,100 m<sup>2</sup>

図書館ゾーン：約 1,620 m<sup>2</sup>

共用部ゾーン：約 2,630 m<sup>2</sup>

共用部その他ゾーン：約 670 m<sup>2</sup>

##### ② 美術の森緑地

敷地面積：1,894.63 m<sup>2</sup>

(3) 配置図等  
別紙のとおり

(4) 概算工事費

- ① 美術館・図書館改築概算工事費 約 150～160 億円
- ② 美術の森緑地改修概算工事費 約 1.9 億円

## 2 CM業務結果の概要

(1) サウンディング型市場調査支援業務

- ・ 現在の建設業界ではゼネコン各社が、施工が容易で、かつ利益率を確保する案件を優先的に受注する傾向が見られた。
- ・ 美術館・図書館などの用途は難易度が高く、一般的な事務所や住宅などと異なり、利益率が低いと評価されており、現時点では積極的な受注が期待できない。
- ・ 施工事業者の労務状況は逼迫しており、区の想定している工期では労務の確保が難しい。
- ・ 工事費は、建設業界へのヒアリング調査や他自治体の事例、市場動向を踏まえると、当初想定の倍以上となる可能性もあり得る。

(2) 工事工程妥当性検証業務

① 解体工事・本体工事の工期・工程

各工事の工期について、設計者が建設業界の働き方改革・建設業法の改正（猛暑日の休工等）による長期化を考慮して延伸したことは、施工会社へのヒアリング調査に即しており、妥当と考える。ただし、仮設計画を実施設計の業務範囲外としたことから、各工事の工程も含め、施工会社の意見を聴取したうえで、更なる検討が求められる。

※ 解体工事期間：10 か月から 12 か月、本体工事期間：25 か月から 39 か月、美術の森緑地工事期間：9 か月から 10 か月。

② 工事ヤードの設定

解体工事で使用する工事ヤードについて、設計者が美術の森緑地の使用範囲を拡張（北側部分）したことは、施工会社へのヒアリング調査に即しており、ストックヤードや車両の場内待機スペースを確保でき、近隣の待機車両の減少により安全性の向上に繋がるとともに、工期の短縮や工事コストの削減も期待できるため、妥当と考える。

(3) VE／CD検討支援業務

採用された項目の合計金額は、約 533,000,000 円。

〈主な項目〉シェードの部材、空調設備の機器 等

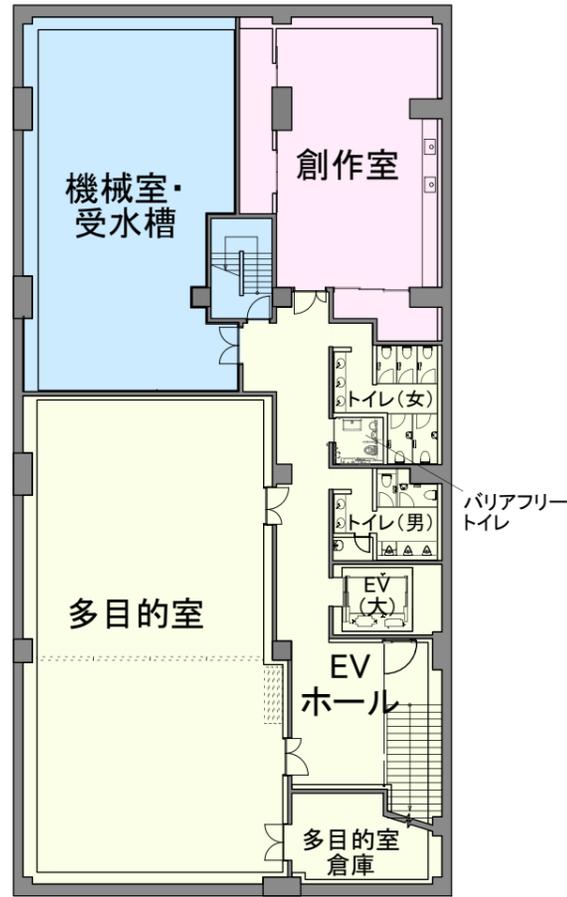
#### (4) 概算工事費妥当性検証業務

- 設計者から提示された、VE／CDを反映した実施設計図書や工事（仮設工事を除く）に係る見積書の項目、資材の数量については、妥当と考える。
- 概算工事費は、未算定の仮設工事費を15～20%として加算することが必要であり、今後追加が見込まれる経費を加味すると、約150億円から160億円程度は妥当と考える。これは、施工会社へのヒアリング調査や他自治体の事例、市場動向に即していると考ええる。
- なお、今後の資材価格や労務単価の動向を踏まえ、施工計画の精査などの要因を加味すると、コスト増を考慮する必要があると考える。

### 3 今後の対応

定期的な市場分析と業界ヒアリングを実施し、発注方法を含め、適切に判断していく。

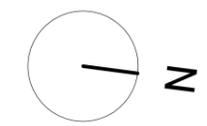
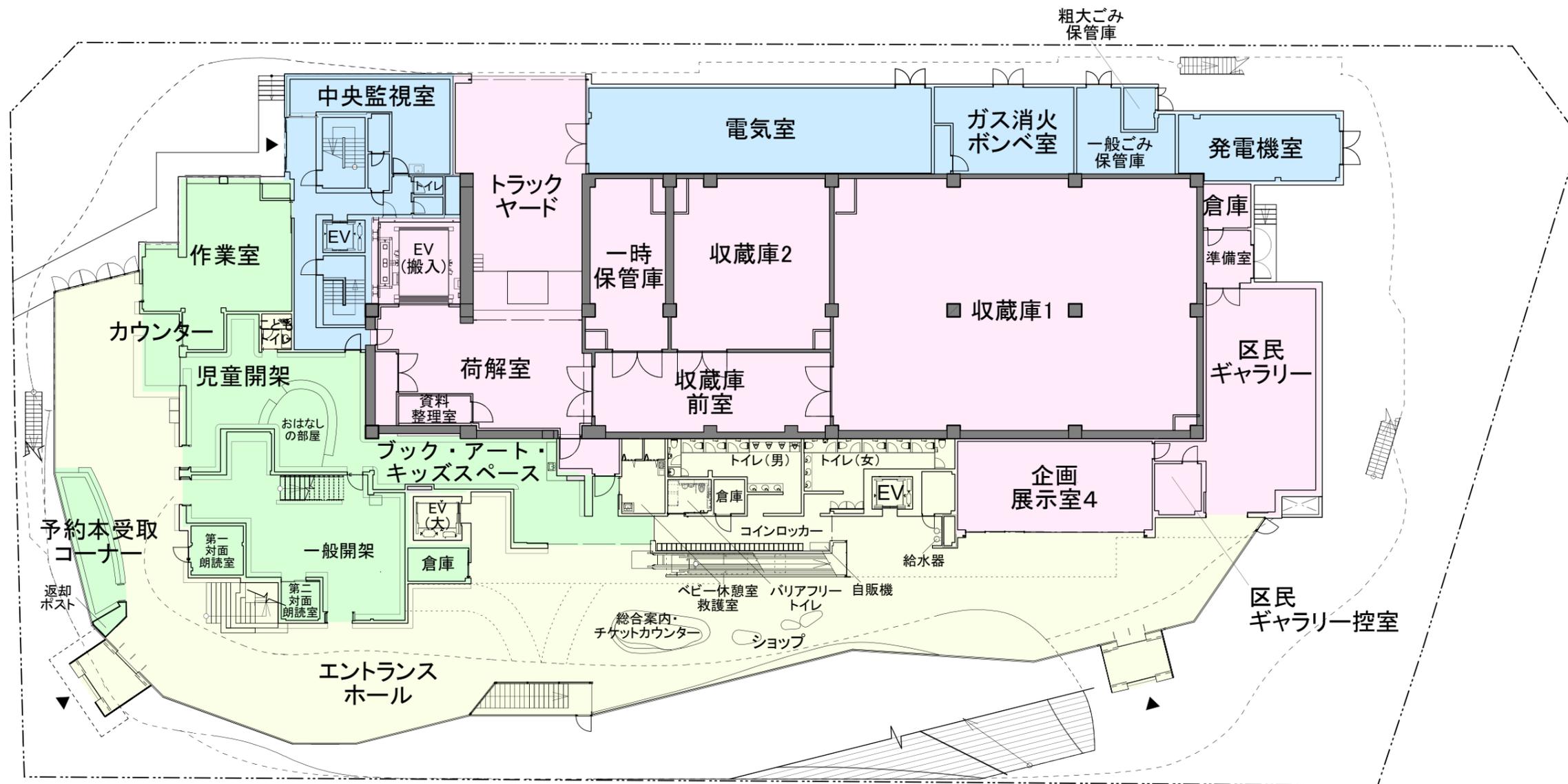




地下1階平面図

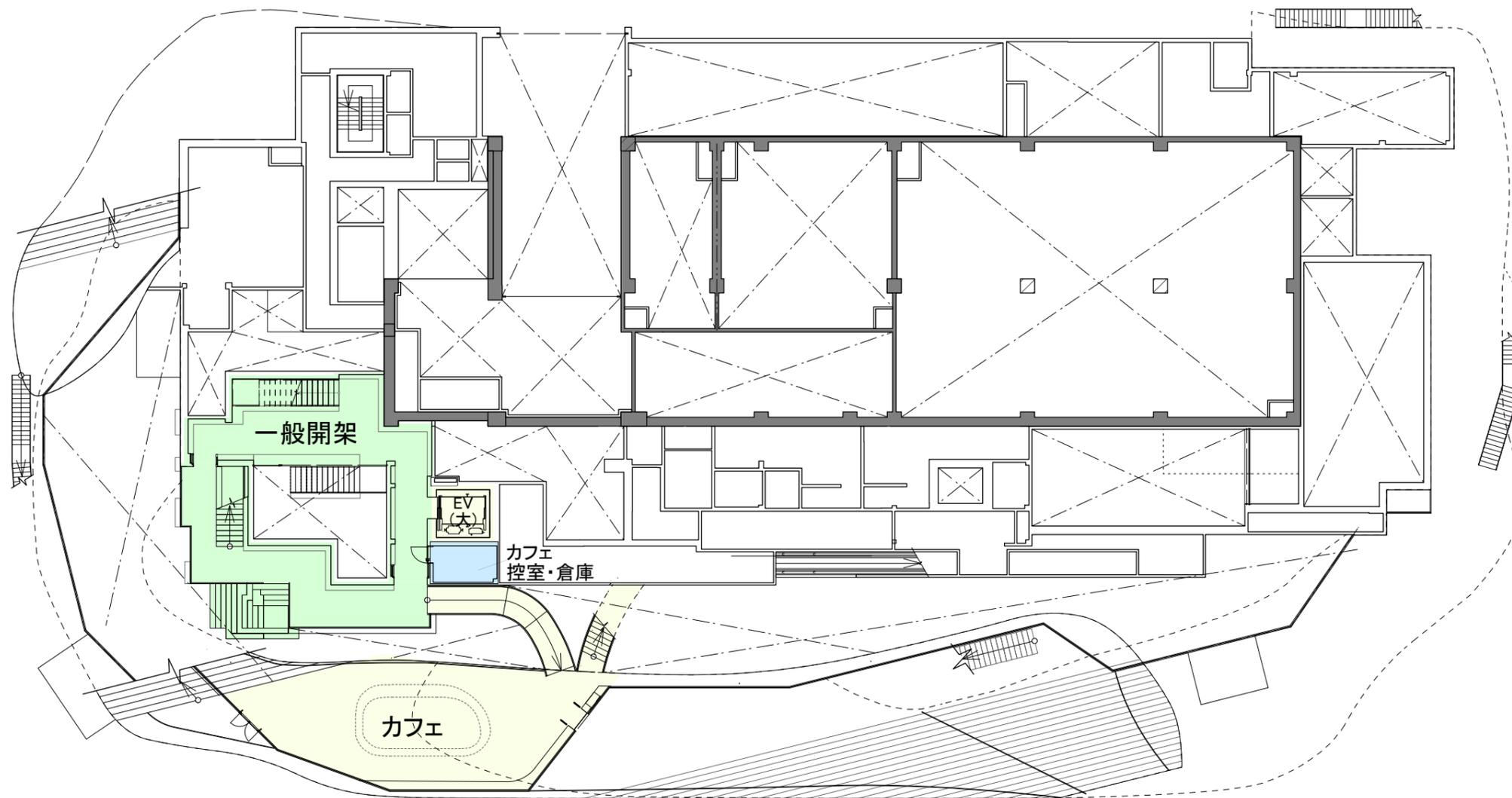
(凡例)

	美術館ゾーン
	図書館ゾーン
	共用部ゾーン
	共用部その他ゾーン



1階平面図

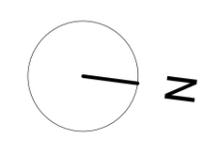
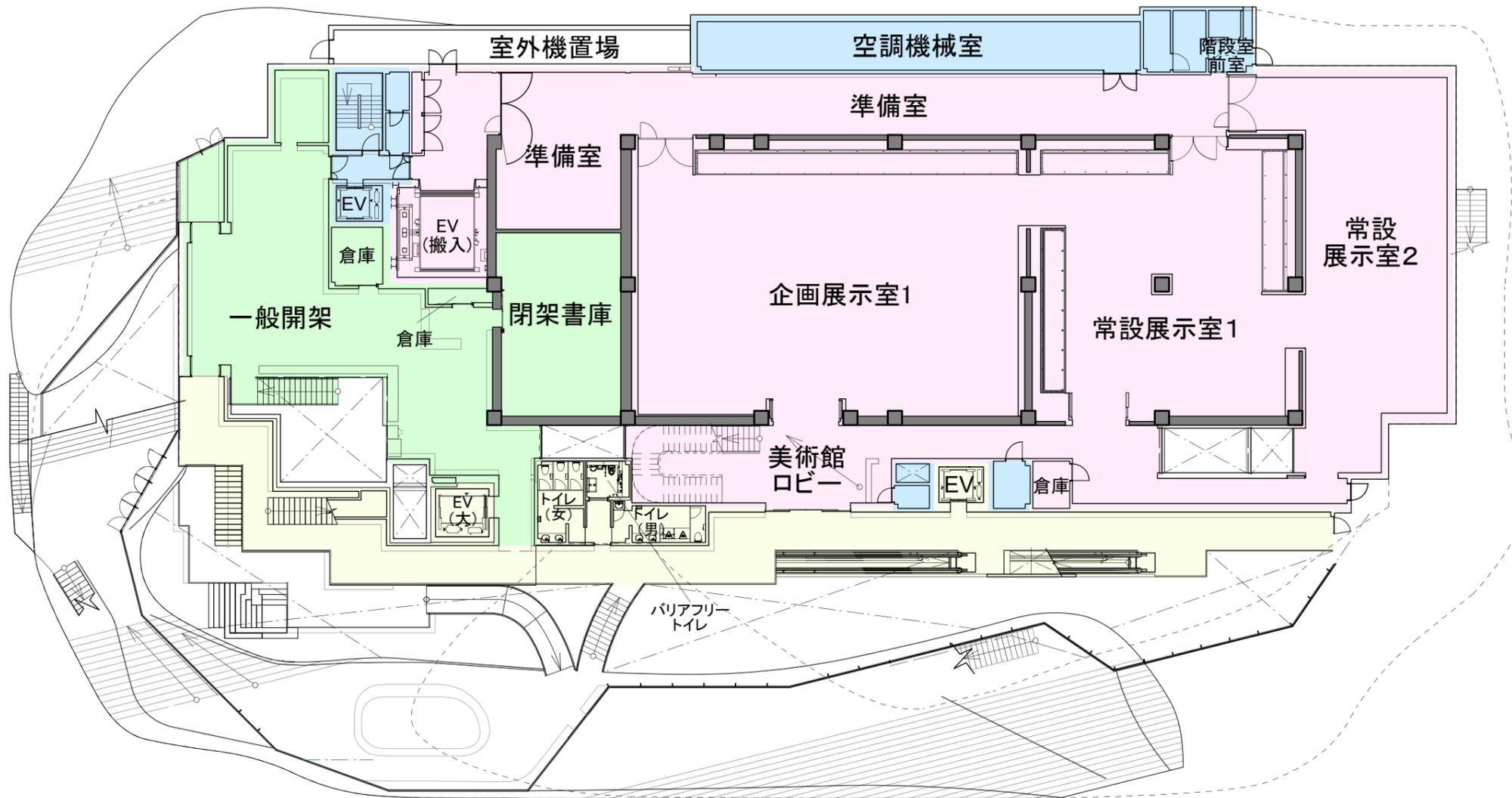
- (凡例)
- 美術館ゾーン
  - 図書館ゾーン
  - 共用部ゾーン
  - 共用部その他ゾーン



1.5階平面図

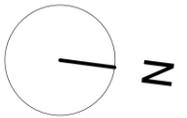
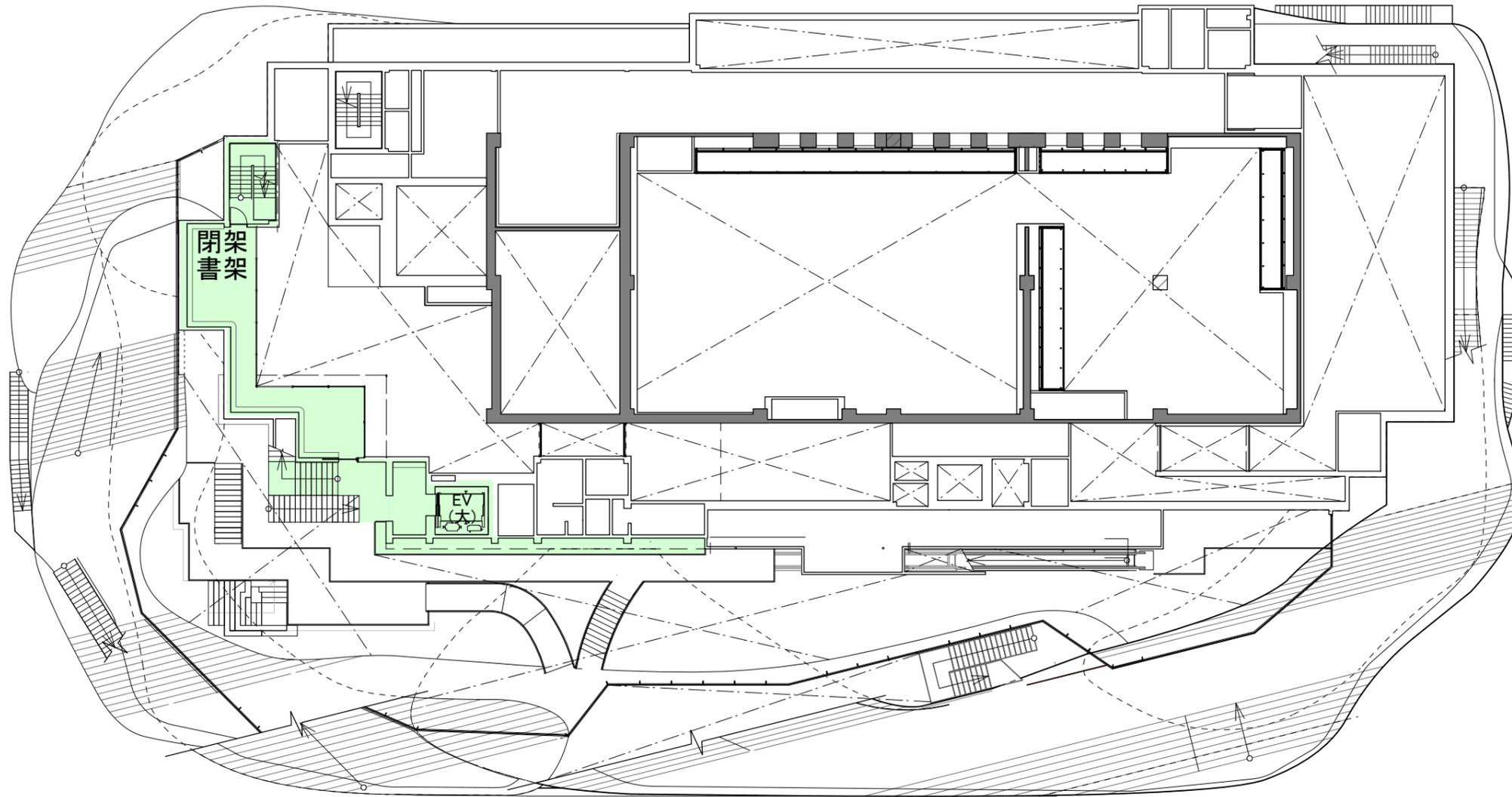
(凡例)

	美術館ゾーン
	図書館ゾーン
	共用部ゾーン
	共用部その他ゾーン



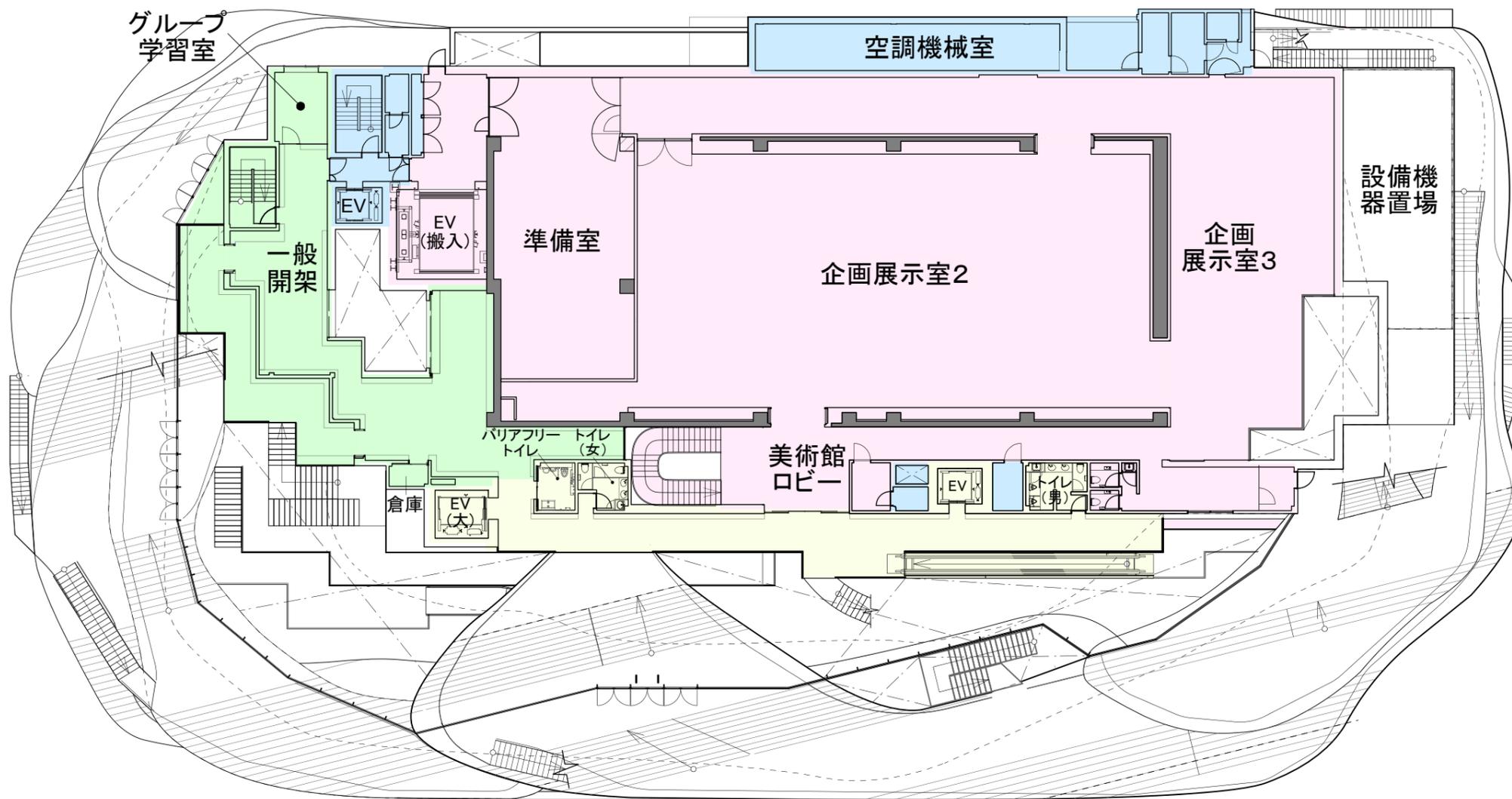
2階平面図

- (凡例)
- 美術館ゾーン
  - 図書館ゾーン
  - 共用部ゾーン
  - 共用部その他ゾーン



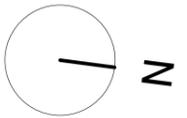
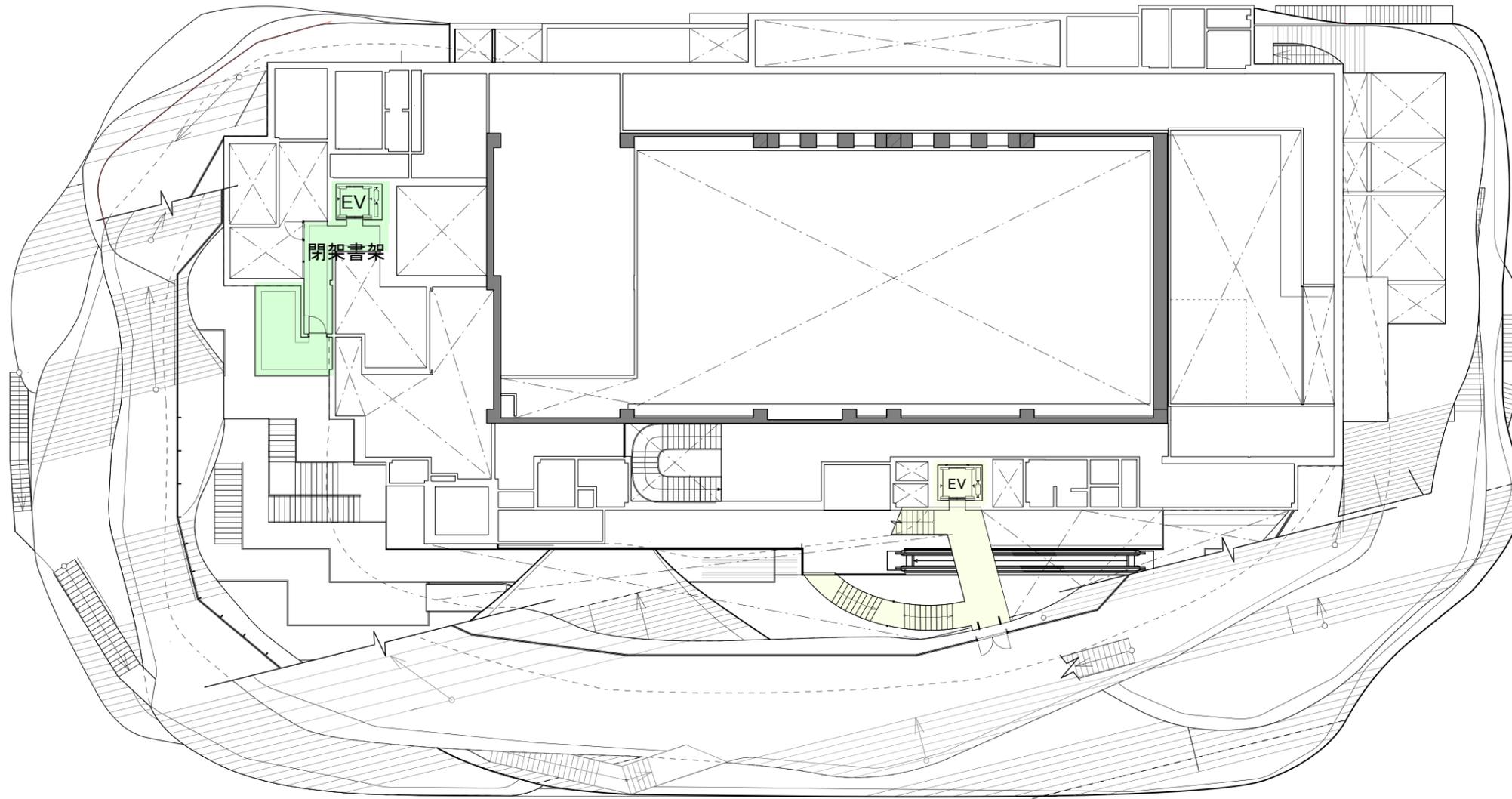
2.5階平面図

- (凡例)
- 美術館ゾーン
  - 図書館ゾーン
  - 共用部ゾーン
  - 共用部その他ゾーン



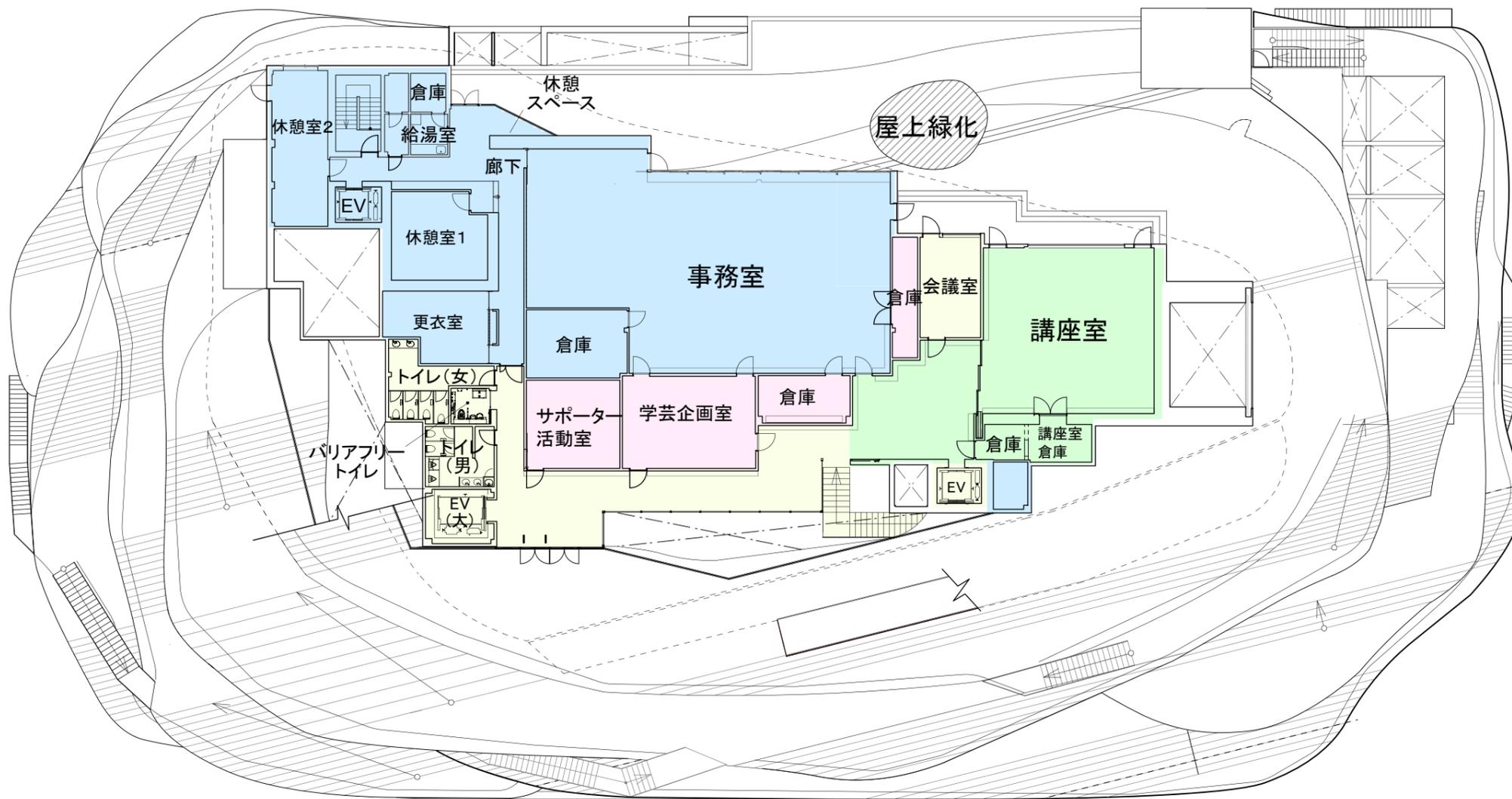
3階平面図

- (凡例)
- 美術館ゾーン
  - 図書館ゾーン
  - 共用部ゾーン
  - 共用部その他ゾーン



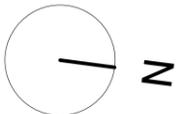
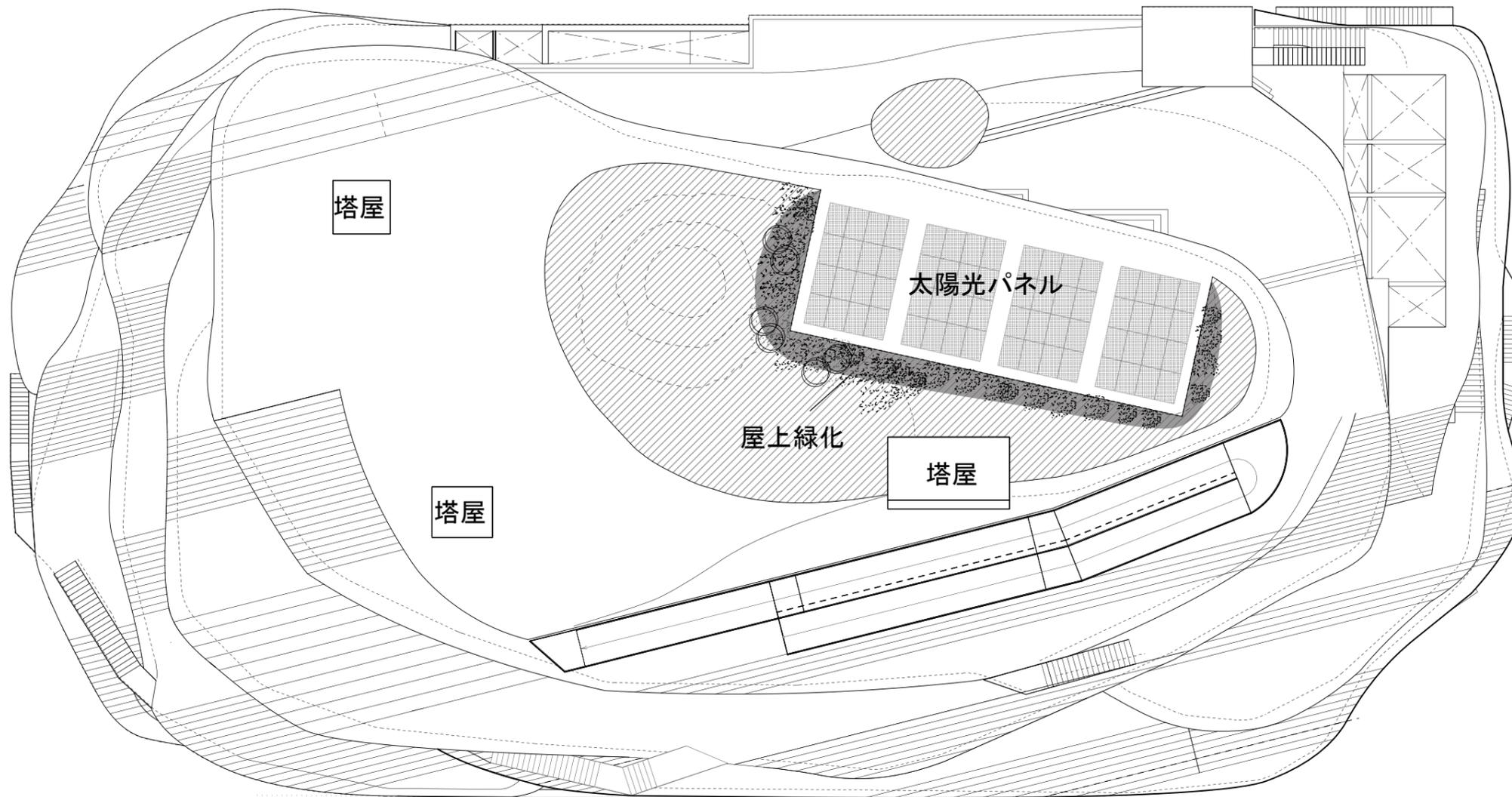
3.5階平面図

- (凡例)
- 美術館ゾーン
  - 図書館ゾーン
  - 共用部ゾーン
  - 共用部その他ゾーン



4階平面図

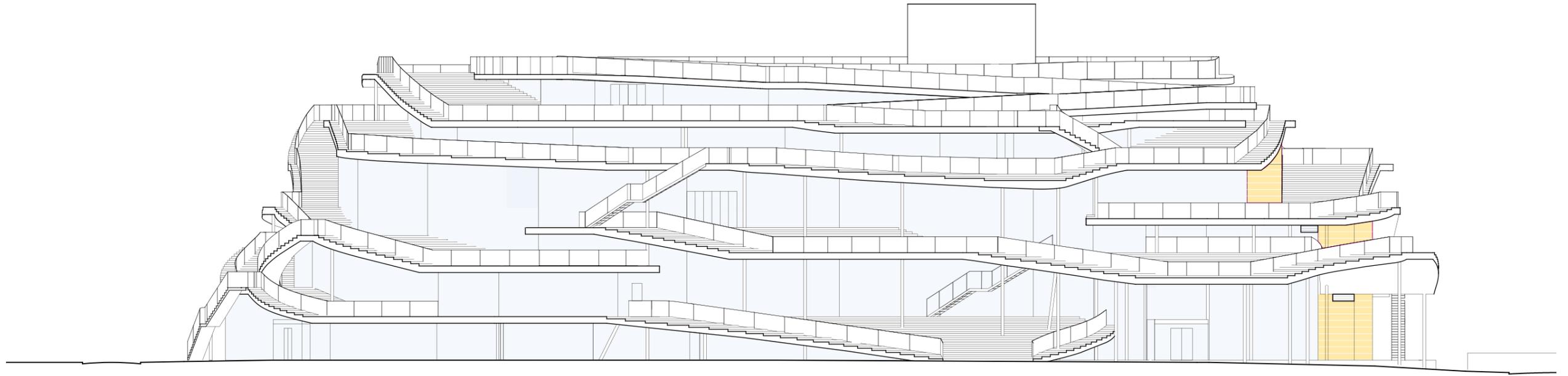
- (凡例)
- 美術館ゾーン
  - 図書館ゾーン
  - 共用部ゾーン
  - 共用部その他ゾーン



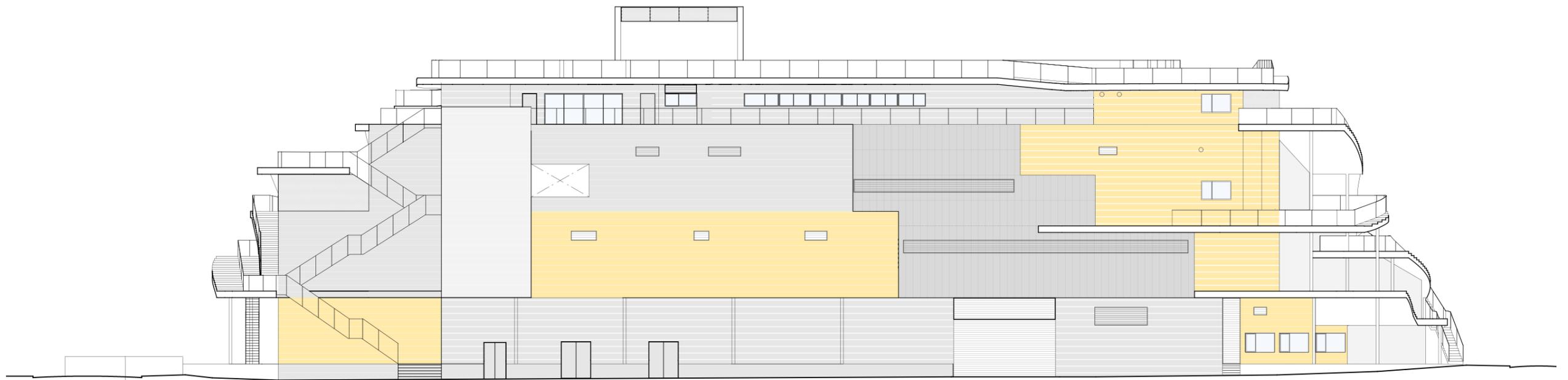
屋上階平面図

(凡例)

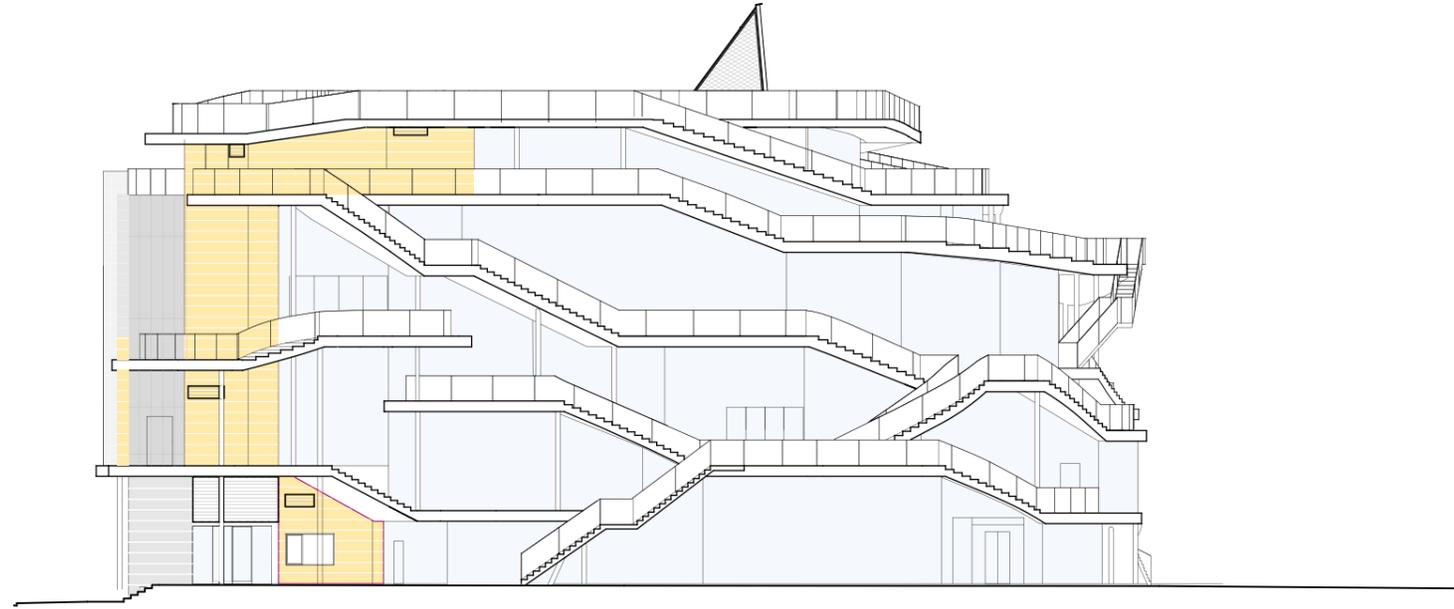
	美術館ゾーン
	図書館ゾーン
	共用部ゾーン
	共用部その他ゾーン



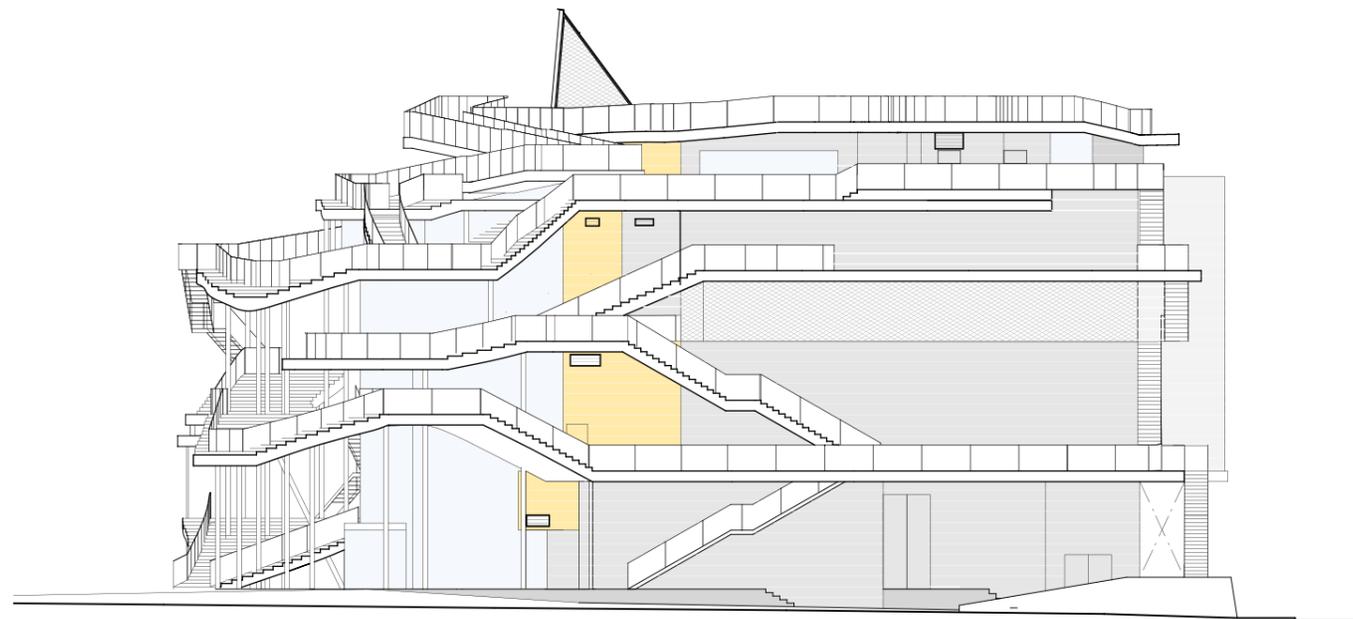
東側立面図



西側立面図



南側立面图



北側立面图















令和 8 年 2 月 19 日  
こども家庭部こども施策企画課

### 練馬こども園の認定について

区は、平成 27 年度に独自の幼保一元化の取組として練馬こども園を創設し、通年で 9 時間から 11 時間の預かり保育を行う私立幼稚園を認定している。

この度、練馬こども園を実施している私立幼稚園 3 園について、低年齢型（3 歳未満児を対象とした 9 時間以上の保育）を追加認定する。

#### 1 新たな認定

##### (1) 愛和幼稚園

ア 設置者	学校法人 愛和学園 理事長 榎本 優
イ 設置年月	昭和 41 年 11 月
ウ 所在地	練馬区南田中二丁目 23 番 30 号
エ 認定区分	低年齢型 ※平成 27 年 9 月に標準型（3 歳児から 5 歳児を対象とした 11 時間以上の保育）認定済み
オ 預かり保育時間	9 時間（8 時～17 時）
カ 定員	2 人（幼稚園定員 420 人）

##### (2) 高松幼稚園

ア 設置者	学校法人 道灌山学園 理事長 高橋 系一
イ 設置年月	昭和 35 年 5 月
ウ 所在地	練馬区高松六丁目 16 番 28 号
エ 認定区分	低年齢型 ※平成 27 年 9 月に標準型認定済み
オ 預かり保育時間	10 時間（8 時～18 時）
カ 定員	10 人（幼稚園定員 200 人）

##### (3) 清心幼稚園

ア 設置者	清水 進
イ 設置年月	昭和 28 年 4 月
ウ 所在地	練馬区石神井町六丁目 20 番 12 号
エ 認定区分	低年齢型 ※令和 5 年 9 月に短時間型（3 歳児から 5 歳児を対象とした 9 時間以上の保育）認定済み
オ 預かり保育時間	9 時間 30 分（8 時～17 時 30 分）
カ 定員	5 人（幼稚園定員 150 人）

2 今後の予定

令和8年2月中旬 認定（区ホームページで周知）

4月 開始

（参考）実施園数

	実園数	認定件数
令和8年4月 時点	30園	39件（標準型：19件 短時間型：9件 低年齢型：11件） ※標準型と低年齢型の重複認定が7園 ※短時間型と低年齢型の重複認定が2園

資料 7	
------	--

令和 8 年 2 月 19 日  
 こども家庭部こども施策企画課  
 こども家庭部 保育課  
 こども家庭部保育計画調整課

第 1 子保育料無償化等に伴う保育需要への対応について

区は、これまで全国トップクラスの保育定員増を実現し、5年連続待機児童ゼロを達成してきた。一方で、共働き家庭の増加や女性の就業率の上昇、第1子保育料無償化の影響により、保育需要は大きく変化している。

この度、令和8年4月入園における保育需要に応えるため、年齢や地域事情等も踏まえながら、下記の対策を実施する。

記

1 1・2歳児1年保育の実施

(1) 実施施設

No.	施設名・所在地	対象	予定定員
1	にじいろ保育園中村一丁目 中村1-15-29	1歳	5人
2	さくらさくみらい 練馬 豊玉北4-33-17		3人
3	光が丘第二保育園 光が丘1-6-3-101		15人
4	光が丘第十一保育園 光が丘2-4-11-101		15人
5	あかねの森保育園 光が丘6-1-1-101		1人
6	アンジェリカ田柄保育園 田柄1-6-3		5人
7	にじいろ保育園平和台 平和台1-31-9		3人
8	上石神井保育園 上石神井4-21-3		15人
9	富士見台こぶし保育園 富士見台3-10-1		15人
10	東大泉第三保育園 東大泉2-42-5		3人

11	豊玉第二保育園 豊玉北 6-17-9	2 歳	5 人
12	豊玉第三保育園 豊玉南 3-32-37		10 人
13	光が丘むらさき幼稚園 光が丘 3-3-5-101 (光が丘第三保育園分室)		10 人
14	光が丘さくら幼稚園 光が丘 2-4-8-101 (光が丘第九保育園分室)		15 人
15	北町第二保育園 北町 1-19-17		2 人
16	谷原保育園 谷原 5-16-41		15 人
17	石神井町さくら保育園 石神井町 7-25-45		1 人
18	心羽えみの保育園石神井台 石神井台 3-36-10		12 人
19	しろくま保育園 谷原 5-16-38		6 人
20	大泉第一小学校内保育所 大泉町 3-16-23 (北大泉保育園分室)		15 人
21	東大泉第二保育園 東大泉 7-20-1		1 人
22	大泉学園地区区民館 大泉学園町 8-9-5 (大泉学園保育園分室)		15 人
計		1 歳	80 人
		2 歳	107 人

※ 保育需要を踏まえ、今後、定員変更等を行う場合がある。

(2) 区民への周知

4月1次入園発表日(令和8年2月13日(金))に合わせて、区ホームページで周知するとともに、内定に至らなかった保護者にご案内を送付する。

2 今後の保育需要について

来年度以降の保育需要については、令和7年3月に策定した「練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し(令和9年度予定)を前倒しするなど、必要な取組について検討を行う。